

右貴答申上度早々頓首

九月五日

福澤諭吉

松平様 執事

註 松平忠敬は舊武州忍藩知事、後に子爵を授けらる。此頃箱根に在つて先生に書翰文の添削を受けてゐた。(編者)

六七三 松村録次郎宛

明治十七年四月二十三日付

過日來御話の一條篤と考候に何れも米國行の方利益と存候入費の義も大凡壹千圓にて往費を兼て壹ヶ年の執行出來可申成業の上は先づ商法學校は卒業して加ふるに英語英文に通ずるの藝あり即ち有用の人物なり賤息兩人も當時紐育に在り又其外に本塾出身の者にて在米の人は十數人に下らず既に本月廿六日の郵船にも三名も出發來月十日にも渡米する者あり夫是にて彼地著の上にて不自由の事は毫も無之誠に安心の次第に候何卒今度御歸郷の上は篤と相談早々御決斷相成度事に存候尙委細は拜眉御話可致候早々頓首

四月二十三日

論 吉

松村賢契

六七四 松村録次郎宛

明治十七年十一月四日付

其後は久々御便もなく如何被成候哉時下秋冷益々御清安奉拜賀陳ば先般尊嚴御來訪被下候節も米行の義態々御話致

し置候爾來御相談は如何相成候哉伺度就て老生より御懇談致度義は他にあらず賤息共兩人去年夏彼地へ差遣し日下兄一太郎は紐育州イサカ府の Cornell 大學に在り弟拾次郎はボーストンの マツサチュセツト、インスチテュート大學校に執行の處兄の一太郎が寄留する Cornell 校には是れまで日本書生も毎度入學し今の文部の教授矢多部良吉其外の者も Cornell 出身の者なり然るに近日は右學校に在る日本人は賤息一名にて甚だ淋しき次第是に於て御相談相願度は仁兄にも若し渡米の義御決斷相成り候はゞ Cornell へ御入校一太郎と同居同學の義如何に可有之哉同人は兼て御承知の通り不東至極の者には候得共一日も早く彼地に住居候義に付稍や人情風俗に通じ英語も昨今相應に出來可申當分の間は萬事御手傳申すのみならず海外萬里の地に君の如き良友を得る事なれば如何計りか難有存する事ならん猶又同校の學課一太郎は農學専門の積に候得共若し他に所望あれば何にてもサイヤンスプランチュは可有之其入費の大概は一年米金六百弗にて一切を辨すべし米金の相場は大凡日本銀貨の百を以て米金八十九弗半に當り銀貨は紙幣にて昨今百六圓餘なるが故に米金百弗は紙幣百二十圓足らず即ち六百弗とは大凡紙幣にして七百圓なるべし尤も渡米の當座は兎角入費多く或は七百圓にて不足も可有之候へ共次第に慣るゝに従て次第に入費も減じ大抵七百圓ならば引足り可申千圓と思へば餘りあるべし

學課は本課四年にて卒業の約束なれ共速成課に入れば二年にて澤山なり尙其上にも六ヶ月を費して商法校を卒業する杯隨分得ならんと存候

右は賤息一太郎の爲に一良友を得んとする全くの私情若し御都合宜敷候はゞ思召立如何哉此方より促して願ふ事なれば御渡航の前後出來候丈け御世話は可致衣服の裝乗船の都合御在米中爲替金の御取次品物の送致等都合都て拙家にて引

受御世話可致其邊は兼て手順致置候義に付拙家にては別に面倒の義も無之且賤息共を彼地にて引受世話致し呉れ候者は米人にてドクトル、シモンズと申す人にて此醫師は日本在留二十年老生は極々懇意致候悴共も幼年の時より知る所なるゆゑ萬一病氣等の節は勿論學問上の事に至るまでも頼置候事なれば仁兄にして今後御渡航なれば賤息共同様このドクトルへ依頼可致毫も御不安心の事は無之日本に在る時さへ病氣の節は此醫師の診察を頼み居り候義に付彼國に居て病氣の一條は天然の外案するものなし

或は渡米の御決斷相成り候はゞ御出發前は東京の拙宅へ御滞留可然旅裝等は東京にて御調へ被成度旅費は上等にて紐育まで五百圓其以下なれば二百五十圓にても出來可申賤息共は上等にして遣し候是は思召次第行李衣服手廻の品々凡百五十圓か二百圓にて整ふべし故にいよゝ御出掛とあれば不取扱一千圓御持參にて其内より旅裝費と桑港までの船賃を拂ひ殘金（船の下と上等とにて殘金の多寡あるべし）を爲替にして携行すべし又途中の同行は此節渡米の人最も多ければ毎便同行ありと云ふも可なり假令同行なきも目下桑港の領事立田革氏は舊本塾生にして老生の能く知る所一封の書を添へて百事都合宜しかるべし又其中には高島小金治氏も紐育より桑港へ歸來する事もあらん米國到る處朋友あらざるはなし

右の次第に付何卒尊嚴と御相談の上御取極相成り度實は老生が子を思ふの私情に出候事にて甚如何敷申條なれ共敢て私を營むの趣旨にあらず等しく渡米ならば一太郎と御一處に御執行被下間敷哉との御頼丈けの事に御座候捨次郎はボーストンに居り同學にはあらざれ共日本人は一兩名同府に見る様子なれば先づ夫にて聊か安心に候得共イサカには生憎目下同國の友人なし旁以て兼て渡米の御話も承り候義に付一應御様子御尋申上候のみ貴酬待入候早々頓首

十七年十一月四日

福澤諭吉

松村錄次郎様 几下

六七五 松倉 恂宛

明治十一年一月十日付

一月一日の貴翰今日相達難有拜誦仕候益御清安被成御座奉拜賀候舊冬御出府の節は態々御來訪被成下候得共取込中意外の失敬仕候段御海容奉願候扱其節相願置候旨早速御詮索被成下首尾遺す所なく詳に爲御知被下殊に當時世になきものを態々御摺立させ現物御送り被下候段御禮申上様も無之難有奉存候○小幡篤次郎も昨年五月より歐行私姪中上川彦次郎（これは三年餘滯英の者）と同伴去十二月歸國仕候色々新聞も有之追々可申上候當出版局にて發兌いたし候民間雜誌も主任の者無之不都合に候處今後は小幡中上川も力を盡すべしと申義左様相成候はゞ新聞らしき新聞も出來可申御覽可被下候右御禮旁申上度早々如此御座候頓首

明治十一年一月十日

福澤諭吉

松倉 恂 様 侍 史

尙以時下折角御自重專一奉存候從來誠に御無音實は多事に取紛居候次第此度劣姪中上川彦次郎歸國に付ては私にも大に力を添へ諸方への文通も時宜に依り代筆も頼可申旁以今後若し府下へ御用の筋も御座候はゞ無御遠慮被仰下度如何にも出來候事は可取計候

六七六 松倉 恂宛

明治十二年頃？一月九日付

謹賀新正陳ば此度岩井諦と申者宮城日報記者として其御地へ罷越し候に付ては初て東下知人も甚多からず今後萬事に付御教諭相願候儀に可有之何分にも宜敷奉願候此生は多年弊塾に寄宿人物は慥成者に候得共あまり世間に交りしものも無之俄に江湖に突き出し失策は有之間敷哉と掛念いたし候儀に御座候い才は本人相調の上可申上候得共御懇意の爲添書一筆如斯御座候早々拜具

一月九日

福澤諭吉

松倉 恂 様 侍 史

六七七 松山棟庵宛

明治二年二月二日付

正月念九日の御細書和田氏より相達し拜見仕候歸國後御書狀被下候よしなれども途中の間違敷相達し不申如何哉と關心いたし居り候處和田氏の話にて御様子も才相分り且此の度の貴翰近況を詳かにせり爰許相替義無之日々讀書いたし居候扱此度御内談の學校一條濱口氏御談御企業候趣誠に御盛舉美事人間の急務これに過ぐるものなかるべし小生も竊に欣喜に不堪候儀敢て貴國へ對しゴマをスルにあらざれどもこれまで諸國の人に交るに人氣の穩にして自ら自由寛大の風を存し候は紀人に限り候様有之候唯缺點は文教薄うして頼む所なきゆゑ他の眞似計に志し譬へば訓練をすれば直に筒袖だん袋公議附合すれば直にジャンギリ飲むものは洋酒嘗るものはボトル今一等を下げれば亂暴惡書生の

眞似をいたし高下駄長大小湯屋にて詩を吟じ茶屋にて女にからかふ杯本來の天稟になき所業を態と勉めて眞似するの風なり此様子を以て考ふるに人殺の仲間に入らば人殺の眞似をも可致此惡弊は獨り紀州に限らず天下皆然り、然りと雖も紀州人はその甚しきもの歟と愚察仕候元來此眞似と申事は甚だ宜しきことにて則此のあしき眞似を止めよき眞似をいたし候は所謂轉禍爲福所得甚だ大ならん抑々亦學校教育の義に付ては當時種々の差支あり

第一民人の Taste 未だ文化の域を窺ひたることなし道具仕掛の學問所を設くるも唯珍しく思ひ仰天するのみにて俄に學ぶものなかるべし

第二英書を読むは甚だ六ヶ敷事業支那日本の文學すら十分に讀めざる人に俄に横文を勸むるは無理の事に候

第三先生を雇ふこと難し當時金ヅクならば窮理書を登冊讀候野郎にても政府の學校に出れば月給三十兩五十兩も取申候ブライヴェートにて自由に身を處せんとならば田家の様子を知らず江戸に居るものは江戸を好とし大阪に居る者は大阪を最上と思ひ先づ田舎は御免と申す者十に八九なり

右の次第甚だ難事に有之候得共其の事行はれざるにあらず必ずしも横文に限り申間敷先づ國中の手習師匠に手當差遣し讀書手習兼帯の先生といたし論語の代に知環啓蒙を讀み庭訓往來の手本を廢し窮理圖解を手本の文字に認め隨て文字を覚え隨て義理を解する様の仕掛にいたし其外兼て濱口氏へも相話し候義有之日本の國盡を今一等詳しく認め即ち日本地理書出來（紀州なら先づ紀州の人口風俗等を委しく相認度候）假名解の國史略杯を著し隨てリードル其の外モラル、フヒロソフヒの譯書も開版いたし只管コンモン、エヂユケーションに心を用ひ次第に人を導く様いたし度其の内にて或は原書を読む者も出來可申原書を読む者は若山の松山棟庵と申人の塾あればその塾にて學ぶべしその塾

にても追々おとなしき人物出来或は伊勢の方へも出張する者あるべし兎角原書々と喧敷唱へざる方可然哉と存候先
 づ我輩の期する所は紀州全國の人に世界の圓きと聞きて怪む者なく譬へば拙著十一國の中に記せる位の事は天神講に
 出席する子供の常談にも互に皆相話し我が日本國は世界中の一國にて政の體裁には外國の某の國に比すれば如何その
 國の君に比すれば我國の天子は何の如きもの我國の諸侯は西洋封建時代の何に當る杯と大抵胸算用の出来候までに
 たし度き事なり是等の簡條をよく／＼相考へ候はゞ必ずしも横文の書を読まずとも出来可申さ様候へば人の無知なる
 は必ず横文なきゆゑにあらす畢竟文學の方向を誤り文味を重んぜざるの罪なり此まで漢學者流の惡風にて書を貴び文
 を重んずる杯と唱へ聖人の道は高しとて平人を導くを知らず殆ど仙人の境界に安んじさて其書は何物と尋ねるに數萬
 卷の書にあらす僅に數十卷の書を數百度も繰返し所得は唯スレープの一義のみ其一身を賣奴の如く處しながら何とし
 て其國を獨立せしむべきや何として天下の獨立を謀る可きや小生敢て云ふ一身獨立して一家獨立、一家獨立一國獨立
 天下獨立と其の一身を獨立せしむるは他なし先づ智識を開くなり其の智識を開くには必ず西洋の書を読まざるべから
 ず其の洋書を読むには先づ文を以て人を化すべし其の文を以て人を化するには事を易くし及ぶ所を廣くすべし故に翻
 譯書を多くし手習師匠を其儘改革して事々物々朝々暮々の話しに天地萬物世界諸國の事を自然に知る様致度義に御座
 候

將又小生義御國へ可罷出旨被仰下い才御書面の意味拜承いたし候得共前段申上候通りの次第何も大仕掛の仕事にも
 有之間敷且又小生罷出候とも別段名案名工夫もあるべきにあらす今一ヶ條の差支は例の Heavenly Court なり既に昨
 十一月も御承知の通り天命アマ降り其後當正月又候内々御沙汰あり人情フラレタ高尾に熱くなるの理敷頻にゴク／＼

其話有之大に恐縮仕候依て伊達五郎君へ託し百口を煩し先づ鎮火に相成候次第然るを又今紀州杯へ這出し候はゞソリ
 ヤコソコイツとは如何様の事件可差起も難計深く心配仕候當處へ居ながらの義に候得ば此の度の一條に付小生の力の
 あらん限り何にても御相談可仕御役に立つことならば御助力も可仕道の爲實に欣喜罷在候得共南行の義は前段の事情
 御察し被下度全く夫れのみ外に差支は無御座候

右其の意申上度早々亂筆御推覽可被下候頓首

二月二日

福澤諭吉

松山棟庵様

尚濱口君より御狀被下貴答は委しく不差出候宜敷御傳聲奉願候

註 紀州藩の英學校へ先生を招聘せんとて、松山及び濱口梧陵から其交渉があつたときに贈られたものである。濱口梧陵宛明治二
 年の書翰参照。(編者)

六七八 松山棟庵宛

明治二十四年三月二十八日付

拜啓仕候陳ば娘難症の義に付ては長日月の間御心配に預り先以て此度は首尾能く手術を終り萬死を免かれて一生を
 得たる次第本人は申までも無御座家人一同歡喜を極め候内祝の印粗末の重詰申附候に付態と奉入御覽候外に反物一長
 々の御禮の印差添候御笑留被下候はゞ難有奉存候右御禮まで申上度匆々如此に御座候頓首

二十四年三月二十八日

諭吉

六七八 松山棟庵宛

五五五

松 山 様 梧下

尙以昨夕申上候通り三十一日には何卒御差繰午後五時拙宅へ御來臨奉願候是亦爲念申上候

註 先生の三女後が卵巣腫の病に罹り大手術を受けたとき。印東玄得宛書翰参照。(編者)

六七九 松 山 棟 庵 宛

明治二十四年? 四月二日付

昨日は大に狼狽致し早速御見舞被下誠に難有奉存候彼の下劑をいたゞきし後熱も次第に收まり夜中安眠今朝熱は七度七分に下り下劑は尙未だ應ぜず候得共腹内ゴト々致居候よしに御座候

右の次第にて別に御投與の解熱藥は遂に用ひず其まゝに致し候

小水は今朝通じ候得共不相替少々々痛み兎角跡に残るやうの心持致候よしに御座候尙御藥奉願候勿々頓首

四月二日朝

論 吉

松 山 様

六八〇 松 山 棟 庵 宛

明治二十四年? 四月二十一日付

昨日も難有奉存候歸りの跡にて大便一行快通四時に服用可致との水藥は午後次第に解熱三時四時の頃には七度二三分に下り氣分も甚だ宜しきに付先づ見合せ置候處夜に入りても同様頓と熱の模様無之に付遂に用ひずして今朝に至り熱を檢すれば七度を下りて六度七分に相成候

咽喉の痛もさしたる事も無之やうに申居候

同時に尿通の方は大に快く殆んど痛を覺へずと申までに相成候

右の次第彼處此處都て宜敷誠に難有奉存候尙今日は如何致して可然哉奉伺候頓首

四月二十一日

論 吉

松 山 様

六八一 松 山 棟 庵 宛

明治二十六年三月十五日付

漸く春色を開き益御清安奉拜賀候陳ば來る二十二日拙宅にて醫友の少集相催し度にて付ては同日午後五時半より御命駕相願度長與北里諸氏へも案内致置候義何卒御差繰御來集奉願候右申上度勿々如此に御座候頓首

二十六年三月十五日

論 吉

松 山 様 梧下

六八二 松 山 棟 庵 宛

明治二十七年四月十二日付

一昨日は御來訪被下候由の處不在にて失敬仕候陳ば其節家内へ御話今度外國の大醫某氏渡來東京醫家の催しにて明十四日日本橋クラブにて宴を張るに付ては老生へも陪席如何の御案内誠に難有奉存候然處同日は已に先約有之出席致兼候折角の芳情を空し不本意に御座候得共右の次第あしからず御承引奉願候右御斷まで申上度勿々如此に御座候頓首

六七九一六八二 松山棟庵宛

五五七

二十七年四月十二日

松山様

論 吉

六八三 松山棟庵宛

明治二十八年十二月二十八日付

月迫益御清福奉賀候不相替御勉強のよし春に相成候はゞ是非一席拜聴いたし度唯今一詩を得たり匆々認め差上候御一笑可被下候拜具

二十八年十二月二十八日夜

松山様

論 吉

尙々別紙中殿々はデン／＼と訓ず爲念申上置候

註 松山棟庵は好んで義太夫を語つたので先生は左の狂詩を認めてこれに贈られたのである。(編者)

贈松山太夫

是迄稽古幾苦辛

殿々不孤必有隣

語者聞者孰野暮

無藝之癖勿評人

六八四 松山棟庵宛

明治二十九年十月二十日付

拜啓仕候陳ば老生事昨朝來風邪にて其風は眞のはな風に相違無之候得共六七日前より兎角大便の通じ不宜敢て便秘

と申には無之候得共常に快通の快を得ず此處或は下劑を服しては如何爲めに風邪も去ることならんかと素人の考案何卒御差圖奉願候

扱下劑談に入り過日油を服用せしに甚だ宜しからず不得止岡本氏へ頼みカロメル劑を用ひて效を奏したることあり其後又便通不十分に付舍利鹽シヤリヤンを用ひたれども老生は既に久しく舍利鹽に慣れて五匁五分を頓服してしぶ／＼奏效するのみ其五匁五分を呑むは誠に愉快ならず何か宜しき下劑は有之間敷哉年來下劑に對しては頑固に相成居候間其舎にて何か有效無害の品御投與奉願候右願用のみ匆々頓首

二十九年十月二十日

論 吉

松山様 几下

六八五 松山棟庵宛

年未詳二月三日付

拜啓仕候陳ば長女中村さと事一兩日前より頭痛甚しく惱み居候得共神經痛ならん暫く辛抱して全快と存じ醫藥なしに養生致居候處昨夜少々發熱八度以上を現はし候に付ては捨置難く甚だ恐入候得共何卒御一診宜敷御差圖奉願候右願用のみ申上度匆々如此に御座候頓首

二月三日

論 吉

松山様

六八六 松山棟庵宛

年未詳五月二十九日付

口上

今日歌舞戲座のさじき出来候に付見物に出掛け候積若し御さし支も無御座候はゞ御夫婦様御兩人御案内仕度實はさじきを申付候も頗る困難且塾の運動會を日送にすれば急度前約も致兼候次第先づ昨日運動會も首尾能相濟則今朝に至りて慥に見物と決し候義にて御案内もさしかゝり恐入候得共あしからず御承引可被下右申上度勿々如此に御座候頓首

五月二十九日

論

吉

松山様

尙以私方も今朝唯今見物と決し候義何卒御差線御出相成候やう致度茶屋は越前やに御座候十一時までに御出可被下候

六八七 松山棟庵宛

年未詳六月二十六日付

拜啓仕候陳ば娘しゆん事昨日來下痢を催し頻に開腸食物養生は十分注意致居候得共何物に拘らず食へば則腹痛下痢致候如何致候て可然哉診察の要用あらば御一診相願度或は御診察にも不及事ならば御藥いたゞき且攝養法を御差圖奉願候右願用まで申上度勿々頓首

六月二十六日

論

吉

松山様

六八八 松山棟庵宛

年未詳九月三日付

少々御不快の由驚入候醫も亦病を免かれざるか折角御用心專一の御事に奉存候次に大四郎義御投與のキニネ如何にも適中致候様子にて昨朝下劑の效不十分なるに付灌腸して快通同時にキニネ服用可致候處終日發熱不致今日に至るも同様何とも無御座候就て伺度は彼の御藥は頓服一發にて止めにして宜敷哉或は解熱後も爲念少々いたゞかせ候哉若しも服用不致て不叶ことに候はゞ尙いたゞき度奉存候右御禮に兼て伺旁申上度勿々如此に御座候頓首

九月三日

論

吉

松山様 机下

六八九 松山棟庵宛

年未詳十月三十日付

又々鬱陶敷天氣に相成候益々御清安奉拜賀陳ば宅の老人事一昨日來咽喉の痛にて御弟子様へ相願ひ藥用致居候處今朝の診察には或は肺の一部分に異音の聞ゆるあり云々の御話又病人は咳するときに胸に痛みを覺ゆると申居候旁少々不安心のやう被存候に付ては誠に恐入候得共御一診相願度今朝まではさしたる事にあらずと等閑に附したりしに俄に恐ろしく相成候次第何卒御診斷の上宜敷奉願候勿々頓首

十月三十日

論

吉

六八六―六八九 松山棟庵宛

五六一

松山様

六九〇 松山棟庵宛

年未詳十一月二日付

今朝は御手紙を辱し拜見仕候例の縁談の義直に當人へ話ても如何と存じ昨日岡本氏へ話しそろく端緒を開き候よし尙今朝の手紙にて他に御話もある最中の事情を語候處是れには少々困ると申其次第は當人は中々ものを熟考する性質にて容易に應否を申間敷之が爲め他の話を妨げて此方に成らざることもあらんには誠に不相濟次第に付其邊の意味を分明に申上置吳候様にと岡本氏の返答に御座候

右御返詞まで申上度勿々如此御座候頓首

十一月二日

論

吉

松山様

尙以醫藥分業云々の論は人に托しても思ふやうに出来間敷と存じ老生自から執筆の積りに致置候何れ出来次第御目に掛け可申候得共今日も早朝より來客夕刻に至り僅に此手紙を認るの閑を得たるのみ一兩日御待可被下候

六九一 松山棟庵宛

年未詳十一月十四日付

昨夕は誠に難有奉存候下劑を服し候處二時間ばかりにて效を奏し快通兩三回一睡醒來れば諸症洗ふが如く熱もなくなり脈も常の數に復し今朝は平生の通りに相成候藥も亦利くもの哉と感心仕候右御禮申上度艸々如此に御座候餘は後

に附す頓首

十一月十四日

論

吉

松山様

尙以快通後も今朝に至るまで少々づゝ通じ有之全く宿便を拂ふことと思はれ先づ今日文けは用心仕居候

六九二 松山棟庵宛

年未詳二日付

過日申上候通今朝は大に穩に相見候處唯今少々ふるへると申候に付は又々發熱可致哉に被思候如何可致哉御差圖奉願候頓首

二日朝七時

論

吉

松山様

六九三 松木直己宛

明治十二年五月十日付

愈御清安奉拜賀候爰許何も替義無御座御安意可被下候本月二日中津より濱野君家内一同にて出府今後當塾上等の教授いたし候積り津田純一君も多分當月中には歸著可致當方も追々脈に相成可申候其御地學校も盛なるよし折角御勉強專一に奉存候甲斐氏も神戸にて商業學校を開き頻に評判宜敷候兎角當節は實地の學問ならでは用に適せず候今日は偶然にも御地小學訓導野手一郎と申す人來訪話の序に一書を認め拜呈いたし候尙同氏と御面會當方の様子御聞取可被下

六九〇—六九二 松山棟庵宛

六九三 松木直己宛

候右御尋問旁申述度早々頓首

五月十日

福澤諭吉

松木直己様

尙以松岡勇記君へ吳々も宜敷御傳聲奉願候六月十日は緒方先生懷舊の集會駿河臺にて相催し候其節は出張被致候様被仰通可被下候い上

註 松木直己は中津出身の塾員で、此頃は茨城師範學校の教頭をしてゐた。松岡勇記は先生と緒方塾の同窓で、此頃は茨城縣の病院長をしてゐた。(編者)

六九四 松木直己宛

明治十二年八月六日付

過日は御社中の秘書拜見難有奉存候再三熟讀略解了するを得たり此趣を見れば後來必ず大に爲す所あるべき疑を容れず何卒御勉強奉祈候都て男兒の爲す所は其流儀は時と場所とに従て變易するあるも其主義は確然不拔毫も動搖せざる様致し度故に今御社中の諸君に願ふ所は今日の化開進歩の世に際して尙舊時の攘夷論を主張し尙其主義を動かさざるよふいたし度の一事なり今を以て考れば此夷の字不穩に似たれども之に代るに異の字を以てすれば少しもさし支有之間敷開國以來異國の人が異船に乗て異物を齎らし來り異法律に依頼して異權威を逞せんとし實に我日本人民は之に困却するにあらずや又我國人の中にも殊更に異物を好み異主義を悦び異宗教を信じ異風俗を眞似するものなきにあらず是亦一入の困却なり又或は今是非名利の在る所に推移りて國の爲に甚しき不深切なる者あり是も甚だ困りものに

御座候何卒御社中は今後永々御勉強の其中兎角都會の地に交通の路を開き善惡共に都下の氣風如何に御注意相成り候様致し度存候尙申上度事も有之候得共拜眉の時に致し候御秘書返上の序御禮旁々此段申述候也頓首

八月六日

福澤

松木様

註 「御社中の秘書云々」とは、此頃水戸に於て五六の青年有志者が松木を中心として社を結び銘々の論説を集めて雜誌體のものを持へたことがあり、先生がこれを見たいといふので松木が先生の一覽に供したことがある。(編者)

六九五 松木直己宛

明治十四年八月九日付

酷暑難凌候處益御清適奉拜賀陳ば過般御紙面被下其御地去就云々の義い才拜承實は際限もなき様の次第なれ共先づさし向の處は餘りに事を急がざる方可然哉にも存候殊に縣廳の方にも實情を以て接し候譯なれば一言の下に謝絶するも不快の事なり既に今日は國分行道氏來訪様々の話其大意はせめて今一ヶ年にもと申所望尤も此人を無理に留置此人に給するは不厚如何にも氣の毒千萬なる次第なれ共情實に於て今暫く辛抱いたし吳度廳に於ても大に取扱振を改ると申譯にも參兼候得共俸給等聊か勘辨の致方は可有之とまで申候内意は何れ令より出たる言ならん右の次第旁今暫御逗留は如何又その中此方に好機會も候はゞ速に御報知可致存候右要用のみ申上度早々拜具

八月九日

諭吉

松木君 梧下

六九四―六九五 松木直己宛

五六五

鎌田榮吉鹿兒島學校へ被聘途中京阪にて同社中申合演説大會を催し大坂は三千名京都にては四千餘名の聴衆と申電報唯今到來いたし候津田興二は新潟新聞社へ參候約束相整候酒井良明は三重縣より出府十日餘逗留昨日歸縣いたし候林欽亮も静岡より同行今に滞留に御座候

拙著時事小言脱稿唯今印刷に附し居候字数十萬字あり依て戲に

小窓揮汗稿初成 十萬言中多少情

議論千年有人識 是非今日任時評

辛巳夏日時事小言稿成

六九六 松本福昌宛

年未詳四月二十三日付

昨二十二日の貴翰拜見仕候尊嚴御事肺炎の御病症被爲在候處御養生無御叶御長逝の由誠に絶言語驚入候次第皆様御愁傷の段幾重にも奉察入候御病中御容子も知らずして一回の御見舞も不申上段怠漫の罪御海容可被下候右貴答に兼て御弔詞申上度早々頓首

四月二十三日

福澤諭吉

松本福昌様

尙以御母堂様へ吳々も宜敷御弔奉願逝者不可追今後御身御大切專一の御事奉存候

六九七 眞中直道宛

明治二十九年四月十日付

昨日の華翰拜誦陳ば兼て御話御殿山井上御宅の觀櫻會糺々御來示難有奉存候明十一日後二時より拜趨可致奉存候井上君より懇々の御傳言痛入候次第何れ拜顔萬々御禮可申上候得共尙御序の節宜敷御致意奉願候右御請まで勿々如此に御座候頓首

二十九年四月十日

諭吉

眞中様 坐下

六九八 眞中直道宛

明治三十年六月七日付

薄暑の候益々御康安奉拜賀候陳者過日來本塾に資金募集の議を催し右に付態々御話申上度事有之若し御都合宜敷候はゞ一寸拙宅まで御來車奉願度いさいは拜眉寛々御相談可致何卒御出奉願候要事のみ申上度早々如此御座候頓首

三十年六月七日

諭吉

眞中直道様 梧下

尙以本文の義は随分急ぎ候事ゆゑ可相成は明日にも早く奉願候

六九九 眞 中直道宛

年未詳八月十四日付

二片の華翰塔の澤へ到來塾の事は丁度門野氏も入湯中同宿の義に付頻に相談致居候又社會論一編拜見誠に妙なり立論に異議なし甚面白く必ず世人の注意を引くに相違なしと存候得共行文中語路の滑ならざる所なきにあらす依て唯今執筆少し取繕ひ居候出來次第新聞社説にする積り其節は眞中直道と態々姓名を記する積り御差支無之哉是は時事新報中にも極めて穩にして政府に對し又公衆に向て差支なしと認るもの、記者の名を記する事に致居候間思召奉伺候老生も箱根には世人に接すること少なく久々にて閑を覺え候に付今少々逗留致す積り何れ歸宅後寛々御話可仕存候右拜答まで早々頓首

八月十四日 塔の澤

論 吉

眞 中 賢 契 梧 下

尙以本文社會論の一編は決して御世事にあらず申分無之老生が筆を入るゝも極々少部分のみ新聞紙上にて御覽可被下今後も何卒毎度御執筆相願度新聞紙は何でもない云ふものあるべけれどもボシチーヴノーレジのある者にあらざれば到底役に立ち不申候老生は此文を見て實に心に喜び居申候

七〇〇 眞 中直道宛

年未詳八月十四日付

過刻一封差出し其節申上落したるは今後若しも論說御起草に相成候はゞ時事新報の原稿紙御使用被下度加筆等の爲

八月十四日

論 吉

眞 中 様

七〇一 眞 中直道宛

年未詳八月二十日付

め都合宜敷様致したるものに御座候此段も爲念重て申上候頓首
好き潤に御座候目今御康安奉拜賀候陳ば過日御内話の金子の儀當月末と御請合申上候處昨今弊家には出費のみにて百事意の如くならず就ては兼て御用立候五百圓の中三百圓請取り殘二百圓は九月末御返済可相成やう小栗栖君へ御約束致候得共其二百圓今少し期限延べに致し之に加ふるに當月末百圓丈け御渡申て過日の御話三百圓に充るやう致度實は老生も内外多事談は甚だ面倒もすれば御所望に應ずるを得ず悪からず御承引奉願候前段御承相成候はゞ本月末に至り小栗栖君より二百圓を一度御返し相成可申候間更に之に百圓を足して三百圓と爲し更に御用立可申候要用のみ申上度勿々頓首

八月二十日

論 吉

眞 中 様 梧 下

七〇二 眞 中直道宛

年未詳九月二十二日付

秋冷の好時節御清安被成御座奉拜賀候時事漸く佳境に入り御話も澤山可有御座候に付本月二十九日拙宅に談話會相

六九九―七〇二 眞中直道宛

五六九

催し候に付何卒御繰合同日午後五時頃より御來車奉願候尤食事の時刻に相成候得ば醫腹の用意は致置候間右様御含可
被下右御案内申上度勿々頓首

九月二十二日

論 吉

眞 中 直 道 様

七〇三 益 田 英 次 宛

明治二十一年十月三十一日付

過刻御話申上候運動會と悴共歸朝内祝の義は迎も結付け候譯に參る間敷存候に付ては運動會の方は可相成丈け日限
を切上げ四日に著すれば其後は何日にも天氣次第直に催すこととして歸朝祝義は又其跡にて一日を卜し可申存候右
申上度早々如此御座候頓首

十月三十一日

論 吉

益 田 様

註 益田は慶應義塾監をしてゐた人である。(編者)

七〇四 益 田 英 次 宛

明治二十二年九月二十六日付

拜啓仕候時下益御清安奉賀候隨て弊家々族一同無事神戸大阪奈良を経て昨夕京都著麩屋町俵屋止宿致候大阪滞留
中留主宅より別紙ナツプ氏の來狀を送り參候に付御覽被下度書中大鳥氏の家の事あり右は過日屋敷地共々或人(三井

とも云ふ交詢社の木原へ御尋被下相分り候義に御座候)え讓渡候様子に付或は家の借用も出來可申哉に存候何卒御試
可被下候

漫遊の同勢多人數にて朝夕子供の世話に忙しく老生の身に取ては漫遊ならで寧ろ子供に召連れられて旅中の御用
相動候次第夫れ是れの爲め塾の諸君えも逐一書を呈するの暇を得ず乍憚濱野門野其外諸彦へ宜敷御傳聲奉願候
小泉氏へは大阪にて面會此義に付ては過日小幡君まで文通致し置候何分唯今の病體には困り申候
右要用のみ申上度勿々如此御座候頓首

九月二十六日

論 吉

益 田 様 几 下

七〇五 益 田 英 次 宛

明治二十三年頃? 四月二十一日付

毎々御面倒の義申上恐縮の至候得共ミスシスパンホールレットの事に付左の事情を述候
唯今私共より參候女子の數は

中 村 お さ と
福 澤 お ふ さ
同 お し ゆ ん
松 山 お ぎ ん

笠原 お美代

メ五名は大人の部

小幡 お長

濱の おたか

福澤 おたき

同 お光

笠原 おやす

メ五人は子供の部

右十人にて毎日二時間の時をインゲージ致し月に四十圓を拂ふ約束なり然るに井上氏の娘兩人を右十人の内に加へて同時に教授するは迷惑の話なり且十二人の人数と爲りて二時間と申ては教授に不行届を生ずるは自然免かる可らざる勢なり

先方は斯の如き自由を働きながら此方のピアノの教授に半時間を増せば爲めに五圓を拂へと云ひ松山の娘を加れば又別に六圓と云ふ随分淡泊ならざるものゝ如し

若しも其言に従へば

四十圓 二時間教授
二十圓 家代と差引

五圓 ピアノ

おたきの分別段

六圓 松山 同斷

メ七拾壹圓

の金を拂ふものなり此外に塾にて請取る金は何程なるべきや之が五十圓もあれば百二十圓なり目下百二十圓を出す覺悟なれば外國へ注文して立派なる女教師を得べしと存候

右に付誠に恐入候共バンホールレットえ少しく自省する様御話し奉願度

既に四月末に本塾が休業と云へば女子の教場も止めなど申随分勝手の手事を申居候

以上の次第を述べて老生の考は井上の娘を別に教授するか然らざればおたきと松山の娘の爲めには別に金を拂はずして毎週兩度とふさしゆんたきぎんの五名に教授爲致度彼れがピアノは三人の積りなりしと云ふは今の事なり此方は人数を限りたることなし大凡右の事情御含置被下宜敷御話し奉願候餘は拜願御話し可仕候得共一應右の次第申上置候て後に御話し候便利と存じ態と走筆申上候頓首

四月二十一日

諭 吉

益 田 様

註 此頃義塾にフォン・ファアロットといふ獨逸人の妻で英國生れの女教師が居て、塾の教師を勤むる傍ら、先生家始め塾員の家の女子を集めて英語及びピアノを教へて居た。(編者)

七〇六 益田英次宛

明治二十三年頃？五月二日付

拜啓バンホーレットえ月謝金は今に拂不申實は過日御話申上候一條の結末如何に従ての事に可致と存じ然るのみ月の末に金を拂はざるはふきまりの様に御座候得共右の次第あしからず御含御序の節御談判奉願候今後の方向相分る上は直に金子差出候積にて用意致候義に御座候右拜願可申上の處今日は非常の多用にて不得寸暇略義ながら書を以て早々頓首

五月二日

諭 吉

益田様

尙以バンホーレットの家に居る犬は恐ろしき犬にて子女共毎度脅かされ困り申候實は此方より恐るゝ氣色を現はすゆえ然るに相違なしと存候得共子供に申含めて會得せしむるは甚だ難し是れも差支なくば犬の方を始末する様被仰聞被下度數々細事まで申上實に恐縮に不堪候得共何分宜しく奉願候以上

七〇七 益田英次宛

明治二十三年頃？五月七日付

拜啓過刻は態々中村宅へ御來訪被下女教師方教授の義末女みつ同等の席には別に若女教師を入れ左る代りには別に外國二女子を従前の教場に入度よし實は此方の所望には無之候得共特に差支も無之承知致し候併し今後教師の都合にて日本女子を教場に加することは無用に御座候

右の次第にて受教料は従前通にて苦しからざるよしなれども此事たるや此方の頼み候譯に無之教師の便利の爲めにいでし事なれば授業料云々は彼れより恩きせがましく申すべき限りにあらず毫も彼れに不便利あらば此舉に及ぶを要せず従前の約束の通りに教授して可なり唯々彼の便利とあれば此方は無益の異議を唱へざるまでに御座候右の意味宜しく御通達被下今後不都合なき様深切に教授被致度宜敷御含奉願候右要用申上度早々頓首

五月七日

諭 吉

益田様 梧下

七〇八 益田英次宛

明治二十三年頃？五月三十一日付

拜啓仕候陳ば過日も一寸申上候女教師ヅハンホーレット氏の飼犬甚危険毎度子供を脅かし難澁致す様子なれども實は此方が恐るゝゆゑ然りとて今日までは其まゝ差置候處今日に至り五女光事例の如く犬に吠へられ逃る機みにころびて怪我致し候

犬は女教師の楽しみに飼ひ候ものならん子供の怪我は甚恐るべし就ては右の犬早々取片付候様御申聞被下度是れに付ては或は縛り置くとか何とか申出候義も可有之候得共承知致す譯に參らず如何なる事情にても其犬を逐出すべし當屋敷の法におゐて許さざる所なりと御談し奉願候

毎度御面倒の義申上恐入候得共何分にも危険の義猶豫出來不申唯今より直に縛りて都合出來次第早々邸外へ出し候様厳しく被仰聞可被下候要用のみ早々頓首

七〇六―七〇八 益田英次宛

五七五

五月三十一日

益田様

論 吉

七〇九 益田英次宛

明治二十三年頃？七月十九日付

益々御清寧奉賀候陳ば過日來女教師の義に付毎々御手敷を煩はし候段恐縮に不堪扱娘共と相談致候處今の教師十分と思はれず候得共さし向外に致し方も無之先づ従前の通り夏期後も引續き稽古致し度と申事に御座候乍憚御序の節右の次第先方へ御通知奉願候何れ拜眉萬々可申上候得共不取敢要用のみ早々如此御座候頓首

七月十九日

論 吉

益田様

濱野定四郎

七一〇 門野幾之進宛

明治二十四年十一月十六日付

拜啓仕候陳ば來る十九日本塾舊學生にして國會議員たる人々え案内致し拙宅にて會席相催候に付ては同日午後五時御來會相願度何卒御差繰御同席奉願候右御案内申上度勿々如此御座候頓首

二十四年十一月十六日

論 吉

濱野様

門野様
益田様

七一一 益田英次宛

明治二十八年十二月六日付

今朝御話盃の文字試に認候不相替拙筆致し方は無之宜敷御取斗被下度尙又文句も衆説に従ひ如何やうにも改め可申無御遠慮被下度候要事のみ勿々頓首

十二月六日

論 吉

益田様

註 先生の還曆記念として賀宴の來會者に贈る盃の文字揮毫に關するものである。(編者)

七一二 益田英次宛

明治二十八年十二月六日付

幾度書ても好く出来る氣遣なし是にて宜敷候や不都合ならば直に認替可申候以上

十二月六日

論 吉

益田様



七〇九 益田英次宛

七一〇 濱野定四郎—門野幾之進宛

七一一—七一二 益田英次宛

七二三 益田英次宛

明治二十九年十二月二十七日付

月迫益々御清安奉賀候陳は過般は圖らずも亡父の遺書御惠與に預り私方にては無上の奇寶家内打寄喜候義に御座候就ては何か御返禮と皆々申居候得共存付の品も無御座此包至極殺風景に候得共有合に任せ御目に掛け度若し或は御用にも相成候はゞ難有奉存候右御禮申上度餘は拜眉の時に附し候勿々頓首

二十九年十二月二十七日

論 吉

益田様 几下

七二四 益田英次宛

明治三十二年十月二十七日付

拜啓愈々御清勝奉賀候老生事昨秋の病氣以來専ら靜養中にて御疎遠にのみ相過ぎ候旁々時下秋涼の好時節を幸ひ來る十一月十一日午後一時より芝區白金三光町(廣尾狸蕎麥)の別邸に於て園遊會相催ほし久々にて拜晤仕度奉存候尤も主人尙ほ病中の事として一々御挨拶等も自然行届き申間敷恰も朋友故舊相會し隨意に半日の歡を盡くすまでの趣向に御座候間何卒其邊の思召にて可成御繰合せの上同時刻より御來駕被成降度候此段御案内申上候勿々敬具

明治三十二年十月二十七日

福澤論 吉

益田英次様

追て當日雨天の節は翌十二日に延引の事尙ほ右御諾否御一報煩はし度候

七二五 益田英次宛

年未詳三月十三日付

春寒益御清安奉賀陳は明日の茶話會に付ては萬事御世話可相成何卒宜敷奉願候
案内の義に付塾の教員も誰彼れと可否するよりも皆一同に參るやう致度就ては外國教師はドロツパース ロイド (ロイド斷參候)のみとして他の日本教員は御見斗にて宜敷御案内被下度奉願候
右要用のみ申上度餘は拜眉の時に附し候頓首

三月十三日

論 吉

益田様 几下

日本教員の名前は誰彼れと老生には意見無之よいかげんに御見斗可被下候

濱野定四郎

七二六 門野幾之進宛

年未詳三月十四日付

中村淳氏が何か雑誌を發兌するに付慶應義塾教員の人は其講義を其まゝ出版するも不苦との許を得たるに付ては老生へも何か文を綴りて投ぜよとて過日來幾度となく宅へ參り又文通に煩はしきほどの次第なれども中村淳が果して幾許の資本金を用意して如何なる發兌を爲すや容易に其プロセスを信す可らず信すべからざるものへ漫に名前を出すは樂しからず且此事たるや中村の私のインテレストに關することにして此雑誌の有無を以て本塾を輕重するに足らず依

七二七一 益田英次宛

七二六

濱野定四郎 門野幾之進 益田英次宛

五七九

て案するに教員諸氏も私に其説を彼雑誌に記すは宜しけれども慶應義塾云々名は御見合被下度存候いよ／＼塾の名を出し老生の名をも掲るに於ては其雑誌の性質より資本金の多少其他其出版に關する人々の平生をも詳にするに非ざれば不可なり唯今時事新報へ参り見れば漫に福澤の名を記して廣告の文あり早速中村の方へ異議申遣置候何れ拜眉萬々御話可申候得共要用のみ不取敢如此御座候頓首

三月十四日

論 吉

濱野様

門野様

益田様

七二七 益田英次宛

年未詳五月五日付

童子の連中より別紙の通申参候明日がいよ／＼祭禮日にて他諸學校も休課ならば本塾も其通に致し可然哉に奉存候尚色々の都合も可有之宜敷様御取斗可被下候頓首

五月五日

論 吉

益田様

七二八 益田英次宛

年未詳五月二十六日付

時計は用ひて妨なきことなれども容易に取扱はれては困り候昨年運動會のとき誰れかゞ無暗にして工合をあしくし爲めに修覆を要し候次第故に今年誰れにても平素時計を取扱ひ其用法に巧者なる人へ終日預け置度左様御舎可被下候右申上度勿々以上

五月二十六日

論 吉

益田様

七一九 益田英次宛

年未詳七月十三日付

口 上

今日は柔道部の黒帯連を拙宅へ案内致し夕五時頃來集の筈に御座候主人は小孫壯吉にて老生も出席は致候得共老人と子供ばかりお客の爲めには随分面白からず就ては塾用御仕舞の上御話旁御來訪席上宜敷様御取扱被下間敷哉御様子奉伺候右要用のみ申上度勿々如此御座候以上

七月十三日

論 吉

益田様

七二〇 益田英次宛

年未詳八月三日付

昨日は種々御配慮にて萬般都合宜敷來賓も満足の義と奉存候藝人え少々の物を贈る積りにて用意致し越路えは帶地

七二一 益田英次宛

五八一

と袴地を贈り廣助えも帯地を贈る筈の處混雜に取紛れ失念致候よし就ては御手数の段恐入候得共別封にて御序の節廣
助方まで御届相願度全く家人の粗漏より右の次第宜敷御取扱奉願候右要用のみ匆々頓首

八月三日

論 吉

益 田 様

七二一 益 田 英 次 宛

年未詳十月一日付

昨日申上候韓客會合の義人數は左の通り

朝鮮人 十八名

之に李竣鎔と尹魚二人加へて

二十一名

主人壹人と

小 幡

益 田

一 太 郎

捨 次 郎

メ五人

共計貳十六名なり

料理は酒を除き食物丈の代壹名に付壹圓五十錢と致度候

酒は葡萄酒とビールにて宜敷と存候

右七月二日五時半テールに就く積り

客は四時より來集する事

御面倒恐入候得共三縁亭御呼寄御下命奉願候

以上

十月一日

論 吉

益 田 様

尙以小幡と尹致昨と魚允進へは已に案内致候間李竣鎔の處宜敷奉願候以上

七二二 門野幾之進 宛
益 田 英 次

年未詳十月二十六日付

拜啓陳は塾の事に付少々相談致度義有之莊田阿部中上川案内致し今日午後五時拙宅へ參候筈に付同時刻御來集被下
候やう奉願候小幡氏は已に承知の事ゆゑ御同道可被下候右要事のみ匆々頓首

十月二十六日

論 吉

七二一 益田英次宛

七二二 門野幾之進 益田英次宛

五八三

けノ部
門野様
益田様

五八四

けノ部

七二三 慶應義塾教員宛

年未詳四月二十七日付

益御清適奉拜賀陳ば春來學期の終にも相成教員諸君と寛々御話いたし度明二十八日御都合宣布候はゞ午後四五時の頃より拙宅へ御入來相願候此段御案内御差支の有無御回報奉希候早々拜具

四月二十七日

諭 吉

教員 諸君

尙以和田義郎君えも御通知御同伴奉願候

七二四 慶應義塾塾監局宛

年未詳五月一日付

此度外人壹名を雇入れ英語並に英文の傳習致し候積り略人物の心當りも有之其人物若し來ることなれば午後二時か三時の後なるべし月金は凡貳三兩なるべし(生徒の「コンヂーション」次第に由て或は別段の取斗もあるべし)大凡そ右の次第にて當時塾中傳習所望の人多寡如何

拙宅を兼て頼置候英人ミストルショ一週の内二夕壹時間童子を集めモラルを教ふるの趣にて先づ英語を授け可申相談出來たり此人はミツシヨネルの義に付教授料なし此教授席に出でんとする大人童子共凡幾人なるべき哉右兩様共大凡御取調可被下候

五月一日

福澤諭吉

塾監局様

七二五 慶應義塾塾監局宛

年未詳十日付

私の講義この前の木曜日に出席の處一人もきゝてなし依て今日も出席不致先づやめにしては如何御相談可被下候昨日會計局へ家屋建坪並に商高の義取調談じ置候相分候哉

十日

福澤諭吉

塾監局様

七二六 慶應義塾塾監局宛

年未詳八月十八日付

矢野達太郎氏の不幸塾へは爲知無之よしなれども之を知りて捨置は不本意則別封香典を包候間今日塾より一人御遣し此香典を間違はぬやう誰れか掛りの者へ相渡候様御取計可被下候
葬は

七二三 慶應義塾教員宛

七二四―七二六 慶應義塾塾監局宛

五八五

谷中二十四ばん地

瑞松院

時刻は午後三時と爲知にありしと覺ふ
右要用のみ匆々不一

八月十八日

塾 監 局 御 中

論 吉

七二七 慶應義塾塾監局宛

年未詳五月十六日付

昨夜一見致候運動會用の大下駄壹足一寸御かし被下度奉願候以上

五月十六日

塾 監 局 御 中

論 吉

七二八 慶應義塾出版社宛

明治十四年十二月四日付

三重縣下伊勢新聞社の角利助と中は兼て知る人に候處此程時事小言讀て誤植を見出したりとて別紙の通り申參候
再版の時は御注意可被下如何にも深切な事付再版出來候はゞ壹部贈り度事に御座候
要用のみ早々

十二月四日

出 版 社 御 中

論 吉

註 角利助宛書翰參照。(編者)

ふノ部

七二九 藤井清宛

明治十九年七月三十一日付

本月二十三日の華翰拜見仕候大暑の時節益御清安奉賀其御地の事情詳に御報道被下難有奉存候東京は毎日コレラの騒にて面白からず實際よりもはなしの方盛にして或は珍談も不少候本山氏は藤田へ參り今日まで居合は宜敷併當分の義にて尙未何事も手を出したるを聞かず眞實に見習ひ居る義と存候右拜答まで申上度早々如此御座候頓首

論 吉

藤井清様

尙以瀧口氏にも當期卒業致候多年在塾一點の譏なきのみならず塾中一同大に望を屬したる人物に御座候同氏の義に付ては長々御心配の處先づ此度こそ御安心と存候

註 藤井は慶應義塾出版社に居たことがあり、後に神戸商法講習所に赴任して簿記を教へた。文中「本山氏」とは本山彦一、「瀧口氏」とは瀧口吉良のこと。(編者)

七二七 慶應義塾塾監局宛

七二八 慶應義塾出版社宛

七二九 藤井清宛

七三〇 藤野近昌宛

明治二十二年十月十八日付

本月九日の貴翰拜見仕候時下秋冷の節益々御清安奉拜賀候隨て老生義も無異消日罷在候條乍憚御放念可被下候其御地邊事情縷々被仰下拜承致候堀埋事或は御出京のよし此方は毫も差支無之何時にても御目に掛り可申と存候

岩田氏の義詳に被仰下同人は兼て老生の所知なり私に相願には無之候得共出来候義は御添心被成遣度奉願候

東京は替る事も無之百事舊の如くなるが如し但し來年は國會の開設とて政治家は何か忙しき様子被存候新橋外の議事堂も既に經營中此様子にてはほんとうに國會を開く積りならん如何なるものが開けるやら見物可致と樂しみ居候事なり右拜答迄申上度早々如此御座候頓首

二十二年十月十八日

論 吉

藤野近昌様 梧下

註 藤野は此頃北海道炭礦鐵道會社に勤めてゐた。「岩田氏」とは朝鮮の亡命客金玉均の日本名岩田周作のことで、此頃は北海道に流寓中であつた。(編者)

七三一 藤野近昌宛

明治二十二年十二月三十一日付

本月二十一日の華翰相達し拜見仕候酷寒の時節益御清安奉拜賀候御著道後も日々御多忙のよし御察し申上候併し心身屈強の人は多事こそ却て藥石なれば隨分とも御勉強奉祈候桃介義に付ては萬事御配慮を煩はし以御蔭入社式も相濟

日々本社へ通勤致し昨今は日本鐵道會社又は鐵道局の事務見習の爲め新橋ステーション並上野等へ出張致し兩所共塾友多く都合宜敷よし申居り候又同人轉籍の義に付ても始終御厄介相成誠に難有奉存候何れ今後は眞の北海道人に相成り勉強の覺悟と存候

山名の事は埒明不申時節到來致して出張にも可相成是れは道廳並會社の御考に任ずるのみ特に御頼み申候事は無之候

北海道論は近來隨分世に行はるゝが如し老生は唯其狀況を見て自ら樂むのみ折々新聞紙面を御覽被下度中々面白き事に候右御返詞を兼御禮旁申上度勿々如此候頓首

二十二年十二月三十一日

論 吉

藤野様

尙以堀君木村君其外へ宜敷御致意奉願候何れ御歸京相成候はゞ拜顔萬々御話可相伺存居候以上

七三二 藤野近昌宛

明治二十三年四月十六日付

岩田周作氏出京承候得ば過日來御不快にて一時は餘程御難症に有之候よし誠に驚入候次第併平生の御體力を以て御凌ぎ相成候段欣喜不過之候賜チブスは東京にても今日尙未だ撲滅に不至昨年十月長女の大患後今年に入り本月初旬より和田義郎氏の妹君も同斷昨今少しく快方と申位の事なり實に恐ろしき病氣今程は殆んど全快の御事と存候得共御注意は怠りなきやう呉々も奉祈候チブスの療法に妙藥と申事は決して無之徹頭徹尾營養の一點肝要なるのみ何卒粗食を

七三〇—七三二 藤野近昌宛

五八九

禁じて和洋に論なく上等品を少しづつ用ひ候様御注意專一と存候右御見舞まで申上度勿々如此に御座候頓首

二十三年四月十六日

論 吉

藤野 様 梧下

尙以桃介義も夫妻同伴近日の中社長に隨ひ赴任の積に御座候著の上は萬事萬端御差圖奉願候老妻よりも宜敷申上吳候様申聞候

七三三 藤野近昌宛

明治二十四年八月二十二日付

殘暑烈しく候處益御清安奉賀候此程は成田氏も久々にて出京御地の近況委細承り候會社の御都合至極宜敷よし不相變御勉強奉祈候爰に俗事一題金井又二と申すは兼て御承知可有御座哉先年來山陽鐵道會社に勤務致居候處今度の改革にて罷られ昨今は東京に在り此人の性質至極嚴重にて或は嚴に過るの譏もあるほどなれ共一方より申せば質素正直にして仕事は誠に能く出來屹度役に立つ人物なり爾來無事に付ては炭礦鐵道會社へ参り度との志願この義に付ては過日松本氏より社長へ文通も致し候由何れ何か御話も可有之義或は其話の有無に拘らず倉庫の事務に人を要する義も御座候はゞ御周旋相願度候尙桃介よりも可申上御聞取奉願候右俗用のみ申上度勿々如此御座候頓首

二十四年八月二十二日

論 吉

藤野 盟 兄 梧下

七三四 藤野近昌宛

明治二十四年九月二十七日付

本月十七日の華翰拜誦仕候時下秋冷を催し候處益御清安奉賀候先般來は金井氏の義に付厚御配慮被成下同氏もいよ北行の事に相成仕合の事に候尙此上共百事御教示被成遣候様吳々奉願候とみくじの義又々再發、なれ共唯六ヶ敷候今日の因循世界に出来るか出來ざるか問題のみ、多分行はれざる事に可有之かけをすれば出來ぬ方にかけて勝利と存候右御返詞旁申上度勿々如此に御座候頓首

二十四年九月二十七日

論 吉

藤野 様

七三五 藤野近昌宛

明治二十六年十一月九日付

小春好時節益御清安奉賀候陳ば御地の名産りんご澤山御惠投に預り難有奉存候子供相寄大喜びの次第老妻よりも厚く御禮申上候やう申聞候北地も追々寒氣に向ひ兼て御經驗の事とは申ながら隨分御難澁の段奉察候唯無理を犯さぬやう御用心專一の事に奉存候右御禮まで申上度餘は後便に残し候勿々頓首

二十六年十一月九日夜

論 吉

藤野 近昌 様 几下

七三三—七三五 藤野近昌宛

七三六 藤野近昌宛

年未詳五月二日付

今回中村貞吉事北海道巡視に付ては必ず御目に掛り候義可有之不案内の事ゆゑ萬事宜敷奉願候御尋問の節手拭少々拜呈御笑留可被下候東京に替る義甚だ多し委細は貞吉より御聞取可被下候右申上度早々頓首

五月二日夜

諭 吉

藤野様

七三七 藤野善藏宛

明治三年五月七日付

暑氣相増候處愈御清安被成御座奉拜賀候御道中も無御滞御歸郷の義御地景況如何追々御家事御取始末の事と奉存候當方塾中相替義無御座蒸氣車道出來のよしにて立退如何と心配いたし居候處候江川の住居道の中心に當り義塾地面の東七八間の處まで故障なし一大幸御安意可被下候○土井さんの屋敷普請の積り取掛らんとせし處不取敢五百兩斗りの入費出來上りの處にて人数百人斗りの寄宿出來の義且又普請の都合も彼屋敷役人に權なく模様替も十分に出來不申旁以先づ見合せ三田龍源寺と申す奥平様の寺を借用し夕留の人数外五拾人餘引移り御奉行様は永貞小杉和田莊田四名引越申候奥平の替屋敷此度山下御門内阿部の屋敷を貰ひ地坪七千坪長屋澤山に付又候奥平に借用を談判いたし居候喧嘩をしたり熟談をしたりおかしく御座候得共互にしんから立腹も不致役人も頻に心配いたし居候此談判出來次第龍源寺は引拂候積りに御座候

馬場辰猪洋行を命ぜられ本月中旬乗船の積久米と森は無理往生に歸國いたし會頭の員追々不足可相成模様付此度會議の上素讀會議の順を改め會讀三日おき日曜日を決めは四日おきと定め壹ヶ月六度半斗りに相成事實會讀不足の節は壹人にて二會兼帯一月十三度の勤に相成候就ては大幡も私も會讀壹づゝ引請此體裁にすれば會讀四十組は立られ生徒五百人は引請候義出來申候御出立後も御客様は不相替澤山參り今日までは斷りも不成就ては御同前御給金の義四月末は十二兩づゝ戴き候得共有餘の金も有之候間五月末より貳拾兩づゝ相定め盆後は少し受教料を増し三拾兩づゝ配分可致見込に御座候○○○○四等に分ち○は三十兩○は貳拾兩○は拾兩若しくは十二兩○は四兩より多からず大凡の算は立ち申候御地御家事の御始末に付御心組も可被爲在と存じ爲念申上置候義に御座候不相替多事取込中早々走筆御推讀奉願候頓首

五月七日

福澤諭吉

藤野善藏様

尙以三嶋様え宜敷御傳聲奉願候以上

註 義塾が新錢座に在つたとき、郷里長岡に歸省中の藤野に贈られたもの。此頃の塾の事情に就ては「福澤諭吉傳」第一卷第十五編に詳細に記してある。「大幡」とは小幡篤次郎のこと、弟の甚三郎と區別するため斯く記されたのであらう。(編者)

七三八 藤野善藏宛

明治十一年七月十六日付

酷暑益御清安被成御起居奉拜賀候陳ば當地御留住宅御替も無御座御安意可被成候隨て私共も無變罷在候乍憚御放念

七三六 藤野近昌宛

七三七 藤野善藏宛

五九三

可被下候

其地御著後は御容體如何益御快方の由には承候得共尙御油斷なく御保養專一奉存候

小泉信吉君も一昨日著何も相替義無御座先づ私方へ止宿いたし居候

土州の立志學舎も都合に由閉校門野、城兩氏も不日歸府の事と存候同處も何か混雜の事と被察候

馬場辰猪君は歸後當時は新橋日吉町へ住居

新聞紙のコレレスポンド並に演説は頻に流行或る人杯は殆ど之を以て職業にする程の勢に候

津田純一も先日アメリカより歸り當時中津へ参り來月中には出府の積り

府下英語學校の跡に脚氣病院出來隊長は小生知己の長與專齋以下西洋流の醫師就中遠田澄庵さんが出頭して病人の

取扱東西に分れ漢洋優劣の勝負と申す奇談なり

秋田の大橋淡君は蠶卵紙の事に付イクリヤへ参る筈其代人には高木喜一郎罷越候積りに御座候

當塾には濱野定四郎君教員に爲り生徒も殊の外満足の様子に御座候

右御尋問旁申上度多忙中早々執筆の詳を記す能はず餘は附後便候頓首

七月十六日

福澤諭吉

藤野善藏様 几下

尙以御體質暑中は却て御困り有る間敷候得共念には念を入れ御用心專一の御事御座候乍憚御序も御座候はゞ三
鳴様へ宜敷御致聲奉願候先達も岩崎祐五郎君へ御托し御國産の御品被下芳情不知所謝吳々も御禮申上候事に御座

候以上

註 藤野が病氣療養のため一時郷里に歸つてゐたときに贈られたもの。(編者)

七三九 藤野善藏宛

明治十二年二月四日付

二月一日の芳翰相達拜誦仕候嚴寒の候愈御清穆被成御保養珍重不斜當方御留主宅異事無御座御安意可被成熱海は熱
の名を欺す温暄の由定て尊體には相應の御事と乍蔭欣喜に不堪

長與と御鄰席日々碁戰の處同氏も歸京好敵手を失ひこれには御當惑の御事と奉察候當地相替義無御座候先月二十五
日は新年の發會を催し頗る賑々敷事に有之其事情は新聞紙にて御覽と存候爰に略す

昨日は英國のリード氏川村海軍卿同道にて塾に來訪に付出版局より本塾醫學校文庫等不殘案内和田君の柔術場にて
少年の取組を示し演説館にて教師生徒一同挨拶終て引取申候是にも殆ど終日を費し申候

井上良一氏死去實は番町平賀氏の深井に投じたるなり何とも申様も無之残念至極の事に候

右拜答旁申上度如此御座候私は不相替多事之に加るに本月一日井上送葬の歸途落馬右の指を少し摺むき二本指にて
執筆不自由亂筆御推讀奉願候早々頓首

二月四日

福澤諭吉

藤野善藏様 梧下

尙以吳々も御保養專一奉存候一月十八日より平臥石井信義は肺病迎も六ヶ敷よし斯くなりて悔も不及何時まで

七三九 藤野善藏宛

五九五

も御氣長に御辛抱被成眞實に奉祈候以上

七四〇 藤山雷太宛

明治二十年六月十一日付

昨夜ドクトルえ御約束いたし置候今日は御老人様へ是非とも御出相願度子供は藝づくしをして御覽に入るゝとて待構へ居候少々風立候に付途中如何とぞんじ馬車を差上候直に弊宅の入口まで参候に付風の患は無之何卒思召立被下度又御出相成候はゞ左右御用便の爲女中は御召連被下度は是れも爲念申上置候此段申上度宜敷御取計奉願候早々頓首

六月十一日

論 吉

伊 吹 様

註 伊吹は藤山の舊姓。此頃藤山はドクトル・シモンズの許に在つて翻譯の事に従つてゐた。文中「御老人様」とはシモンズの老母のことである。(編者)

七四一 藤山雷太宛

明治二十年七月二十日付

大暑益御清安奉賀御著後如何被爲入候哉御様子相同度御老人様も日光の清閑は御氣に叶ひ候事ならんと存候別紙は米國より到來に任せ御届申候老生義は新聞社ますゝ無人に相成暑中も寸暇を得ず誠に當惑致候今日の有様にては逆も續き兼候次第なれば如何様にか可致と思案最中に御座候右御尋問旁申述度御老人并にドクトルえ宜敷御致意奉願候早々頓首

七月二十日

論 吉

伊 吹 様

家内子供一同より吳々も宜敷御傳聲奉願候

註 以下數通の書翰は、藤山がドクトル・シモンズに從つて日光滞在中に寄せられたものである。(編者)

七四二 藤山雷太宛

明治二十年七月二十八日付

本月二十六日の御手紙昨夜相達し拜見仕候皆様清閑に御消日の段目出度奉存候昨朝御見舞の爲使の者差出候定て午後著の義と存候御封入の一編拜讀誠に妙なり如何にも時弊に中り日本紳士頂門の一針直に時事の社説に掲載可致存候ドクトルより來書御座候得共別に返書認不申宜敷御致意奉願候右文章の末段に四項を掲げたれば追々之に論及して必ず人心に感ずる所多かるべしと被存候

又ドクトルは八月一日頃出京當屋敷中住家の事も談すべしとの趣い才致承知候彼の女教師の去ると去らざるは今尙相分り不申候得共いよゝドクトルが當屋敷中に住居とあれば唯今ロイド氏家の南方に地面有之候間急に一棟を建築して不苦實は私方にも子供多く行々は別居致候者も可有之存候間餘り洪大ならざる家なれば子供の爲として建築してドクトルの入用の間は貸家に可致存候尙其邊は面會の上話可申候

日本は兩三年中國會も設立と云ひ人心は皆政治に向て新聞紙面も必ず劇しく相成り可申此時に當り眞に中立獨立して國家永遠の利害得失を論ずるものは時事新報の外に有之間敷此事に付てもドクトルに相談致し度存居候

右御返事申上度早々如此御座候頓首

二十年七月二十八日

伊 吹 様

諭 吉

尙以弊家族も來月二日三日頃箱根へ參る積に御座候但し老生は一度參り直に引返し兩三日毎に往復不致ては不叶義と存候以上

七四三 藤山雷太宛

明治二十年八月五日付

別紙只今到來に付御届申候ドクトルは昨日無滞歸山の事ならん御老人にもさぞ御歡と存候弊家々族は箱根へ參る積にて昨日より支度致候處今朝の風雨子供連れにて如何可致やと當惑最中に御座候天氣次第にて午後の出立に可致先方は

相州足柄下郡 塔の澤温泉 福住喜平次方 福澤

若し御用も御座候はゞ右の如く御認可被下候但し老生は毎度歸宅不致ては不叶大抵兩三日目には歸る積りに御座候右要用のみ早々頓首

八月五 曉

伊 吹 賢 契

諭 吉

尙以家内共より御老人様并にドクトルへ宜敷御傳聲相願候

七四四 藤山雷太宛

明治二十年八月二十六日付

不相變暑氣甚しく候陳ば昨日落手致候社會論は字句の間に少々手を入れ直に掲載の積にて唯今執筆致居候日本近時の狂人共へ頂門の一針愉快に不堪候

家族の者共明日出發にて其御地へ罷出候積に致し候中村貞吉の外婦人子供六七名迎も御寺に御約介相成候義は數に於て出來不申に付何れ宿屋に泊り毎日の様に御尋問致す積に御座候何卒名所御案内奉願候

家の圖は取調中是れも今便の間に合不申い才中村より可申上御聞取可被下候右要用のみ申上度早々頓首
八月二十六日 諭 吉

伊 吹 様

七四五 藤山雷太宛

明治二十年八月二十七日付

家内子供今朝出立午後四時頃は著可致大勢御世話様に相成候義萬事宜敷奉願候其節中村貞吉え家の圖面を托し候得共未成のものにて相分り兼可申其後今朝より別紙認候間ドクトルえ爲御見被下度圖中青色の處はねだを一段高くする印なり

板敷臺所女部屋納戸は青色の部分と續きにて固より日本作なれども一般低くして食堂客間等と平面なり
食堂客間寢間の三間は西洋作りに致す積り然るに窓并に間仕切等の印なきは是れはドクトルに質さんとする爲めなり

七四三―七四五 藤山雷太宛

五九九

り唯四角に箱を並べたる姿もあまり殺風景なるが如し依て質問は

窓間仕切の数は何個にして其場所と大きさは如何

客間の南の方と寝間の東の方え少々しやれて〇の如き掛出しなどは如何

廊下の北の方九尺の口には大雨戸を引く積ぬれゑんにては寒中北風雨の時に困る上に廊下がきたなく可相成候に付食堂の内は西洋風にしても其外には雨戸を用ひ度存候此工風如何

西洋作の食堂と日本作りの座敷との間に四枚の仕切あり是れは冬分杉戸にして夏はよし戸を用ひて涼しくするは随分雅致あるべしと思ふ如何

寝間に屬する西洋風便所と日本風湯殿との地位廣狭は如何

右の次第早々御返事を戴き度直に大工の方え相談に掛り候積りに御座候

過日ドクトルより參候圖面にては宜敷候得共ストーヴの置き處に困り候に付鐵管にて外に出される様にと存じ試に

一圖を認候事なり決して此圖面に限るに非らず尙様々工風致度候間無御遠慮被仰下度奉願候

右要用のみ申上度早々如此御座候頓首

八月二十七日午後一時

諭 吉

伊 吹 様

別紙圖面は中村貞吉へい才被仰含御渡奉願候中村は齟齬したならば郵便にて宜しく候

七四六 藤山雷太宛

明治二十年八月三十一日付

兩三日來は東京も冷氣を催し大に凌よく相成候益御清安奉賀陳は過日來家族共大勢罷出容易ならざる御約介罷成誠に難有御禮申様も無之次第御蔭を以て所々見物いたし一同大満足に御座候乍憚ドクトル并に御老人え吳々も宜敷御禮被仰通被下候様奉願候同行不殘無事昨日午後三時過歸宅仕候條乍憚御放念可被下候承はれば中禪寺へ罷越候節も仁兄には態々御同伴被成下候由芳情不知所謝唯々御禮申上候のみに御座候何れ來月御歸京の上萬々可申上候得共不取敢一應御禮まで早々如此に御座候頓首

二十年八月三十一日

諭 吉

伊 吹 様

尙以家内一同より宜敷御禮申上吳候様申聞候

唯心院上人えも種々御世話相成候由厚く御禮申度乍憚御序の節宜敷奉願候

家作圖面の義貞吉より承はり候何れにも急に著手の積り出來候上は同家屋敷の住居今より楽しみ居候今度の普

請は老生自から督責して速成を期する積に御座候

七四七 藤山雷太宛

明治三十一年八月二十五日付

益御清安奉賀候陳は過日來會木晋義其御社へ一身の義相願候處或は御試用も可被下哉の由出來候事ならば御試奉

七四六―七四七 藤山雷太宛

願候此者は豊前下毛郡會木村の舊大庄屋會木圓治と申者の二男多年拙宅に居り當年本塾も卒業いたし人物は至極堅固なる者なり従前實業の経験もなく御役に立つべきや不相分候得共兎に角に御試被成下候はゞ難有奉存候い才は本人より可申上御面倒ながら御聞取可被下候勿々頓首

八月二十五日

論 吉

藤 山 様 梧下

七四八 藤本 箭山 宛

明治二年四月十七日付

一書拜呈向暑の時益御清安被成御起居奉拜賀候
兼て御心配被成下候母義これまでは何分出府不好の處昨年より御地へ罷越居候芳兵衛と申者實は拙宅長屋え住居の者に有之此度中津より歸り候に付事情相尋候處此度は母も大に心を動かし出府可致様既に芳兵衛歸府の節も旅装を調候程に至り候よしに付何卒此機會を失はずよいたし度存じ此度右芳兵衛を折返しに再び其御地え差立候間何卒御周旋被成下早々引越候よふ御取斗奉願候お一も既に十六才相成無教無藝の者に生立候ては實に同人生涯の浮沈に關り候義此度出府の上は延引ながらも手習針仕事等を教へ行々身の片付致し遣度志願に御座候將又中津に福澤の家を残すなどの説も可有之候得共最早世人も合點いたし候義に可有之世祿は頼むべからず門閥は貴ぶべからず既に十萬石の奥平様にて時勢の爲には版籍奉還の議に従はざるを得ず然ば則方今人生の急務は唯無知文盲の域を免れ人々の才徳に應じ獨立不羈の生計を求るより他事無之況や中津にて福澤の一小家を遺す杯鄙劣を極候舉動小生の恥る所なり老母始好

身中へも御諭し被下度候

一此節母出府に付殘候家財什器不用のものも可有之一切母の全權を以て姉と相談の上處置可致事

一墓所并明蓮寺の附届は暫時服部の姉にて引請候ては如何哉と奉存候

一此度母義出府いたし候とも氣に叶はざる事も有之中津へ歸度と申事に相成候はゞ半年か壹年もいたし歸候ても不苦義中津にも追々洋學御開相成候よし彌以眞に其思召有之相當の學校にても出來候節は小生も折々は中津へ参り可申既に先般より小幡仁三郎へ歸國可致杯の御沙汰も有之此方は歸り候積にて唯今掛合中に御座候元來洋學を開くは我輩の所祈況父母の國中津の役人中に實意有之候得ば直に歸候義に御座候

右要用申上度早々閣筆兎も角も此節の義は御同様に骨肉なるお一の爲めと被思召厚く御周旋奉願候頓首

四月十七日

福 澤 論 吉

藤 本 元 岱 様 侍 史

註 藤本元岱は先生の従兄で隱居の後は箭山と號した。此書翰は先生が中津に在る母堂を東京に呼迎へんとして其盡力を藤本に依頼せられたものである。(編者)

七四九 藤本 箭山 宛

明治二年十一月五日付

御愛兒御兩人共無御滯御著府直に入學御安心可被下候壽之助君御仕送の義御不如意に付其御地にて母へ二人扶持御遣し可被下其代に壽之助君御世話云々の義承知仕候先づ當分御引受可申候奥平家より被下候小生の御扶持も先般固辭

七四八―七四九 藤本 箭山 宛

致置候に付ては母の手許へ参り候米有之間敷に付貴家より二人扶持御遣し被下候へば少々欠乏を補可申候當年十月より御初め可被下候熟も狭く御兩人共一時に遣入り候義六ヶ敷候間壽之助君の方は彦次郎同様拙宅にて食事晝夜熟に遣入居候兎に角勉強專一に御座候都下何も相替義無御座小生も無恙讀書致居候短日にて何をいたし候暇も之なし貴答早々御海容奉仰候宿元萬事宜敷奉願候幡甚も不日歸府の義に可有之其節中津の景況可承く相樂申候早々頓首

十一月五日

諭 吉

箭 山 様

註 文中「御愛兒御兩人云々」とあるは藤本菅太郎と其弟壽之助（後に壽吉と改む）の兩人のこと。「幡甚」は小幡甚三郎のこと。（編者）

七五〇 藤本箭山宛

明治四年？一月二日付

此婦人小兒は小生兼て懇意いたし候石井謙道と申人の妻子なり謙道は醫學所少博士にて當時大坂の病院に在り此度江戸より妻計り跡より引越大阪著の節不案内に付不取敢休息の場所無之に付其旅宿へ一寸立寄せ申度御邪魔には可有御座候得共宜敷御周旋奉願候尙委細は附添の者より可申上候得共添書一筆如此に御座候頓首

正月二日

福 澤 諭 吉

藤 本 箭 山 様

註 藤本が大坂に居たとき。（編者）

七五一 藤本菅太郎宛

年未詳五月四日付

唐突ながら一事御尋申上度候御祖父壽菴様の御死去は今を去ること凡五十二年か三年と記憶致候得共慥かなる數を知らず御記録も御座候はゞ一寸爲御知被下度奉願候右要用のみ匆々頓首

五月四日

諭 吉

藤 本 菅 太 郎 様

尙以過刻一封差上候本月八日には何卒御來車奉願候

七五二 藤本壽吉宛

明治十八年十月七日付

拜啓此度本塾の地面内舊の稻荷臺の丘の上にヒルコツテジを作り度其目的は社友會同又は外國人杯をも招き一寸饗應するの場所重なるはダイニングルーム三間に五間十五坪待合の間同斷十五坪之に附すに玄關入口と客のローヴルコート帽子を掛る處と客人が一寸手を洗ふ處と又西洋料理凡二十人前か無理に三十人前を持込て之を温めて客間に持出す用意の間と別に雪隠入用と存候就ては日本にて云へばあづまや西洋にてコツテジの事なれば固より煉化にあらず木造なれ共其風は日本流を多く加はへずして西洋のスタイルに致し度地所はあまり廣からず爰に松の木ともみぢの木ありて之を除くに忍びず依て別紙の如く致し候その圖面は唯吾々の思出し次第に畫きたるものに付御意見御示し被下度奉願候頓首

七五〇 藤本箭山宛

七五一 藤本菅太郎宛

七五二 藤本壽吉宛

十月七日

論 吉

壽 吉 様 几下

尙以仁兄御在京なれば最妙なれ共致し方無之何卒極魚圖にて宜敷半紙に御記し大概を御示し被下度候

註 藤本壽吉は工部大學を卒業して建築の事に従ひ、此頃は箱根離宮御造營のため同地に行つてゐた。(編者)

七五三 藤本壽吉宛

明治十八年十月二十一日付

本月十八日の書留郵便拜見仕候兼て願置候コツテージの圖面早速御製し誠に見事に出来篤と拜見毫も申分無御座難有奉存候尙實地に臨み繩張致し樹の根樹の枝杯の障如何を密に取調候積に御座候昨今非常に御繁忙の時に當りて餘計の事を願ひ殊に恐縮に不堪尙此上宜敷奉願候

右仕様に従て外廻りの板割又は大ぬきを打並らべと申處雨しまりは如何に可有之哉少しく掛念なるが如し念入と申ても無識の大工中々粗漏のみならず念を入るゝ法を知らず何とか外に名案は有之間敷哉一應御考被下度愚按に日本流のさゝらご下見に格の数でも増してペンキ塗り杯は如何と思ひ候さゝらごとは日本流の天井を横にして下見に用たるものなり故に此の天井の格を尋常登尺五寸明きの處を五寸明き位にいたしてごまかすの工風なり且さゝらごなれば杉の四分板ペンキを塗れば小節は構はず安あがりにして雨しまりは多年の實驗大丈夫なり斯く申すも實は十年前板割をあひしやくりにして壁と下見と兼帯に用たる處横雨に堪へず大に失敗して大工に閉口したることあり即ち拙宅今の馬やは其仕方にて唯今にても横の雨には困り申候御高按奉候又此普請を古材相用足し木いたし其足し木の代と大工の

手間窓其外惣仕上げイザ客を招きてもさし差なしと申までに致すに其金高凡そ何程なるべきや試に大敷の御見込被仰下度奉願候

右御返詞に兼て御禮旁申上度早々如此御座候頓首

十八年十月二十一日

論 吉

壽 吉 様 几下

尙以肥田君え宜敷御傳聲奉願候交詢社の普請も追々出来々月初旬には成工と存候御歸京の上は緩々御來遊奉待様御致意可被下候

三 白

今度コツテージの普請は老生の道樂に似たれ共然らず私宅に普請を致しては自から家計を膨張せしめて無智の子供等の見る所にも自から富豪と思ひ百事に付錢を輕んずるの習慣を成して彼等の身の行末のため面白からざるに付態と公共のものゝ様にいたして實用を達し老生が死後は實に社友のものに歸する積りなれば其實者に似て奢にあらず中々考たる事なり何卒其含にて可成丈け金のかゝらぬ様御注意奉願候

七五四 藤本壽吉宛

明治二十二年十二月十二日付

本月十日の華翰拜見仕候承れば又候少々胸膜炎のよし誠に御困りの事に候得共最早御快方に赴候義兎に角に寒中は別して御用心被成度事に存候

七五三―七五四 藤本壽吉宛

川しまやえ金子の義は來書を封入して唯今文通致し置候何れ御直に御返詞致候義と存候

何か御不自由の義も御座候はゞ無御遠慮捨次郎へ御談じ被成度若年不行届ならん唯隔意なく颯々と御話し相成候様致度其邊は却て御心配なき事と存候

おさとの病氣も奇幸にして回復に及び今日未だ座中の歩行も六ヶ敷候得共何は兎もあれ萬全の場合に相成家内打寄唯喜ぶのみに御座候

莊田平五郎氏も歸來未だ面會は不致候得共元氣宜しと申事なり

高橋義雄氏も腸チフスに罹り候得共輕症にて直に全快したり

老生は久々娘の看病致し候得共傳染杯は思も寄らず今日に相成さまで疲勞も不致平生の如くなる上に回生の喜びにて却て元氣付候様覺候

醫略旬餘與病争 攻防謀得告功成

吾家慶事人如問 廿二之兒今日生

御一笑可被下候おさとは明治元年の誕生今年二十二歳に相成候

右申上度餘は附後便候勿々頓首

二十二年十二月十二日

壽 吉 様 梧下

論 吉

七五五 藤本 壽吉宛

年未詳十二月十七日付

初雪益御清適奉拜賀陳は爰に一事御取調相願度義は水の純精なるものは蒸溜水なり然るに之を飲むときは嘔氣を催す固より茶杯に適すべきにあらずされ共此蒸溜水を暫く大氣中に放頓すれば以て飲料に供すべし何れ其氣中の何物か水に混合して然るものならん其物質は何性のものに可有之哉化學家へ御問合被下度奉願候右願用のみ早々頓首

十二月十七日

論 吉

藤本 賢 契

七五六 古田 權次郎宛

文久二年五月八日付

愈御機嫌能被成御座珍重不斜奉拜賀候隨て私儀無異先月朔日英國都府ロンドンに著當所御用向きも大抵相濟四五日中和蘭に参り候手續相成申候留主中は萬端御約介罷成候義可有之何分可然御取計奉願候出立前も願置候通り春暮御切米は不殘御在所表へ相廻し候積當春其所御取斗被成下候儀と奉存候暮までには私も歸府可仕候得共萬々一遅くも相成候はゞ猶又當春同様御斗奉願候

一出帆以來色々珍敷事も見聞仕候得共一々手紙相認兼候付何れ歸府の上寛々御話可申上候歸府日限は大抵郡司に申遣置候間御承知可被下候右は御機嫌伺旁申上度早々如此御座候以上

五月八日 ロンドンにて

福 澤 諭 吉

七五五 藤本壽吉宛

七五六 古田權次郎宛

六〇九

古田 權次郎様

註 先生遺歐使節に隨行して外遊中、藩中の古田に寄せられたもの。(編者)

七五七 二木政佑宛

明治十一年八月六日付

御細書の趣い才拜承仕候兼て御話の義は心得仕候得共差向是れと申地位も無之處先日神戸より甲斐織衛歸省先方の様子を聞くに随分人は入用なれども第一帳合法を不心得ては間に合兼候よし就ては當月末の比より彼の地へ御出相成ては如何哉初より給料は出し申間敷候得共學校え立入生徒の世話等いたし候内に遂には帳合法も覺へ又學校の取扱にも慣るゝに従ひ都合宜敷候得ば人少の場所柄相當の給料をも出し候様可相成尤も彼地へ御出相成候得ば賄丈は給し可申給料も敢て愛しみ候譯には無之候得共甲斐も當地に居て之を專斷するの權なし右の話に相成候義篤と御勘考被下度候夫れは扱置其屋敷にも漢學先生御雇相成候に付て貴所様も御退身可相成由小生の考とは甚だ齟齬せり當今の華族其勢力に乏しきは人の知る所豈人にも味方は入用にこそ可有之巨萬の富も以て之を保護するの目的ある乎數年を出でずして皆無に可相成實に危き場合なり此時に當て苟も舊臣に人物あらば之を求て内に入るゝの策を運らすべき筈ならずや僅々の財を愛て遂に全家の大失敗を致すべし極めて危き次第ならずや君も舊は小笠原家の御大臣何も嫌疑を憚らず出来る丈けは忍び忍びて御屋敷に附屬出來候丈舊君家を保護しては如何長祚君へも内々御話相成度事に御座候右貴答の序に存付候まゝ申上候也頓首

八月六日

福澤 諭吉

二木 政佑様 机下

七五八 二木政佑宛

年未詳二月二十四日付

子供日々御世話相成難有奉存候御蔭を以て次第に上達奉拜謝候第二第四の土曜日は本塾休業に付ては外國教師の方も同様にいたし參候然るに娘の子兩人に限り稽古にては居合不宜中上川の子供も同様何卒以來右壹ヶ月二度の土曜日はおやすみ奉願候

毎日の稽古おさん事は十時過より外國稽古有之候に付其御塾の方は可相成丈ケ夙く被成下八時半より凡そ一時間斗りの事に奉願候右兩様相願度早々如此御座候頓首

二月二十四日

七五九 福澤英之助宛

慶應二年十一月七日付

一翰致啓上候先月廿五日御出帆後天氣も宜敷追々印度海御進行の事と致遠察候當方も相替義無之中津よりも三五日前在番の面々到着和田にても皆々御替無之由大慶存候○小生事も亞行の内命を蒙り彌以被仰付候得ば當十二月末か來正月十日前の出帆に御座候即ち此度サンフランシスコと香港との間に開き候メールシツプに乗候積なり右船にてサンフランシスコ迄參り夫よりバナマえ廻り地峽を越しニューヨークに赴候凡日數日本よりニューヨーク迄四十五日に御座候○御出帆後江戸の模様も追々宜敷相成開成所えもガラトマと申蘭人御雇相成可申由尙英佛の先生をも御雇可相

七五七―七五八 二木政佑宛 七五九 福澤英之助宛

六一一

成哉の説御座候○講武所の槍劍術師範役等御廢止相成遊撃隊と申す鐵砲打に相成申候先づこれにて兼て小生心願の大
小を止め候様可相成千古の一快事當秋中大小を賣却いたし候も即ち今日あらんことを察してなり此方の先見御稱譽可
被下候○兩三日前文武士官筒袖股引不苦旨被仰出候足下御歸りの比は日本も全く一面目を改め大小平袖杯見たくも有
之間敷小生も其内普請杯いたし候はゞ疊なしの家を造り度存候但しモニなし御慙笑可被下候○大名同盟の論は不相替
行はれ候様子なり此義は太郎殿敬輔殿えも内々御話し兼て小生の持論にて御論破可被成同盟の説行れ候はゞ隨分國は
フリーにも可相成候得共 *This Freedom is, I know, the Freedom to fight among Japanese.* 如何様相考候共モナ
ルキに無之候ては唯々大名同士のカジリヤイにて我國の文明開化は進み不申今日の出で大名同盟の説を唱候者は
一國の文明開化を妨げ候者にて即ち世界中の罪人萬國公法の許さざる所なり此議論は決して御忘却被成間敷候○要用
のみ申入度早々如此御座候幸便の節は一筆づ、御遣可被成候頓首

十一月七日

論

吉

英之助様

註 福澤英之助は中津藩士で舊名を和田慎次郎といひ、早くから鐵砲洲の先生の塾に學んでゐた。慶應二年幕府では幕臣の子弟を
選抜して英國へ留學せしめんと、なり、先生は其頃外國方に出仕してゐたので、門下生の和田を福澤英之助と改名せしめ自分
の弟として一行に加はらしめた。此書翰は渡英航海中の英之助に寄せられたものである。(編者)

七六〇 福澤英之助宛

慶應三年十二月十六日付

先便より兩度の御手紙相達し拜見いたし候愈御壯堅御勉強珍重存候爰許皆々無事中津にても同斷御安心可被下候○
御稽古も色々御都合有之十分に不參由御殘念察入候得共元來 政府の命にて傳習被仰候上は傳習掛頭取たる川路中村
の差圖の通り不致候ては名義におゐて相濟不申必暴論等不申立様御謹慎可被成獨斷にて亞米利加えなど先便の御手紙
中に有之候得共以の外の事に候外國え長く滯留いたし候得ば自然に彼國の風俗に慣れ何事もフリーを望候様相成候得
共日本に生るれば日本の風俗有之如何ともすべからざるものに有之若しこれを破るときは其身生涯の不幸は申迄も無
之所謂禍父兄に及ぶと申場合に至るべくよく御考合可被下候○日本人外國人と婚嫁の義全く虚説に有之候昨年は
御承知の通り餘程開化に赴くべき様子に有之候處近日は少し跡戻りの形勢にて筒袖もあまり流行不致候○當十月 公
方様御儀政權を京師へ御返し相成爾後世情不穩且又本月十日京師より急飛到來毛利大膳父子官位を復し脱走の五卿も
同様二條城は尾越薩土の兵を以て遠卷會津桑名は警衛御免先づ此位の形勢なり此後如何可相成哉寒心の事に候○奥平
は此節ブウ〜ドン〜の稽古など相始森源藏出府中先生なり○先便申入候通り鐵砲洲外國人居留地も彌以來年三月
九日御開相成候に付ては宅も塾生は多人數且又色々不安心の筋も有之候間近日外宅の積既に新錢座邊に相當の屋敷有
之早春引越候積に御座候○小生義も亞行御用中小野友五郎松本壽太夫不平の義有之由にて何か建白いたし小生義七月
中より引込居候處事實罪も無之義にて十月下旬出勤いたし候世の中の形勢大抵これにて御推察可被成返すも足下
の身上決して短氣を催すことなく謹慎に謹慎を加へ候様可被成當時の事情動もすれば意外の難災に罹り候事不少候○
イタリーの新聞被仰越忝奉存候此後も新聞は御心掛一々被仰下候様頼入候外國の新聞を得るは金を得るより貴し實に
相待居申候右貴答旁申入度早々如此御座候頓首

十二月十六日 殿中にて認

英之助様

論 吉

尙々當時は日本國中の大名銘々見込を異にし薩土藝宇和島等は王制復古京師に議政所を立べしと云ふ紀州其外御譜代御家門の面々は寧ろ忘恩の王臣たらんより全義の陪臣たらんと云ふ薩土の議論公平に似たれども元來私意より出でし公平論なれば事實行はれ難かるべし御家門御譜代の面々奮發せんとすれども内實力なし如何にも恐入候御時勢に御座候小生輩世事を論すべき身にあらず謹て分を守り讀書一方に勉強いたし居候足下も同様決して餘計の事を議論不致不自由ながらも勉強被致度足下の心中はよく了解いたし居候得共時勢と申もの有之候間何分にも御堪忍可被成候

七六一 福澤英之助宛

慶應四年八月十三日

要用申上候然ば西洋事情外篇此度岡田屋引受にて製本出来上方え相廻し候に付ては外國船へ積込候存意の處日本品を外國船え託し候得ば運上所へ五分の税を取り候よし右にては岡田屋も難澁の趣最の次第なり附ては奥平様の荷物にいたし差遣候積に御座候然處其御地にて外國人え掛合の次第如何いたし可然哉岡田屋も不案内の義に候間御面倒ながら御周旋被下度則此者は岡田屋の番頭なり宜敷御世話奉願候實は日本品を江戸より大阪へ廻すに税を取るの理なし併しゴツドの爲すことなれば議論も出来ず先づ奥平へ頼候積には候得共若し其御地にてよき御工夫も候はゞ尺えも御相談被下五分の運上なしにて積出候様いたし度何卒可然御心添被下度奉存候荷物は製本千五百部斗り箱十四五個もある

べし御含迄申上置候尙い才は當人より御聞取可被下候此段要用のみ早々頓首

八月十三日

註 英之助は此頃ロンドンより歸朝して横濱に居た。「尺」とは先生の學友尺振八のこと。(編者)

七六二 福澤英之助宛

慶應四年月日未詳

(斷片)

乍序申上候芳蓮院様御迎として生田四郎兵衛島津祐太郎奥平吉左衛門等來れり其序に御國の手紙來れり御届申候中村市次郎も來れり

奥平の官軍も少しづつ戦争に掛り候よし定てまけ候事に可有之實に可憐次第なり官軍の内には高木虎次郎も來り恩田金兵衛の忤も在り隊長殿は猪飼のおじさんなり致方無之次第に御座候

七六三 福澤英之助宛

明治元年九月二十五日付

拜呈益御清安被成御起居奉拜賀候毎度山邊其外より御様子は承知安心いたし居候用事なき節は御互に交通も無益なり
扱先日麻生え御傳言高口えの届物聞てビックリ小生の罪は死に容れず今更申譯いたし候とも罪を減するに足らざれども實は當春騒動の眞最中にロンドンよりの届物とて品物參り小生は自からこれを請取も不致何人より届呉候やも尋

るに暇なく世上は荷物片付立退き宅は此騒動中に新錢座へ引越杯の混雜今日に至り相考候得ばナルホド高口行の品も有之候よふ相覺候得共其節は都下の人も各々離散高口は何れに居何をいたし居候やら頓と尋問の方便も無之其儘相成其後打忘れ候義に御座候麻生えの御傳言にて始て往事を廻想即ち家内不殘たんす長持まで詮索いたし候處果して包物壹つ書狀壹封見出候何共以て汗顔の至生涯の不調法足下えは勿論高口え對し候ても面目を失ひ候次第畢竟小生の不埒且小膽世の騒動に心を動かされ不信實の罪を犯し候義に御座候何卒高口へ御面會打明け平に御詫被下度尙小生も面會し謝罪可致奉存候則包物並書狀差上申候可然御取扱奉願候頓首

九月二十五日

尙々夜具は出來候よし拾可差上存候得共最早寒氣に付綿入れに可致次便可差上奉存候

佐藤彌六郎罷越候ビストルも買入候積り此人は御承知も可有之フェースフルの人物に御座候厚く御周旋被成遣可然奉存候塾に居候人として盡く正しき人物斗りに無之動もすれば不正不信のものも出來申候人物見分け交も自から厚薄有之義御心得迄申上候先日尺氏より僕の傳言御聞取被下候事と存候

七六四 福澤英之助宛

明治五年二月二十日付

岡野氏出府に付御地の模様も詳に承知御手紙も被下拜見いたし候益々御清安被成御起居候旨目出度奉存候當方も相替義無之御安心可被下候森村への御狀は直に相屆候築氏は此節中津へ被歸候間御手紙も郵便にて中津へ可被差出候

此度永島貞次郎君其御地學校え參候當方の義い才御聞取可被下候小幡篤さんは中津甚さんはアメリカ何れも無事健康のよし昨日アメリカより手紙參殿様も甚さんもぶじソルトレイキと申處迄參候よし中津の學校も追々繁昌先づ翻譯書をおもに爲讀候積に御座候右貴答申上度早々頓首

二月二十日

福澤諭吉

福澤英之助様

尙以小生義も大病後兎角不快勝にて執筆も不精御無沙汰申候不惡御承引可被下候

註 此頃英之助は岡山の英學校に教師をしてゐた。(編者)

七六五 福澤英之助宛

明治五年四月二十八日付

其後は誠に御無音無申譯次第愈御清安被成御起居奉拜賀小生義相替事無之昨年中は時々發熱難澁いたし候得共當春來は彌以十全健康併し養生の爲めと存じ旅行思立四月初日横濱出帆

四月三日 神戸著

同日 大阪著

同處にて永島氏え面會岡山の模様も承知いたし候

四月十日 大阪出立三田え廻り有馬へ入湯

四月廿七日 有馬より神戸へ歸り候

七六四―七六五 福澤英之助宛

今日日は神戸へ滞留夫より大阪へ参り京都へも遊び或は伊勢へ参候積なり日限次第にて伊勢行は止め中津へ可参も難計

今日金場小平次へ面會承候得ば七月には神戸へ御歸可相成よし岡山の御都合如何近來愚按に讀書先生月給の爲め諸方へ雇はれ金は随分取れ可申候得共金を得るのみにてこれを守る術を知らずこれを扱ふ方を知らず唯其時に取て其時に費す乎或はこれを貯て有用の金を握りつづのみ誠に不都合の次第金ありて金の用を爲さず産あるに似て産なし何とか好き御考は無之哉小生思ふに今の月給を棄て商人と相成候方良策かと存候商人としては迎も多分の金は取れ不申差向辛じて口を糊するのみされども一兩にても三兩にても隨てこれを得れば隨てこれを保護するの術をも覺え眞に一身獨立自由自在の場合に可至哉篤と御考被下度尙色々申上度事も候得共面晤ならでは其詳を盡し難し或は思召も候はば被仰下度存候

右要用のみ早々頓首

四月二十八日 神戸金場にて

福澤諭吉

福澤英之助様

尙におきよ様えも宜敷御致意奉願候江戸表拙宅にても皆々ぶじ御安意可被下候

永島君へも宜しく御傳言奉願候

七六六 福澤英之助宛

明治五年五月十一日付

私義五月朝日上京同日歸阪いたし候處四月廿九日御認の御狀到着いたし居拜見仕候東京へ御歸被成度商賣は兼ての御志なれども貯僅に千兩家もなし商法も不案内旁御決心難相成旨御尤の義先達も申上候通り此節の商賣は未だ其本色に至らず迎も月給を取るの利なるに若かずされども一方より論ずれば商賣は金を得るの術のみならず得たる金を守るの法なり兼て御承知も可有之早矢仕氏横濱にて商業を企追々繁昌に及び江戸にも出店二ヶ所大阪にも一ヶ所有之此度は又京都にも出店の積り小生も此仲間に入り千兩ばかり出金いたし居候實は君の爲を謀るに御貯の千兩を以て丸屋(早矢仕社中)へ託し其利を取り君の身は丸屋の社中に加はり働きの社中とならば最上と存候得共こゝに一難事あり丸屋の社は當時頻に仕組中にてさし向の月給甚だ少し行々は巨大の商社可相成見込萬々有之といへども今日の利益少きゆゑ強て人に勧め難し依て中策を按ずるに君の千兩を丸屋へ託せなば毎月十五兩の利あるべし利倍増長して十年の後には三四千兩と爲るべし君の生計は御夫婦にて一ヶ月二十兩にて十分なるべしさすれば一年貳百四十兩あれば事足なり今慶應義塾に正則の教を始め君一人にて勉強せば四十兩乃至五十兩の金を得べし大丈夫三十五兩と見ても十五兩の餘金あり家は三田の屋敷中に構へ或は小生の住居を半分かして家賃を拂ふとも半分賣るとも可致塾の教授の傍に丸屋の商用を辨じ忙しく働きなば必ず千兩の元金は存して十分の活計出来一身には商法を覺え永く獨立のライフの出来可申哉と存候商法を知らずして金を貯るも實に益なし小生には今にても二三千兩の金はありされどもこれを守るの術を知らざれば産ありて産なきに等し御熟考可被成就ては小生事は明日にも便船次第中津へ参り七月か八月一度あらし吹き候後直に船に乗りて神戸迄参り江戸へ歸る積りなり君も七月が期限とあれば七月切にて東京へ歸り月給は少くも共に儉約して永く獨立のライフを樂み候方天に對しての職分に可有之哉と存候此度中津へ参りても舊同藩の人には商

工の業を勧め或は小生の姉などは江戸へ同道何か活計の道を得せしむる積りなり義塾の社中も同様唯に讀書々々といはずして商業に移り候様相談いたす覺悟なり何卒御同様一生涯の事を謀り度或は商法は素人學者にむつかしと云ふ者あれども大なるミステークなりその所謂世間の商人は我輩の目を以て見るに眞の商人にはあらず世の中に封建世祿も既に潰れたりこの潰れは獨り大名のみにあらず大名杯へ關係せる大商も共に潰るべき理にあらずや鴻の池加嶋屋の滅亡近きにあり我文學の社中これに代はらざるべからず十年の辛抱と思ひ儉約して勉強を主とし僅かに一家の活計のみにて満足いたし月給の大利を思切るやういたし度事に御座候此後御手紙被下候はゞ中津市學校にて福澤諭吉と御認御遣し可被下候中津迄も郵便は通じ申候

五月十一日 大阪心才橋筋北久寶寺町丸屋善藏方にて

福澤諭吉

福澤英之助様

七六七 福澤英之助宛

明治五年七月七日付

私事七月六日中津出立七日下の關著九日か十日出帆の蒸氣船にのり神戸へ参り十五日出帆のアメリカ船にて江戸の積りなり

此度は中上川のフハミリ服部復城夫婦同船これは兼ての相談なりし處奥平様のフハミリ不殘江戸御引越の議に決し御供は築と荒尾兩人築の御姉様も一同御引越なり

君の御都合は如何御住居の處拙宅を半分杯と申上候得共此度の大勢引越中上川服部も不取敢拙宅えねじこみ候事に

可有之併し江戸の模様外國教師も義塾へ参り正則も行はれ候よし且築の御姉様にも御對面旁以御東行は如何ビジネスは何でも可有之丸屋も繁昌の様子に御座候

若し一兩日の御暇御座候はゞ七月十一二日より十五日までの内一寸神戸へ御出浮被下度拜眉萬々可申上候

七月七日 下の關にて

福澤諭吉

福澤英之助様

七六八 福澤英之助宛

明治十六年? 四月十八日付

益々御清適奉賀候陳は明後二十日友人集會いたし度に付午後四時御入來被下度近來政談流行に付拙宅にては非政談の積雪月花の御話にて一夕の歡を盡し度何卒御差練御出奉待候早々頓首

四月十八日

諭吉

英之助様

七六九 福澤英之助宛

明治十六年? 五月二十六日付

昨日は御手紙拜見仕候陳ば乳母の義藤澤邊に兩人も可有之よしにて下見の爲め下女御遣し相成候との御報知難有奉存候此方も色々詮索いたし居候得共色々に間違ひ今日に至るまで然るべき者を不得して日一日を過候事に御座候何卒此度兩人の内にて適當の者有之様いたし度乳母と申は申々六ヶ布者にて此方より強き事は不被申其考を以て手當等の

七六七—七六九 福澤英之助宛

處もよき様に御取斗置被下度奉願候右拜答のみ早々頓首

五月二十六日

論 吉

英 之 助 様

尙以銀行云々拜承い才拜眉御話可相伺奉存候以上

註 福澤英之助は子になかつたので、先生に乞うて、今度出生の子が男子ならば自分の手許で養育し行く／＼は相續人にしたいと、豫てから懇望してゐたところ、果して男子が生れた(四男大四郎)ので、先生は其懇望黙止がたく、將來の事は本人成長の上の志に従ふこととして兎に角養育の事は其希望に應ずることになつたが、以下に列擧する數通の書翰にても知れる通り、先生は到底その愛子を手離しておくに忍びず、遂にこれを家に取戻されたのである。此書翰は大四郎の誕生前その乳母の手當を依頼されたもの。尙ほ大四郎養育に關し英之助に贈られた取極書のやうな書類があるが、それは續全集第七卷「諸文集」中の「雜纂其三」に載録してある。(編者)

七七〇 福澤英之助宛

明治十六年七月二十四日付

今曉四時男子出生誠に大丈夫なる兒なり就ては兼ての乳母御遣し被下度尤直に乳を與るにあらず候得ば今夕までに宜しく其用意奉願候右不取敢爲御知申上候早々頓首

七月廿四日朝五時

七七一 福澤英之助宛

明治十六年七月二十五日付

昨日は早速御尋被下難有奉存候陳ば乳母の義其節も申上候通り里子は召連れ參候様いたし度其里子の始末致すとて固より一兩日間に辨すべきことにもあらず加之初生兒の爲には兩三日間却て里子に乳汁を分配する方却て利益に御座候間何卒早々御遣し被下度昨夜よりコンデンスミルクにて凌ぎ居候得共實は正眞の乳を與へ度存候尙又里子を云々し或は使の往復汽車費用等様々金の入用可有之候得共是は苦しからず其邊も御含置被下度奉存候
右要用のみ申上度早々如此御座候頓首

七月二十五日

論 吉

英 之 助 様

七七二 福澤英之助宛

明治十六年七月二十六日付

昨日御手紙被下乳母の義里子は携帶する譯に參らず又公然と奉公するも不都合云々にて兩三日猶豫可致旨承知仕候得共右は全く事實にて兩三日を経れば實に其者を雇候義出來可申哉此方は必要の急若し間違候ては確と當惑の次第なり既に昨日より貰ひ乳いたし居候得共是も甚だ不十分ミルクも暑中腐敗の憂多し旁以切迫の事に御座候何卒眞實の處御突留め御報知被下度奉存候此段重て奉願候早々頓首

七月二十六日

七七三 福澤英之助宛

明治十六年八月二十四日付

御手紙拜見陳ば迎の義明後日か又は其後に可致との趣い才拜承残暑尙強し可相成は少々延ばし度兎に角に明後日の處は御見合せ被下度存候右拜答のみ取込申早々執筆如此御座候頓首

八月二十四日

論 吉

英之助様机下

七七四 福澤英之助宛

明治十六年八月三十日付

子供迎の義に付昨日御紙面拜見仕候最早天氣も稍や清涼相成都合宜しく候處爰に一の困難と申は乳母事最初は乳汁澤山に相見え候處唯今と相成候ては或は不足は無之哉と疑を生じ申候

就ては是までも毎朝牛乳を與へ居候得共尙今日より朝夕兩度にも可致哉と相談致居候右の次第に付引越候義は乳汁如何を見定めたる後にいたし度又或は思ふに事實現在の乳母にて不都合ならば斷然取替も不致ては不叶小兒榮養の一事に關しては決して等閑に不相成尙御序の節御來訪も被下候はゞ御相談いたし度奉存候右御返詞旁申上度早々頓首

八月三十日

論 吉

英之助様

七七五 福澤英之助宛

明治十六年十月五日付

昨日は御手紙拜見仕候皆々様御清寧奉拜賀大四郎事無恙成長のよし安心の至併朝夕不容易御煩勞恐縮に不堪候種痘も追々其期に相成候得共是は東京にて施術可致と申は尋常の醫家に托し候ては傳種の際有毒の恐あり今日衛生局の方へ新鮮の牛痘種所望致置候間右種手に入次第迎に參候積に御座候間其御地にて施術は暫く御見合被下度奉願候右御返詞旁申上度早々頓首

十月五日

論 吉

英之助様

七七六 福澤英之助宛

明治十六年十一月八日付

乳母壹人先づ試に差出候其良否未詳假に壹ヶ月の雇として留置積なり實は此乳母が參れば小兒を暫東京に呼び試る筈にいたし置候處唯今出し抜けに參り乳兒を連れず今夜啼するなければ乳の爲甚だ不宜依て夜中ながらさし出候間兎に角今晚御試可被下候餘の事は明日可申上候以上

十一月八日夕

東京福澤

横濱福澤様

乳母名は松と申由小使貳十錢渡し置候間湯髪結代は別に御遣し被下度候只今急ぎ候事ゆへ何れ後よりくは敷可

七七三―七七六 福澤英之助宛

六二五

申上そのちゝも成たけあがり不申様いたし度もし此乳あしきせつはよしても困り候事と存申上置候

註 此書翰は本文は先生自筆、追て書は先生夫人の筆跡である。(編者)

七七七 福澤英之助宛 明治十六年十一月十日付

昨夕は急場に乳母さし出爾來如何に候哉此方にて様子篤と視察致し度管に乳汁のみならず乳母の人物も見定めずしては不叶次第に付御都合次第にて子供一同御召連被下度暫時の間様子を窺ひ度存候又其節には舊乳母あさをも御召連れ被下度同人は何か存寄を申居候よしなれ共之を聴くに不及兎も角に東京へ參候様御命じ被下度候右要用申上候前後ながら昨日はさとへ御餞として結構の御品御贈り被下難有奉存候併し御多用御中痛入候次第何れ拜顔萬御禮可申上候得共乍序一應御請のみ申上候當人始め妻よりも宣布申上吳候様申出候此段御禮旁用事申上候早々頓首

十一月十日

東京 福澤

横濱 福澤 様

尙以たべそめの膳椀は此程序も有之黒江屋へ申付出來致し居候爲念申上置候

七七八 福澤英之助宛 明治十六年十二月十四日付

昨日御手紙被下い才の事情拜承仕候乳汁も先づ不自由無之よし安心なり何れ十分とも不被思多分牛乳の補助無之ては六ヶ布事ならん何卒御注意奉願候

過般も一寸申上候通り中村貞吉方より御案内申上度來る八日芝公園の紅葉館に催候に付同日午後四時までに拙宅ま

で御入來奉願候右御返事に兼て御案内申上候早々頓首

十二月十四日

東京 福澤

横濱 福澤 様

七七九 福澤英之助宛 明治十六年十二月二十五日付

月迫相成候處益々御清適奉拜賀陳ば歳末の御祝儀何か品物にてもと存候得共家事頗る多忙夫れ是れ調達の暇を得ず別紙壹封略義の至殺風景の段恐縮に不堪候得共聊か送舊迎新の祝意を表し候御笑留是祈年内も毎度大四郎御世話相成殊に度々衣裳杯御贈且は京濱往復等御出費相掛候段心ならざる次第誠以御氣の毒千萬の義に御座候實は最初より申上候通大四郎義養育に付御注意は相願候得共彼れが身上に付費用の一點は少しも御約介不相成積と申は赤ン坊の義長成の後彌々横濱の子になるやら成らぬやら本人の志に任ずるは今後幾年の後に決すべき事にて唯今より養子として父母と名乗るにもあらず云はゞ平生の親戚中ベストフレンドと申すに過ぎず然るに毎々精神の御注意の上に横濱の財を費すと申ては甚だ不相濟夫れも東京の福澤にて養育の費用に困ると申有様なれば枉て相願ふ事も可有之候得共幸にして目下其憂も無之旁以實物の御給與は御無用に被成下度衣裳其外身に附くものに付ては新調又は兄姉の物を次第に譲る等家計上のさし繰も有之義に付折角の御深切には候得共却て痛入り又困入るの意味も御座候間以來は何卒御斷念奉願候尙い才は拜顔の節可申上候得共乍序拙宅の事情ありのまゝに申上候早々頓首

七七七―七七九 福澤英之助宛

六二七

十二月二十五日

英之助様机下

論 吉

七八〇 福澤英之助宛

明治十七年一月二十五日付

要 用

乳母は如何相成候哉幾度取替候ても致し方無之是非共適當の者壹名詮索いたし候積り此方にて精々手を盡し居候義兼て御話の田舎の婦人は如何相成候哉御尋申上候尙此方に出來候はゞ其方は又如何様にも取扱出來可申二重に相成候ても不苦乍御手數御周旋奉願候早々頓首

一月二十五日

英之助様机下

論 吉

七八一 福澤英之助宛

明治十七年二月一日付

昨日は御手紙被下乳母の義適當の者有之近藤氏の診査にて十分なるよし安心此事に御座候然る處是まで毎度失敗夫是れいたし候内人面を見知る様相成候ては最早取替も出來不申此度こそ十分に見定申度就ては東京に於て篤と試存度候間新舊乳母子供諸共暫く此方へ御遣し被下度迎の者さし出可申哉或はおきよさまにて一寸附添御苦勞可被下哉兩様共御都合爲御知被下度若し萬一今度の乳母にても思はしからざる様子なれば時日を空ふせずして直に跡の者を詮索不

致ては不叶是までも初の程は至極好き様に鑿定して雇入れれば次第に乳の出を減じ遂に廢物に屬し候義甚だ懲りたる譯なり金錢の浪費は第二としても小兒の爲に度々乳養を改るは極て不宣事に候間乍御手數右の次第申上候何卒早々御取斗奉願候要用のみ頓首

二月一日

英之助様

論 吉

七八二 福澤英之助宛

明治十七年二月二日付

昨日の御郵書唯今到來拜見仕候陳は新乳母は近藤氏の診査にて可然由に付取極め給金等の義い才致承知候然る處舊乳母しげは自身の取計にて他へ參候由是は如何の手續相成候哉給金も過不足勘定不致ては不相濟又最前の請宿へも不掛合ては不相成兎に角に彌以此方にて暇遣すと否とに付ては少しく勘辨を要する次第突然其地にて勝手に他へ轉じたるは請宿にて何と可申哉と被考候夫れは扱置き給金の勘定は如何相成居候哉承度存候

此度新乳母雇入に付ては給金は即時何程相渡し候哉諸雜費は如何相成候哉早速御報知被下度夫々世話いたし吳候者へも會釋不致ては不相濟事に御座候

大四郎は早々乳母と共に御遣し被下度此度は念入れ様子を不見定ては不叶少々にても乳母に不足あれば最早猶豫は出來不申生れて半年餘を過れば乳母を取替候義容易に出來不申唯今其時節に御座候念にも念を入度天氣も宜しく今明日中御遣し可被下候おきよ様御差支ならば此方より迎を差出可申又或は太郎三へ御申付途中氣を付け乳母と兩人にて

七八〇―七八二 福澤英之助宛

も不苦存候未だ十分なまぬよしなれ共夫にて宣布實は過日來兩名も乳母を見たれ共頓と適應の者無之謝絶いたし候次第今度の者も速に一見いたし度事に御座候右御返事旁要用申上度早々頓首

二月二日朝八時半

七八三 福澤英之助宛

明治十六七年頃?十月三日付

秋冷の節益々御清安奉拜賀陳は昨日は大四郎おつれ被下候處其節來客雲の如く失敬仕候扱一事御様子相願度は拙家の書生に吉田房次郎と申者有之福山の商人にて年は二十歳ばかり今後商法に志す積なれ共行く處に困り就ては貴家へ寄宿御許し被下間敷哉の志願尤も食客を願ふにあらず食費の上に小遣位は有之者にて唯寄宿中何となく商賣の事を手傳ながら身に覺へ度と申までの事に御座候何卒御考被下御都合次第御一報奉願候右要用のみ申上度早々頓首

十月三日

論

吉

英之助様

七八四 福澤英之助宛

明治十八九年頃?十月十七日付

昨日御手紙被下大四郎御迎被下候よし難有奉存候最早コレもなく好み時節に相成候得共少々試度養有之と申は如何なる譯か四五日前より大四郎の言語舉動舊を變じておとなしく相成家内一同是れは不思議なりと申居候次第にてこのまゝ一二週間も機嫌を損せず寛殿適宜に取扱致し其成跡を見んと存居候折柄に付少しの間御見合被下度い才

は拜眉御話可致大勢の子供の内此子ほど養育に六ヶ敷子は無之此度不圖その心の機を轉じたるが如くなるに付十日斗り注意して試度存候右御返事まで早々如此御座候頓首

十月十七日

論

吉

英之助様

尙以おきよ様えも呉々も宜敷御致意奉願候

七八五 福澤英之助宛

明治十九年十二月二十五日付

月迫相成候皆様御機嫌克奉拜賀陳は娘おふさ以下おしゆんおたき共三名横濱の女學校へ入學爲致度過日出港の節山二百十二番共立女學校を一寸尋問致候右はおきよ様御入學の學校かと被存候若し果して然らば此學校に致度就ては御面倒恐入候得共入校御申込被下度尤弊家の女子三人の外松山棟庵氏の娘壹名も共にせんとの事に付一時四名の入學なり何卒宜敷御取計奉願候

又入學日限は一月八日とあり同日一同參るべきの處おふさ事は少々差支有之一月末か二月始ならでは參る譯に至り兼候間是れも御通じ置被下度候

又兼て承候には月謝金拾圓は上等にて三圓五十錢は下等飲食部屋等に少々區別あるよし聞及び弊家の女子は其上等に致し度存居候處校則を見れば單に三圓五拾錢とあり是れは如何なる譯か承り度候

抑も老生の承り候學校とこの二百十二番とは別のものに候哉とも被存候老生の目的とする處はおきよ様并に栗塚の

七八三—七八五 福澤英之助宛

六三一

お龍さんなどの就學したる學校に入れ度志願然るに右月謝金の高拾圓と三圓五十錢と承りたるに唯三圓五十錢とのみ校則に記しあるを見れば是れは學校が違ふたると疑を起したる事に御座候何卒御取糺し奉願候
 又校則に日曜日は用事あるも外出六ヶ敷よし是れは聖教校に然る可き事なれども入校當分は折々歸宅爲致度候間毎月四度の日曜の内隔日曜日には歸宅爲致度即ち土曜の午後に横濱より東京に歸り日曜一日在宅月曜の朝歸校爲致度斯く致して次第に校風に慣るゝに従ひ遂には歸宅を要せざるにも至るべし此處はエキセプションと致度存候
 右御繁務中恐縮に候得共何卒御取調奉願候

十二月二十五日

論 吉

英 之 助 様

尙以過日本文二百十二番の學校尋問の節校主某婦人面會其後別紙の通手紙到來の處折節拙家は中村貞吉米國より歸來大混雜の中家人が取紛れて其手紙を老生の手に出すことを忘れて二日を経て披見甚不都合の次第若し學校へ御出の事あらば其節宜敷御取成奉願候也

七八六 福澤英之助宛

明治二十年頃?二月二十一日付

拜啓益御清安奉賀候陳ば昨日時事新報へ廣告頼み參候は横濱山手三十二番館に馬車の拂物有之よしに付今日拙宅の御者差遣し一見爲致候處四輪車母衣付は上等ならざるも随分用に適すべき旨申出候に付ては何卒御掛合ひ被下候様相願度先方の申直段は二百二十圓と唱候よし夫れには色々掛引も可有之此方より何とも測量出來不申宜敷御手心にて

御相談被下度老生の所見にては此節最上等の四輪母衣馬車を金物舶來日本にて新規なれば價貳百八十圓位なりされば右三十二番館の品は古物拂物にて逆も貳百圓以上の價は無之事と被存候間貳百圓までを限りとして其以下は如何様にも御取計奉願候

右願用のみ申上度早々如此御座候頓首

二月二十一日

論 吉

英 之 助 様

尙以本文三十二番には小宮萬吉と申者應對致候よし

又本文の馬車は横濱の税關并に縣廳よりも見に參り居候よし爲念申上置候

七八七 福澤英之助宛

明治二十年頃?二月二十三日付

馬車買入の義に付色々御手数難有奉存候引取の義は明二十四日御者差出し馬と共に横濱に一泊翌廿五日ボツ／＼歸る積り就ては代金を御者に爲持差出候も少々不都合に付別紙草郷當堂封差上候間同氏へ御談し貳百〇五圓丈け一寸繰替を頼み其金を先方へ御渡被下度小宮とか申者へコンミツション五圓も異論無之御遣し被下度其爲め本價貳百圓の處に五圓を加へ候義に御座候

又草郷氏より金を借用すれば其返済は日曜日福澤英之助氏へ托すと申遣置候間例の如く日曜御出京の節御持歸り草郷氏へ御返し奉願候右要事のみ申上度い才は拜顔萬々御禮可申上候頓首

七八六―七八七 福澤英之助宛

六三三

二月二十三日

英之助様

論 吉

七八八 福澤英之助宛

明治二十年頃？二月二十四日付

馬車の義に付ては色々御世話罷成御用繁の處誠に恐縮に不堪候今日は拙宅の御者金之助と申者へ馬を引かせし出明日此馬を馬車に附けて歸京の積り宜敷御取斗奉願候右願用のみ申上度早々如此御座候頓首

二月二十四日

英之助様

論 吉

七八九 福澤英之助宛

明治二十年三月十五日付

ジャーヂンマチソン社(英一)より本塾へ照會書記壹名入用月給は二十五圓位可差出との事なり依て其人物を求むるに野田精一郎と申者あり此人は目下海軍省出仕三十圓斗の月給なれ共實は横濱の方面白し事情次第にて海軍省の方は止めにして濱に轉すべきやと内々相談致居候得共英一の方が餘り突然たる請求ゆゑ其内情を知らずして漫に此方の進退を決する譯けにも不參就ては誠に御面倒ながらジャーヂンの方え何か御手筋も御座候はゞ其實情を内々御聞合被下間敷哉奉願候い才は本人より可申上御直に御聞取可被下候早々頓首

三月十五日

論 吉

英之助様

尙以本文野田精一郎は兼て御存じも可有之哉餘程久しく本塾に居り本とは丹後の士族なり此人なれば英一の書記は屹度勤まり可申存候

七九〇 福澤英之助宛

明治二十年六月三日付

此生は木村庄之助と申舊和歌山藩士本塾の書生にて去年より築地にて語學に従事英語も大抵通じて英文も随分出來候よしに付ては兼て御話外商館に何か好都合有之候はゞ御世話相願度本人技倆の處は宜敷様御検査被下度多分落第する様の義は有之間敷旨當人自から申居候い才は直に御聞取奉願候要用のみ申上度早々頓首

二十年六月三日

論 吉

英之助様

七九一 福澤英之助宛

明治二十年頃？六月六日付

是れは熊丸壽三郎と申舊山口藩士一昨年より本塾に入り英語英文は随分出來候者にて既に塾の益田氏より書を添して野田精一郎氏えは紹介致候得共尙賢契えも一應御逢を願置他日好都合も候はゞ商館に入込度志願に御座候い才は本人より可申上毎度御面倒ながら宜敷奉願候早々頓首

六月六日

論 吉

英之助様

七九二 福澤英之助宛

明治二十年頃？八月十七日付

拜啓益々御清安奉賀陳は曾て御話致し候馬車の上に覆ふこうむりかさの如きもの（或は天蓋てんがいの如きもの）賣物有之よし横濱の左記の處より拙家御者金之助まで申參候に付ては御面倒恐入候得共御一覽被下大概の寸法格合御申越被下候様奉願候又直段の處も大抵御聞合相願度奉存候

横濱市元町五丁目貳百番地 松村

と申馬具屋なり何卒一寸御立寄奉願候不一

八月十七日

論

吉

英之助様

七九三 福澤英之助宛

明治二十年十月一日付

秋冷の時節益御清安奉賀候陳は此人は兼て御存じも可有御座哉小野友二郎と申新聞社にて目下商況取調専任なり就ては横濱の様子も承知致し度とて今後時々出張致す積り何卒一應御逢被下都て御教示奉願候い才本人より可申上御聞取奉願候右願用のみ早々一筆如此御座候頓首

二十年十月一日

論

吉

英之助様

尙以大四郎義過日來大に御世話相成難有奉存候乍憚おきよ様へも宜敷御致意奉願候也

七九四 福澤英之助宛

明治二十三年？一月十四日付

寒氣強候處皆々様益々御清安奉賀陳は本月十七日は米國より參候塾の教師并にミストルナツプえ晩食の案内致し家族一同御亭主として列座致候積に付ては大四郎事も其席へ出し度に付十六日か十七日の内迎の者差出候積り宜敷御含置奉願候過日參上の節十九日には御つれ可被下候よし難有奉存候得共右の次第に付十六七日の中御返し奉願候右申上度勿々如此御座候頓首

一月十四日

論

吉

英之助様 梧下

七九五 福澤英之助宛

明治二十三年四月十九日付

春晴御同慶奉存候益御清安奉賀陳大四郎義明日御連れ可被下様難有奉存候然處桃介おふさの出發も本月二十八日の船と定まり又其前々宅にて内祝の事も營み度其席に大四郎を缺ても氣に濟ます旁以て明日の處は御見合被下おふさ出發の後ゆる／＼滯留御世話相成度奉存候右要事のみ申上度勿々如此御座候頓首

四月十九日

論

吉

英之助様

七九六 福澤英之助宛

明治二十四年一月二十四日付

大四郎の義御尋被下難有奉存候同人の病症は餘り輕き方に無御座四日斗は中々の熱にて食事も進まず先づみかん杯たべ候位の事に有之候得共氣分は割合に宜しく昨日より少々食氣を回復し今朝は餘程宜敷候此様子なれば次第に元氣付候義と存候何も外に心配の事は無之純乎たる流行性にて醫師も安心の様子必ず御案じ被下間敷候前後ながらおきよ様も今に解熱に至よし扱々頑固なる事に候老生も解熱は致候得共何分にも氣分重く何事も手に付き不申毎日〳〵空しく消光つまらぬ事共に候

神戸の九鬼隆義さんも流行熱にて死去今朝奥平家より來書松齡院様流行症にて御危篤のよし實に〳〵驚入候事に御座候右御返事申上度匆々如此御座候頓首

一月二十四日

論 吉

英之助様

七九七 福澤英之助宛

明治二十五年十二月二十一日付

拜啓此生は白石房次郎と申名古屋の商人今度本塾を卒業致し行々は横濱へ商店をも開き兼て家業の陶器類など取扱度就ては兩三年は其邊見習旁商館へ出入致す事は出來間敷哉との志願勿論その間は純粹の雇れにて勉強可致覺悟老生

には何の考も無之兎に角に一度御逢本人の申處御聞取被下度奉願候右匆卒白石の所望に任せ添書一筆如此御座候頓首

二十五年十二月二十一日

論 吉

英之助様机下

七九八 福澤英之助宛

明治二十八年五月二十七日付

御手紙拜見唯驚入候のみ尊嚴御事御大病の處廿五日朝御長逝のよし誠に絶言語候次第御病中會て御様子も承知不致御見舞さへ不申上不相濟事に御座候足下も直に御歸國可相成の處御風邪にて御引籠夫れと申是れと申御心配の御事奉察候何れ重て御尋可申上候得共不取敢御悔まで匆々如此御座候拜具

五月二十七日夜

論 吉

英之助様

尙以本文御不幸の義老妻始皆々驚入宜敷御悔申上候様申聞候土岐の老人などはふるき御懇意にて別して感慨に不堪様子に御座候何れも唯宜敷御致意と申聞候以上

七九九 福澤捨次郎宛

明治十八年十月一日付

八月四日附の書狀今日相達し兄弟共平安のよし最早や夏も過ぎ貴様は九月下旬イサカを去てポーキプシュー^アえ過ぎりシモンズ氏へ面會の積りのよし〇當期より貴様も學課を定めずしては不相成如何決斷致候哉と其便りを待居候日本も

七九六―七九八 福澤英之助宛

七九九 福澤捨次郎宛

役人の口は甚六ヶ敷薩長人なれば或は随分馬鹿でも好地位を得ることあれ共其他は一切熱心も無益なり就ては今後の後進生は何か其身に附きたる藝能を以て獨立の生計を求るの外無之候

白人種世界を壓すべしとの譯文如何にも其通りなり拙者も其邊の考にて野蠻國は寧ろ亡びたる方幸など少々端を開き遂に人種論に及ばんと致居候處政府の小兒等が發行を停止致候に付草稿は半にて筆を擱し候事なり世界の大勢を見れば白人の勝利に歸すべき固より論を俟たず唯其白人の遠慮してぐづぐづたるには却て驚入候次第なり○貴様の譯文は平易にて意能く通ず一日の社説に用候積りなり○浴衣は届候よし着ごゝろは如何○西の新聞紙は半年にして半年分渡過ぎの代價は取返し申候○齎節入用の由森村へ頼み可申存候○塾は英語を奨勵する積りにて九月より外國人を三名雇入れ少々能く相成候今後の日本に英語英文の出來ざるものは迎も役に立不申學問も商賣も交際も一切外國人を相手に不致ては内國共に語るべきものなし○拙者も宅に客の相手致候ては際限も無之に付一週兩度交詢社へ出掛けて接客致候就ては交詢社の家も随分損じ候に付少々手入れ致し外人の來訪にも差支なき様都合致す積り大工へ申付候○本塾の坂も常に上下に難澁に付表長屋を取拂ひ坂を緩にして馬車人力車も上下出來候様にと目論見本月中に長やは打潰し候様申付候○一太郎より今日尙未だ手紙參り不申明日までは來る事ならん同人烟草の一條其耕作か其製作か何れを専門に致すにも矢張兩方の智見無之ては不叶次第に可有之存候過日も申遣し候通り必ずしも烟草と限り不申何でも宜敷生計になることなれば事の種類を擇び不申尙シモンズ氏へも相談如何様にも取斗可被申候

右平安の回答まで早々如此候也

十八年十月一日

論 吉

捨次郎殿

註 文中發行停止云々に就ては、續全集第二卷「時事論集」明治十八年黨政治外交の項に載録した「朝鮮人民のために其國の滅亡を賀す」の註參照。以下二十一年までの數通は一太郎、捨次郎の二令息米國留學中に寄せられたるもの。尙ほ一太郎、捨次郎、桃介、おふさの四名宛のものは、それ〴〵書中の事實に關聯があるので、閱讀の便宜上、一括して年代順に配列した。(編者)

福澤一太郎宛
福澤捨次郎宛

明治十九年十月二十五日付

別紙を認候處九月二十日附兩人よりの書面到來シモンズ氏は十月十日桑港出發のベルジク號に乗込も知れずとの義何れ其便にいよ〴〵の處來報あらんと相待居候一太郎の稽古兩様にて一は英語英文學と一は紀事學のよし右に付或は入費もかゝるとの事なれ共是れは心配に不及如何様にも手當致し候間心置なく執行被致度毎度申述候通り日本は英語の流行猫も杓子も英語の要用を語らざる者なし奥平の奥さん(故昌邁君の未亡人)も英語の稽古とて或る外國人の處に通學致し居り候他推して知るべし貴様達が歸國したらば定めし立派に英語を語り又文を認むる事ならん拙者は今より之れを楽しみ又生涯の樂みに致す積りなり英語を語らんとする者は須らく人に聴せずして所謂おしやべりたるの工風專一と存候兩人如才も有之間敷候得共無言よりも寧ろ多言たるべし無禮にさへ互らざれば颯々としやべるを善しとす即ち交際法なり臆病書生が不愉快なる顔色して沈黙するは儒流の末孫拙者の最も嫌ふ所なり捨次郎より愈吉澤の義尋問同人は朝鮮に歸りて禁獄せられたるよし人に讒せられたる事ならん野蠻國の惡風これを聞くも忌わしき次第なり何れにしても箇様なる國は一日も早く滅亡する方天意に叶ふ事と存候つくだ煮入用の由早速調達さし送り可申最早

八〇〇 福澤一太郎—福澤捨次郎宛

六四一

好き時節に相成食物を送るにも適し候シモンズ氏も國を去り候上は今後手紙の名當は如何可致や右要のみ早々頓首

十九年十月二十五日

論 吉

一 太郎 殿
捨 次郎 殿

中村貞吉も九月二十四日過には米國へ渡りたる筈なれば必面會の事ならん是れも十月下旬には桑港乗船の義と相待居候

註 冒頭に「別紙云々」と記してある其別紙は残つてゐない。(編者)

八〇一 福澤捨次郎宛

明治二十年五月二十一日付

來年度卒業に付ては日本へ歸りて實地の事を執るに付何等の業を専務に取調べ可然旨先便被申越甚肝要の問題拙者も段々人に聞合候處目下日本にて鐵道の業は處々方々に起り苟も其學業を修めたりと云へば直に仕事のある勢なれども何は扱置差向の缺乏は橋を架することトネルを穿つことト此二ヶ條は要用中の要用にして最も其人に乏しと申事なり故に貴様も鐵道布設全體の事を學ぶと同時に右の橋とトネルとの事を別段に念入れ取調候様致し度候又日本に鐵道の工事に用る學士は不自由ながらも皆無と申次第にあらず候得共鐵道事業全體のマネージメントに至りては曾て人の心付かざりし事か今日壹人もなし故に今鐵道の工事を知りたる上に鐵道事務の取扱を心得たる者あらば所謂鬼に金棒なるものにて最上の上なり既に日本鐵道會社よりは特別に社員の壯年壹名を英國へ遣しマネージメン

ト見習を爲致居候よしに承り候

扱爰に困難は日本政府にて鐵道の布設は一切英國に依頼して都て英風に倣ひし義に付米國にてマネージメントの事を見習ひ來るも英風即ち今の日本風に適せず甚困るよし然るに其マネージメントを見習はんとして米國にては随分見習の都合も出來候よしなれ共英國にては殊の外六ヶ布よし甚だ困る事に候既に榊原浩逸杯も米國にて少々マネージメントの事を見習候よしなれ共日本に歸りて米國の所得は役に立たずとて窃に不平を鳴らし居候日本政府は妙な譯けにて鐵道の事に付頓と米國人と談じたることなし今度九州の鐵道會社へも内々政府より説諭して一切の軌道車輛とも獨逸に注文せしむるよし誠に不思議の様に被存候

右の次第に付貴様も目下學校の専門を修るの傍に鐵道に關する書籍又新聞杯讀み

橋梁を架する事

トネルを穿つ事

右二ヶ條を念入れ詮索して尙餘暇あらば

鐵道のマネージメント

「株を募る事

「之を賣買する事

「貨錢の高低の事

「チツケツトを賣る事

「如何なる地方の鐵道を布設すれば利あり又利なき等の事

「會社役員給料の事

尙右の外にも要用の件は枚擧に遑あらずと雖ども凡其邊の考を以て取調致し度事なり

例へば今度山陽鐵道は神戸より下の關へ至る線路なるが此鐵道出來の上内海は船の通航甚便利なれば或は船の爲めに競争せられて鐵道不利の事はなき乎

又日本の各地に漫に鐵道を布設して便利は便利ならんれども其割合に國中の殖産は進まずして恰も寶のもちぐさり杯の患は有之間敷哉

右等の事も常に心掛け置き日本に歸りたる上は唯の技師のみにあらずして事務を執るにも差支無き様致し置度唯今の政府なればこそ米國を疎外して其鐵道法をも採用せざれども役人の更迭は何時行はるゝも圖る可らず米國の鐵道法大に日本に行はるゝの日も可有之存候右要用のみ申入度早々如此候也

二十年五月二十一日

論 吉

捨次郎 殿

今度私設鐵道條例なるもの出來下等客の運賃一英里に付一錢五厘より超過すべからずとあり是れは如何日本の鐵道は都て賃錢高きが如し

(別紙)

前便節儉云々と申遣候處右の故か本年度は休暇にてもボーキブントへ参り兄弟對面の事も不致との報知母人は

之を見て甚遺憾に思ひ僅かの金を節儉する爲め兄弟逢はぬ杯は誠に可愛そふなりとて頻りに氣の毒に思ひ拙者も之に同感なり儉約とは申せども夫れは事と品に由るべし萬里の旅天一年一度兄弟の面會は無上の快樂これをも止めせよとは不申錢を愛しますずして相會するよふ致度存候此段特に申入候

五月二十一日

論 吉

捨次郎 殿

(別紙)

過日時事新報三四東計り郵便局より差戻相成候右は捨次郎行紐育森村組へ當たる名前常の如くなりしに何者の所爲か態と其アガラスを書替へて森村組へ行かず以て歸來したる事なり先便貴様の來書に新聞紙参らずとありしは此間違より生じたる事と存候實に不審の至なれ共致方無之次第爲念事情申入置候

五月二十一日

論 吉

捨次郎 殿

八〇二 福澤捨次郎宛

明治二十年六月二十九日付

五月二十八日ボーキブント發の來書相達し披見致候學校の試験も終りボーキブントに至り一太郎へ面會桃介へも同斷桃介は活潑にて初對面より氣に叶ひ候よし承はりて満足致候隨分元氣よき少年にて本塾にても餓鬼大將と申したる人物なり

八〇二 福澤捨次郎宛

六四五

時事新報は本月二十四日發行を停止せられたり是れは昨今政府中にて改正困難なれば中止するに若かずと云ふ議論ある其内幕を知らずして新報が國權を棄て、改正は宜しからずと云ふ意味にて立論したるゆゑ改正主張の向に甚しく應へて停止と出掛けたりとの事なり

中上川は小供太郎一が病氣にて神戸行大に延引の處病人も快方に付本月二十二日出發に付ては山陽鐵道も次第に著手の運びに相成候事と存候

桃介は生絲商にしては如何一太郎と相談被致度今便當人えも一書遣す積りなり右は要用のみ早々不一

二十年六月二十九日

論 吉

捨 次 郎 殿

註 時事新報發行停止に就ては、續全集第二卷「時事論集」明治二十年篇政治外交の項に載録した「條約改正は事宜に由り中止するも遺憾なし」参照。(編者)

八〇三 福澤捨次郎宛

明治二十年七月九日付

五月二十八日ボーキプシーへ参り久々に一太郎へも面會桃介も同斷此少年は活潑にて貴様と相投じたるよし取りも直さず貴様の弟なれば百事添心可然決して頑固物にあらず颯々とのいふ言に従ひ可申存候
日本には絹絲の産出年々増進し本年を昨年比すれば凡百分の二十を増したらんと云ふ實に驚くべき富源なれば隨て外國(就中米國)えの輸出も増加するは申までも無之就ては桃介の身の方角も絹絲専門杯は如何と存居候尙貴様に

も一案を煩はし候事なり

拙者は不相替誠に多忙にて困入候彦次郎は上方へ参り新聞社の方には渡邊と高橋と執筆手傳致居候得共是れも長く社に居るか當てに不相成拙者も新聞紙の筆執る斗りの用なればさまで苦勞とも思はず候得共外の雜用涌くが如く毎日く千客萬來殆んど當惑致候貴様達も何卒早く歸國して少しにても家事を助け呉候様致度存候

右要用のみ早々如此候也

二十年七月九日

論 吉

捨 次 郎 殿

八〇四 福澤捨次郎宛

明治二十年十月二十八日付

桃介が英語出來候上の方角は英國行も可然候得共爰に一つの考と申は甲斐氏は米國に向て商賣致し資本は二萬金斗拙者は初より商賣に關係不致唯無據貸金として三千圓斗り出金致し商賣も後來の目的有之候よし小幡も中上川も贊成致し居り今泉も昨今其仲間に入りて兼て同家の公債證書貳千圓は出金の姿に致候次第就ては桃介も其社中に入りて經營致し可然哉に存候然る時は兼て甲斐商店へ貸金も行々は仲間金に致しても不苦何れ日本米國間の商賣は今後進むるも退くなし鬼角日本國內にては何事も出來不申桃介の生涯も米國を當てにして出身獨立の工風可然哉に存候
尙甲斐氏へも談じ同氏も固より異論無之義に付桃介が英語大抵出來候上は桑港へ歸り甲斐商店へ入り自由自在に商賣の道を習ひ候方可然哉に存候尙貴様の考にても贊成ならば其處に取斗度存候

八〇三—八〇四 福澤捨次郎宛

甲斐商店の方は唯今差急候譯にもあらず唯斯くと説を定め置徐々に桑港に來り可然存候
今度成田五十穂氏が甲斐商店社員にて桑港へ出張或は今泉も日本の商況工業一覽の爲め來春頃は一寸歸國するやも
知れず

レロードの書は儘に落手唯今時事新報にて通讀致し要用の條は翻譯の積りなり

拙者は常に無事のみと申進候得共今度は少々有事の次第を申さんに過日來水道を得たるに付臺所の普請を始め一夜
暗中臺所をぶら／＼致し候處ねだ板の未だ張らずしてありしを知らずズンとおとし穴に陥り向ふすねを摺つたとも
／＼誠に痛みに不堪苦しみ候得共骨を挫きたるにあらず關節を達へたるにあらず唯家人に笑はるゝのみ最早一週餘を
經過してかさぶたも追／＼とれて將さに全癒に至らんとするの有様なり即ち貴様方が渡米後拙者の大怪我なり何卒此
事は一太郎へも桃介へも序の節貴様より爲知度存候

右要用のみ早々如此候也

二十年十月二十八日

論 吉

捨次郎殿

八〇五 福澤捨次郎宛

明治二十年十二月十九日付

ナツブ氏其地を出發に付送別の會に貴様も演説いたし候よしに付其事情を詳にし又其文をも新聞紙にて一見則ち譯
して時事新報に載せたりドクトルシモンズ氏の評に少々劇しき演説にて在日本のミツシヨネル中に大に氣を揉む者も

あれ共捨次郎は壯年血氣の事なり少々の劇論は不苦と申極内々にはドクトルも得意にて悦び居る様子なり

留宅は皆々無事おさと以下子供は日本學英學を勉め此ころにては外國人と大抵の話は出來候様相成候福澤の家計
もあしき事なし唯今は公債證書も諸株券もなし唯金の姿に致し置何事にも手を出さず謹て守るの有様なり貴様達が歸
京して何か思立事あらば少々の資本には困り不申候貴様達が經濟に愚ならざる以上は決して金の爲めに腰を人に屈す
ることは有之間敷純然たる獨立の男子たる可し何れも來年の歸國對面の時を待つのみ右早々不

十一月十九日

論 吉

捨次郎殿

福澤一太郎

八〇六 福澤捨次郎宛

明治二十一年一月二十九日付

福澤桃介

井上角五郎事一月二日歸國明三十日の郵船にて再び渡米の用意致居候處一昨日突然警察の手に拘引せられたり何事
ならんと驚入り色々聞合せ候處先年來朝鮮國へ參り彼の政府へ被雇中何か不審の事有之其嫌疑の爲めと申事なり今日
と相成候ては最早年月も過ぎ候に付必ずさしたる事は有之間敷又角五郎が悪事を働候義有之とも思はれず不日明白に
分りて放免の事と存候得共一昨朝は警部巡查が宅へ參り候など子供は勿論大人も大に驚候次第今日に相成候得ば唯一
笑に附するのみ但し氣の毒なるは井上にて此寒天に監獄に入り難澁の義に可有之依て昨日は衣類其他入用の品々差入
義人間世界には色々の事變もあるもの哉と家内語合ひ朋友中の噂取々なり但し福澤の家には何の子才も無之其邊は

八〇五 福澤捨次郎宛

八〇六 福澤一太郎 福澤捨次郎 福澤桃介宛

六四九

安心被致度候

今日は兼ての約束にて子供の内おふさおしゆんおたきと同道徒歩にて神奈川まで東海道を通行して夕景に可相成そ
こで神奈川發の汽車に打乗り歸宅と唯今支度最中なり

右要用のみ早々不一

一月二十九日朝八時

論 吉

一 太 郎 殿

捨 次 郎 殿

桃 介 殿

福澤一太郎

八〇七 福澤捨次郎宛

明治二十一年三月二日付

昨夜十二時頃三田壹丁目より出火風は餘りはげしき程に無之候得共隨分焼けひろがり凡五十戸ばかりも焼失致候拙
者は丁度寢入候處にて不意に驚かされ直に支度して場所へ出掛け候處春日の社に付きそふに有之是が焼けては必定和
田に移り可申是非共防ぎ止めねばならぬ譯にて一同力をつくし彼の神樂堂に焰を吹掛るときなどは必死に働き遂に之
をくひとめたり拙者は半面を一寸火焰に吹かれやけどほどにはあらざれ共今朝に至るまで目の邊がびりびり致候所謂
焦眉の急なるもの乎一笑

右の次第にて焼出されの者共には不取敢本塾の舊講堂をかし昨夜より今日までむすびをくはせ酒を飲ませ茶を飲ま
せ色々世話なし遣はし居候時計屋は一昨年煉化石の家を作りたるが爲めに本家丈けぶじ中嶋精一は丸やけ門脇の萬屋
より以南は片側無難にて松山も同斷無事夜中松山の子供は宅へにげて参り今朝歸宅せり宅の家内不殘昨夜十二時より
今に至るまで睡眠せず隨分疲勞致候拙者も此手紙を認めて一睡の積りなり右異事申入度早々如此候也

三月二日午前十時

論 吉

一 太 郎 殿

捨 次 郎 殿

桃 介 殿

八〇八 福澤捨次郎宛

明治二十一年三月二十三日付

二月二十日附の來書を見て近狀を詳し安心致候貴様達歸路歐洲印度支那等巡回の義御同意のよし就ては米國は早々
出發すべきなれ共オーバーリンえ一寸罷越候旨是れは友誼上要用の事ならん兎に角に早々切上げ一日も速に引揚げ候様
被致度拙者共は一日千秋の思にて歸國を待つのみ多分十一月中には面會出來可申中心組致し居候
一 太郎の證書云々は如何様にて不苦實は時事新報に横文の讀み書き自由なる者なく困り居り候折柄一太郎は丁度
適當の人物拙者が給料を出して雇入れ可申他人にても六七十圓は直する者なり面倒なれば證書もなんにも不用なり父
子獨立協力立派に生活可致と存候

八〇七 福澤一太郎—福澤捨次郎—福澤桃介宛

八〇八 福澤捨次郎宛

六五一

桃介が徴兵年齢に相成例の如く其地にて就學の證明書入用に付早々出來候様致し度本人は不案内の事ゆゑ貴様の先例に倣ひ證書を得て早々送越し候様差圖爲致度候

一 太郎へ申越置候如く狸そばの續きの地面を買入れ候貴様達が歸國の上は何か妙工風可有之候
右相替事無之候得共平安の一報早々如此候也

三月二十三日

論 吉

捨次郎殿

八〇九 福澤一太郎宛
福澤捨次郎宛

明治二十一年六月十六日付

本年六月捨次郎卒業すれば一太郎捨次郎同道にて歸國可致其道は歐羅巴へ廻り印度海を渡る事なり右に付拙者の意見左の如し

- 一 六月前より歸國の支度を十分に調へ置卒業直に米國出立直に英國へ渡り夫れより歐洲各國就中露國は見逃す可らず
- 一 ペートルスボルフよりモスコも是非一見致度事（此時に旅行免狀始て用を爲すべし）
- 一 パリベルリン等見物は勿論なれ共唯一通りにて不苦或はイタリヤより土耳其のコンスタンチノボルも一見致し度候
- 一 歐洲の文物は大抵米國と同様なる可けれども又或は舊世界新世界の異もあるべし唯大概の處を見て他日再渡の時の参考に供するまでなり

一 地中海を渡りたらばアレキサンデリヤも一寸一見致度夫れより印度海に出てセイロンに寄りボンベイカルコッタには是非立寄り支那は香港よりもカントンの方大切なるべし

一 凡右の如くして六月に米國出發五六ヶ月を費して日本に著すべし故郷の父母は勿論姉妹兄弟も實に待ち退屈する次第なれども世界の風俗人情を視察するは貴様達生涯の利益又世間に對する體面もあり假令表面の一覽にても必ず遂げ候様致度存候

一 米國出立の爲めの入費はロンドンまで達すべき旅費を森村にて請取可申ロンドンへ渡れば正金銀行の支店にて金子請取候様取斗置可申夫れにて用を辨じ可然存候

一 故郷にては一日も早く歸國と申居候義に付六月は卒業證書を請取たる翌日にも出立致候様兼て用意可然米國は最早見物に及不申候

一 印度支那の見物は甚だ大切なり唯今より其地に關する所の諸書を取置置くは實地見物の利益なるべし

一 僅五六ヶ月にては唯宿屋に泊りて汽車に乗るに過ぎず誠に馬鹿らしきやうなれども決して然らず百聞は一見に如かず存外の利益あるものなり

一 諸方に參り候はゞつまらぬものにて其地にある品物を少しづつ買求め土産に携歸るべし生涯のメモリーとして甚面白し

一 歐羅巴印度支那地方巡回の其間は此方より手紙を遣るに由なし日本の領事館ある所には平安書を送り置可申候貴様達は行付く先きより毎度怠らざるやう文通有之度存候例へば香港にも日本領事館あり天津上海も亦然り唯今天津の

領事は波多野承五郎なり

一 旅中より送りたる紀事は新聞紙に記し度、和文にても英文にても不苦時々報告有之度存候

一 右の旅行に付ドクトルシモンズは來年三月までもかゝり候様申候得共、汽船車の便利なる今日拙者の考は本年十一月

二月までにて澤山と存候、或は尙これよりも早からんと存候

一 以上は拙者の所思なり尙又貴様達にも旅行の道順可有之間承り度候、拙者の考は是れまで日本人の餘り見ざる所を見
度思ふのみ

右要用申入度早々不一

二十一年六月十六日

論

吉

一 太郎 殿

捨次郎 殿

註 日付は六月十六日とあるが、文意より推せば前掲三月二十三日付の前後のものと思はれる。「六月」は誤記であらう。(編者)

八一〇 福澤捨次郎宛

明治二十二年七月五日付

過日五十圓の金は不用のよしにて爲替御返し慥に請取申候

原書書物の箱は通運會社へ差出置候届候事と存候

山陽會社より配當金の義に付別紙の通申參候に付其地にて貴様の印にて請取金子は爲替にて當方へ送り候様御取斗

可被下候

壯吉事一昨日より發熱是れは大變と存じ松山さんへ頼み色々手當致候處全く腹の加減より起りし事にて昨夜より今朝に至り全快致し候

録田榮吉氏はいよゝ快方以赴候處老母に傳染して母氏は一昨朝死亡致候誠に恐ろしき事に候右の次第に付拙者は大に用心致し不人情の様なれども病氣見舞にも參らず又送葬にも會せず候

岩崎久也歸來一太郎は直に同家を尋問不在の處其翌日先方より來訪拙者も寛々面會致し候九月には再渡と申居候
右要用のみ早々不一

二十二年七月五日

論

吉

捨次郎 殿

註 此書翰より以下は捨次郎が山陽鐵道會社に入り神戸に在りしときに寄せられしもの。(編者)

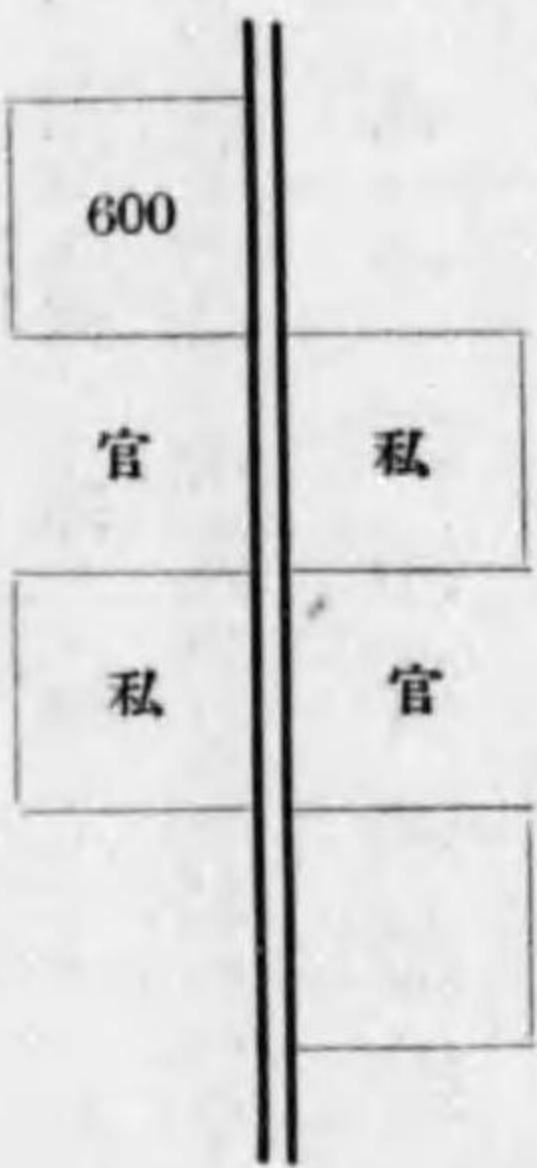
八一 福澤捨次郎宛

明治二十二年七月十九日付

北海道鐵道の事は拙者の甚だ能く知る所なり其計畫は大凡そ新聞紙に記すが如し發起人は鹿兒島人堀基と申人にて此人は多年開拓使北海道廳に在りて隨分有力者なり今度の鐵道は黒田も知り大隈も賛成にて株主は皆金持なり堀氏は過日此事に付宅に來り色々語りたる事もあり拙者もその株主たるは先方の喜ぶ所と申に付いよゝ願の通になりたらば加入可致哉とぞんじ兩三日前中上川へ見込を尋遣し候位の次第なり

政府へ願は

株金拂込の翌月より年五分の利子を政府にて請合事
落成の後は十年間利益五分に上らざれば政府にて五分になるやう補給する事
鐵道の左右圖の如く六百間づゝ無代價にて下付の事



敷設に入用なる木石は無代下付の事

既成の幌内鐵道は目下村田堤と申薩人が拜借中なれ共之を返上して更に北海道鐵道會社へ拂下る事

右に付北海道長永山氏は近々出京その上にて事を決するよし

尙中上川え相談利害如何を決しいよゝ好きものならば株に入る積りなり

右願の成否は近日に分り可申分り次第可申進候

右要用のみ早々以上

七月十九日

捨次郎殿

論 吉

八一三 福澤捨次郎宛

明治二十二年八月十日付

別紙は甲武鐵道會社より到來に付御届け申候

東京は中々熱く困り候得共レウマチスも全くよくなり今は何とも無之御安心可被下候

當年の暑中は何方へも参らず少々秋涼を催したらば上方へ参り度語合ひ居候

桃介も歸國と決したる様子七月十一日附の來狀に歸裝忙しと申參候

高橋義雄氏歸國時事に執筆可致と申に付拙者も少しらくに可相成存候

條約改正の論は甚だ喧しく成否不相分候得共東京の地面は價騰貴し三光坂大島の屋敷(壹萬坪に家二つあり)三萬

五千圓にて三井に買取候福澤の地面も壹萬坪向合ひに在り追々價の高く相成候事と存候

藤野近昌氏へ頼み室蘭^{ムロワン}え地面少々買ひ候様話致し候是れは固より投機にあらず或は我骨肉知己の者が北海道へ参る

ときの用意と存じ直段の安き中に頼候事なり未だ返事を不得

右要用のみ早々不一

八月十日

捨次郎殿

論 吉

八一三 福澤捨次郎宛

明治二十二年九月七日付

過日御申越の夜具は一昨日郵船會社へ頼み差出し本月十一日には其地へ届候筈なり

家内一統の上方行は何れ四五日中に出發の積唯今支度最中なり道順の義色々語合ひ迎も一日中に直達は出來不申のみならず二日にも六ヶ敷候間朝東京發靜岡へ一泊久能山などへ参り翌朝靜岡發にて名古屋へ一泊金のしやちほこ熱田の宮等へ参り翌朝出發直に神戸と思ひしかども是れも六ヶ敷ゆる京都へ参り二三夜ばかり泊り京都中を見物して大津行き近江八景を見物し終り夫れより京都を發して奈良へ参り春日大佛等名所を見物し同處へ一泊大阪へ出て大阪に二三夜逗留中住吉堺へ参り夫れより神戸へ行き姫路の歸途に須磨舞子一の谷杯を見て凡二夜泊り神戸を發し草津にて汽車を下り舊東海道にて四日市より津に出で太神宮參詣引返して四日市に戻同港より船にて歸京と凡胸算は出來候得共實地に臨んで變はることあるべし

同勢は凡十六人の内子供はお光以下四人なり

此度は家族の旅行名所舊跡を探る爲め又拙者は人の應接用談に飽きく致候に付半月か二十日斗り一切知らぬ旅天に閑を偷む爲めなれば旅中唯至親の中上川へ一寸参るのみにて誰の家へも尋問不致又先方より來訪も斷る積りなれば何卒物靜に致し置かれ度當地にても今日に至るまでまだ誰れにも旅行の事を語り不申所謂ぬけ参りなり吳々も靜に致し度存候

いよ／＼出發の節は電信差出候間出來候事ならば京都まで來り一兩日にも同居同食致し度中上川へ相談被致度候

一太郎は留主番の積りに致し居候得共子供の全員を伴ふに一人缺けては面白からずと存じ議を變じて同行の事に致し是れに貴様を加れば九人共揃ひ候事なり

最初の趣向は先づ神戸へ参り夫れより大阪奈良京都大津草津伊勢と定めたれども名古屋より神戸への時間永く子供の難澁と存じ道を逆にしたる事なり

尙日限時刻同行の人数も慥に相分り次第可申入候早々以上

九月七日

論 吉

捨次郎殿

八一四 福澤捨次郎宛

明治二十二年十月十五日付

藤本壽吉事餘程久しく病氣にて何分快方に赴かず就ては神戸へ轉地可然旨醫師の差圖に従ひ近々陸路より参候積り其地にて借家等の事は中上川へ頼有之よしなれ共當人の参るまでに適當の家を見出し可申哉否不相分候に付若しもさし向借家無之節は詮索出來候まで暫時の間貴様の旅寓へ同居爲致度唯壹人の義に付源太郎へでも申付可然世話致し遣し度候同人の病氣もほんとの肺病には非ずとの事に付空氣宜しき神戸にて養生したれば必ず容易に全快可致被存候又藤本は鐵道にて参り或は單身同道もなしとの事に付名古屋か京都より貴様へ當て電信差出候はゞステーションまで迎ひに参り荷物の世話人力車の用意杯病人の心身を勞せざる様致し度事なり右要用のみ早々以上

十月十五日

論 吉

捨次郎殿

八一五 福澤捨次郎宛

明治二十二年十月二十五日付

おさと病氣の義に付其地よりの電信昨夜到來今朝返電差出候通り先づ宜敷方と申送候得共發病後今日は九日目にて熱度は今正に盛なり昨午後は四十度六分今午後は尙進で四十度八分まで達し人事不省にて随分苦痛今四十八時間も過ぎ候はゞ退歩に及ぶべきやと防禦苦戰最中なり醫師は松山印東兩氏相談固より明白なる病症なれば兩醫異説も無之時々見舞吳候

發病後始終腹滿を覺候に付一昨夜下劑を投じ十分功を奏せず依て灌腸致して之を促し昨夜十分快通夫れが爲め腹の鹽梅は宜敷相成候得共發すべき熱は之が爲めに發せざるを得ず

衰弱は尙未だ頂上に至らず候得共食慾は絶て無之無理に葡萄酒ミルクソップを進めて維持致居候看病婦は兩人雇入れ手當は毫も怠る所なし病中心淋しく頻りに父母兄弟を慕ひ候に付病床の妨にならざる限りは近づきて面を見せ居候醫師の説に大患は大患なれども悪症の發徴無之ゆゑ必ず凌ぐべしと氣やすめでなくほんとうに申居候唯々骨肉の目を以て見れば心配の情に堪へず家内一同眠食の時も忘れ茫然騒然致すのみ何れ時々容體は可申進早々以上

十月二十五日午後四時

捨次郎殿

ナツブ氏は教師三名と共に二十二日著致候得共拙者は中々面會等の譯に不參塾員にてよきやうに致し居候事と

論 吉

存候

八一六 福澤捨次郎宛

明治二十二年十月二十七日付

廿五日の御手紙唯今到來其一兩日中に轉宅のよし夫れとは知らず今曉の手紙も今夕の手紙も舊宅へ當て差出し達否不安心に付爰に一書を認候

おさと事何分にも宜しからず實に切迫の場合今日は橋本氏へ相談せんとて使を出したる位併し橋本とても奇術あるべきにあらず唯今の處にてはタイホイドと申ものは頂上に達しても頓に快方に赴くの例少なからず且醫師も必死と云はず是れを便りに看護致し居候尙追て容體可申進候早々執筆推覽有之度候以上

十月二十七日夕六時過

捨次郎殿

論 吉

八一七 福澤捨次郎宛

明治二十二年十月二十八日付

おさと事昨夜は先づ穩にて今朝に至り熱は四十度なり之を昨朝の四十度五分に比すれば五分の減却を見るべし實は昨午前丸藥を用るに際しシャクリを起し是れは容易ならざる事なり然らば少し滋養品も藥も控目にして一時の鎮靜可然とて水斗りにして昨午後四時の頃より今朝に至るまで様子を窺ひたりしにシャクリ(昨午後暫時にして止みたり)は全く衰弱より來りしにあらず胃部一部の故障に生じたるや明なり斯くて今朝は當人より申出して二度に凡そ一合斗

八一五—八一七 福澤捨次郎宛

のミルクを用ひてシャクリもなし

横濱の近藤氏來診して何分此上も餘程手間の取れる病ならんと斷ずれども決して不治の症に非ず此位の病人は毎度手に掛けて癒したる者ありと云ふ兎に角に今後三四日は成敗の分たざる所なり

十月二十八日朝十時

論 吉

捨次郎殿

八一八 福澤捨次郎宛

明治二十二年十一月九日付

おさと事諸症都て宜しく精神も漸く回復するが如くなれども熱の一點に至り何分にも豫期の如くならず一旦は七度二三分までも下りしものが五日六日頃より八度に昇り爾來始終八度臺に居り如何にもいやらしく存居候折柄昨夜十一時頃三十九度の點に達し誠に驚入候夫れより又降りて七度七分、八度二分四分唯今は八度五分の邊にあり松山氏も度々來診目下の様子にては本病の再襲と云ふの外なし是れは世間に毎々の事にて甚しく心配するに不及この再襲を六日よりと算すれば十二三日にて凡一週日なり多分この時日間は熱の退くことなるべし即熱と再戰の用意し三四日前より次第に減じたる氷囊も又候取出して頭部に帖し候併し松山氏の言を聞くに再襲は必ず劇しきものにあらざるよし既に録田氏の時にも其例あり唯今身體の中何處にも惡症の徴なく加ふるに養料は十分に投じて遺憾なき様なれば少々の再襲は之を防ぎ止るに困難なかるべしと云ふ

ソツブよりもミルクの方然との説は尿通に關してミルクの緩なるを利したるものなり昨今ミルクの量は一晝夜に

二十五号より三十号即ち四合五合より下らず大便は至極能く消化してミルクの實效を呈しつゝあるは明白なりと云ふ藥に色々加減もあれども結局頼む所は體力より外ならず苟も消化力のあらん限りは情を忍んで吞ませる積りなり

一昨日病床を座敷の方へ移して病人の氣に入りたるが如し同日又全身浴を施し是亦大に效を奏し尿通の苦痛も爾來殆んど止みたるが如し

右容體の荒増し申入度中上川より毎日手紙を以て尋問致し吳候得共特に返詞も不致此文面の次第貴様より宜敷皆々へ御傳言可然候以上

十一月九日午後一時

論 吉

捨次郎殿

八一九 福澤捨次郎宛

明治二十三年三月六日付

三田の火事の義昨日不取敢電信にて申入候通山の上は都て無事なれども火は既に松山の門前まで來るのみならず松山の向の家が火元にて松山の門は黒くこげてペンキの色なし門脇の人力小屋は焼落ち將さに本家に移らんとする處を辛じて防止め扱福澤の家は松山がたすかりても大丈夫と申されず即ち東南の隅まで燒來り板塀も燒け又打こわし危き處をたすかりたり荷物は大抵片付今日は唯茫然として其始末に忙しきのみ拙者は交詢社に居り火事の三田なるを知らず悠々として居る中に三田の火事にて然かも松山が危しと報する者ありて始めて大に驚き取るものも不取敢歸宅致し候處右の次第都合至極の事に候併し見舞來訪の人は澤山にて或は人の多きに過る程の次第なり

八一八—八一九 福澤捨次郎宛

い才は新聞紙にて承知の義と存候得共私宅の事情報告まで早々如此候也不一

三月六日

論 吉

捨次郎殿

八二〇 福澤捨次郎宛

明治二十三年四月二十日付

留主宅相替義無のおふさもいよ／＼當月末には出發北海道に赴候事に相成日々荷物の拵へにて大取込なり一太郎の家内も色々詮索致候得共長し短し誠に困り遂に宇都宮の妹（宇都宮君の妹大澤の娘廿歳）に取極め本月二十三日假に引取候積り當人義幼少の時には少々薄弱の聞有之候得共近來は至て健康相成且兩親は申分なき骨格先づ大丈夫と存じ取極候事に候

清岡もいよ／＼約束致し過日當人呼び和田義郎立會の上追て結婚の義兩人へ申渡候

右要用のみ匆々不一

四月二十日

論 吉

捨次郎殿

八二一 福澤捨次郎宛

明治二十三年六月十九日付

本月十六日附の來書披見近日は忙はしきよし時下次第に暑氣に相成隨分御用心被成度候

京都の一條は逆も自分にて參候ことなどは出來不申に付寫眞にてもとの義何れ岡本氏へ談じ何れにか取斗可申候尙其外にも心當有之昨今頻に周旋致し居候

昨十八日は祖父様御命日に付祖母様十七回忌の御法事に合して供養致し候客は寺田佐々木の外に眞宗信者にて有名なる米田治右衛門と申人を佐々木の案内にて招き食事後佛を談じて夜十二時に至り隨分面白き人物に有之候此男は俗人にてありながら各處へ眞宗の會堂を設け一流の信徒一萬人も有之已に神戸にも同様會堂あるよし眞宗の米田と申せば誰れも其名を知る事と存候

先日廣助と申脇差の身有之如何にも切れさうな作にて一寸見たる處は村正の風あり價は僅二圓と申に付好事ながら買取り兩三日坐右に置き眞の村正と較べて見んと思ひ手に取る拍子に白鞘の鯉口ゆるくしてツイ鞘ばしり小指に怪我を致候註 此處に小指の略圖を描き負傷の箇所を示す。（編者）疵口幅五分深さは一分の餘可有之直に押へて血を出さず松山の御弟子さんと呼んで洗ひヨードワルムを附けて切れにて巻き謹で様子を待ち居候處利刀の疵は自から癒るに易く膿も持たず熱も發せず疼痛なくして其まゝ癒著致候先づ御安心可被下候但し今度の一舉を以て一家内へおとツさんの評判甚だ宜しからず以來は刀劍をひねくること不相成とて都て箱の中に隠され候誠に面目なき次第何と申されても一言も申譯け無之唯願くば此怪我の話は一週間限として其間は十分に愚弄するも宜しけれども其期日を過ぎたらば話を止めにして貰ひたし生涯何かの話の序にあの怪我は／＼と囃し立てられては誠に困ると子供へ談判中なり

右御返事まで匆々不一

六月十九日

論 吉

尙以森常樹氏より金談の一條是れは拙者など不案内の事なれば何とも返事は出来不申候併し公債證書杯抵當あらば東京にて金を貸す者は可有之利子は何程なるべきや世間の様子にては随分高きよし日本銀行にては年七分にて貸すよし兎に角に遠方よりの談判にては迎も調ひ申間敷又此方にても金の貸借に付ては頓と考のなき事ゆゑ氣の毒ながら行届兼ると返詞するより外に有之間敷存候以上

八二三 福澤桃介宛
福澤ふさ

明治二十三年七月三日付

梅雨の時節當方は兎角鬱陶敷天氣のみ北地は如何自から時候も異なり候義と存候留主宅は六月廿二日より學家箱根へ参り今度は湯本福住九藏方へ止宿致候山中も随分退宿何れ本月十日前後には歸京の積りなり
おふさは歸京の事に決し候よし其地留主宅は田端氏同居可致との義至極の好都合さ候得ばおふさの歸來は九月か十月ならん唯其地の寒氣に犯されぬ中に逃げ出す事專一なり
本月一日は衆議院の選舉日にて日本國中騒々敷事なり東京も随分賑々敷よし箱根に居ては之を知るに一日の差あり今日の事は明日の午前ならでは不相分夫丈け不自由なり
田端氏の参候節山名氏も同伴北海道にも追々同窓の朋友多く相成百事都合宜敷事と存候
右相替る事も無之候得共箱根の湯治中態と一筆如此候也不一

七月三日 湯本福住にて

桃介様

おふさ様

註 桃介が北海道炭礦鐵道會社に入社し同地に在りしとき。(編者)

八二三 福澤捨次郎宛

明治二十三年七月十九日付

過日は海老に中り腹痛吐瀉致し候よし随分恐るべき事なり其後如何哉海老の中毒左までの事は有之間敷最早や平に復し候義と存候

藤本壽吉事遂に死去初より六ヶ敷病症には有之候得共今更驚入り哀むべき次第なりおせんさんの愁傷當感實に察入候何卒世話の出来候丈け深切に致し遺度送葬其他の事に付貴様も周旋致候義と存候おせんさんは吳々もお悔を申上ると傳言頼入候

本塾には一昨日(十六日)宮内省より千圓被下候是れより大學の募金も一層都合可宜明後廿一日募集掛り其外の人宅へ招く積りなり

新聞社は新に蒸氣機關并に印刷器械を買入れ之が爲めに普請も致し凡そ七千五百圓餘を費し中々見事に出来都て便利好く相成候

右要用のみ匆々不一

八二二 福澤桃介—福澤ふさ宛

八二三 福澤捨次郎宛

七月十九日

捨次郎殿

論 吉

八二四 福澤捨次郎宛

明治二十三年八月二十六日付

八月廿一日岡山出の御手紙到來致披見候いよ／＼十九日神戸出立翌日岡山へ著のよし始めての場所萬事不自由の事ならん十一月末までは同所へ滞在の都合に付ては借家を見付け源太郎夫婦を呼寄候積りのよし至極の事に存候〇一太郎事七月初旬より胃患にて固形物を喰へば直に痛むと申容體にて醫師も妙案なし毎日／＼ミルクソツプ生玉子杯用居候得共十分の滋養には不相成身體は次第に瘦せるのみ誠に困り候加之お糸事兩三日前大熱を發し是れは大變と大に驚き候處熱病にもあらず腸胃熱とて暫時にして平に復すべしと醫師の鑑定に先づ安心致候壯吉は生齒の爲めに熱を發し誠にやかましく我儘の申次第家人を苦しめ居候得共是れも定式の生齒熱少しも恐るゝに足らず安心致居候〇芝の御成門を出んとして右側なる末松謙澄の住居の隣の寺の其隣に當り表は水交社と并びたる地面千坪借用の權利を千百三十圓にて買取掃除など致し居候場所は誠に宜敷何れ子供等が家を持つやうになれば入用と存じ讓受候事なり〇府下のコレラは甚だ穩かのやう有之候處一昨日より昨日に掛けて頓に増進し新患者四十四名を生じたり就中昨宵九時の頃時事新報の眞向なる福芳と申下宿屋の婆さまがコレラとて騒出し十二時頃死亡新報社より手も届く程の接近にて社員は實に膽を潰し居候併し此ばゞさまは兼て胃弱にてたゞでも死にさうな老人にてありしよしなれば新聞社員などがまさかばゞさまと同道は致間敷と安心致居候昨日三宅が或人より鎌倉の土産に海老を三十貫ひ之を交詢社へ持参てんぶらに

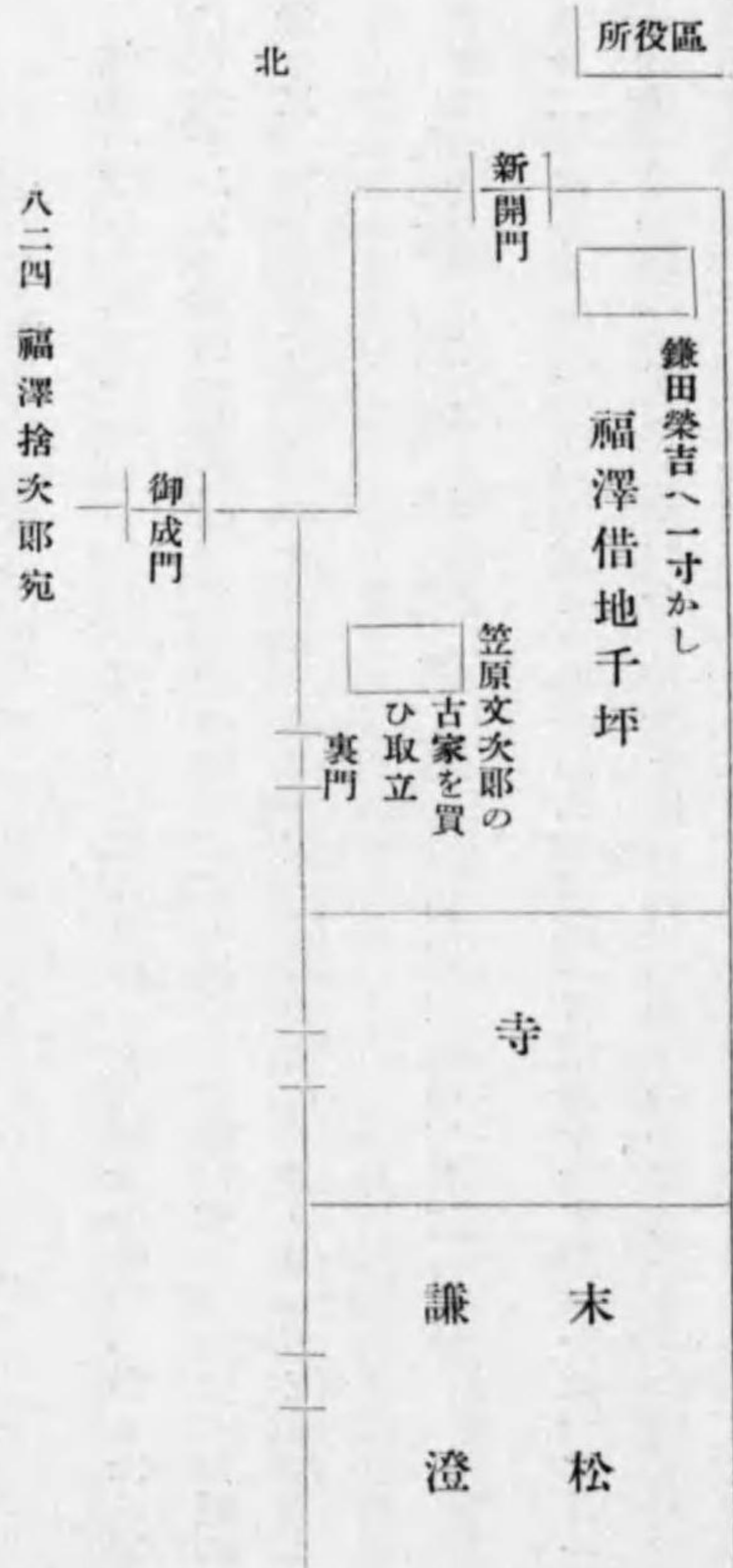
して六七人思ふまゝに喰ひ込み今朝に至りてばゞさまの事を聞き是れは大變ゆうべの海老のてんぶらは中りはすまいかと氣を揉めども喰ふた海老は已に腹中に消化して吐く譯けにも参らず加ふるに食後十二三時間も過ぎたる唯今誰一人腹痛する者もなし然らば則ち喰ふたるが生涯の徳にして中らざるは僥倖なりとて果ては大笑に歸したり〇第十五銀行の役員某は神田にて兩三日前コレラに斃れたり是れはコレラ除けと稱して頻りにブランヂーを飲み大に腹を損じて右の次第と申す事なり岡山邊にコレラはなきや承り度候若し有之におゐては随分掛念なり何卒様子を承知致度候

八月二十六日

捨次郎殿

論 吉

(別紙)



八二四 福澤捨次郎宛

笠原の家は三田屋敷中にありしを買受當てはなれども轉築致候鎌田へかしたる家は在來のものなり拙者の考には此千坪に三軒の住居を作りて子供の爲めにする積なり貴様が歸らば自分にて氣に入たる圖を製して凡千圓の費を以て家を作り可然存候場所柄は三田の屋敷と時事新報と丁度中央かと被思候

八二五 福澤捨次郎宛

明治二十三年十月二十四日付

本月廿二日桃介おふさ同伴北海道より歸來おふさは來一月頃産を致す管桃介は一ヶ月斗滯京北歸の積り兩人の携歸りたる林檎一箱貴様へ贈るよしにて今日荷物を出し居候〇去年の今頃はおさとの病氣最中實に心配致候に引替へ今年一同無事來月一日は一週年の祝に女中連を招き醫師へも案内致す積りなり

一太郎は近來次第に快方食物も少しづゝ進み昨日は初て歩行して芝まで參候一太郎の宅は福澤家人の好まざる様子に付マツコレーえ貸渡し本月十三日引移り一太郎へは宅の臺所の向ふの物置の處の柳の木を拂ひ其邊に二十坪の二階屋を作る計畫にて昨今普請中なり

昨夕ビールの栓を抜くに如何しても抜けず拙者がスクルーを引張りお瀧と桃介に瓶を引張らせ力に任せてウンと云ふ拍子にスクルー斗り抜け其機に拙者は臀もちを付き敷居に臀を打て倒れたり但し其打ちし處は臀の肉の部分にて骨に縁なし何の子才も無之候得共今朝は少々痛を覺へ候一笑に附するのみ

右要事のみ匆々如斯候也不一

二十三年十月二十四日

論

吉

尙以近來は忙しき事ならん折角勉強被致度暇もあらば文章は認め度事なり

八二六 福澤捨次郎宛

明治二十四年一月七日付

拙者事昨日までは何分氣分不宜平臥致居百事視ることも聽くことも不出來毎日〳〵空しく日を消し居候處夜前より今朝に至り精神一轉大に快く相成候此様子にては兩三日中には必ず平に復し可申安心被致度候然處乃母は一月一日より拙者同様昨日より熱は解し候得共氣分不宜食氣なく平臥致し一昨日よりおしゆんも同斷今日はおしゆんが一番苦しみ居候

一昨日午後二時二十分お房安産男子出生産は平産にて申分なき處出産三日前より熱を催し今日も熱あり醫師の診察に是れも偶然インフルエンザに犯されたるものならんと云ふさすれば深く心配にも不及事ながら誠に迷惑する次第なり

結婚媒妁の義は代筆を以て小川鈍吉氏へ頼入候處承知致し吳候〇結婚に付ては少々家具もなくて不叶云々尤の事に候旅中相應入用の者丈け相調可然又朋友へ披露の義は過日も一寸申進候通婚禮の共日に神戸にて拙者共も同席にて知人朋友を招き可申右等の入用に付ては貴様の心配に不及此方にて取斗可申候間諸道具等諸買物の代價も凡そ見斗御申越被成度金子差送可申但し貴様は居處も定まりたるにあらず馬鹿なものを買ふて外見を張るが如きは無用なり錢を費さざるには勇氣を要す天下の人を目下に見下して我思ふまゝに儉約すべし又散財すべし其邊は口傳なり右申入度匆々

八二五—八二六 福澤捨次郎宛

六七一

如此御座候也不一

二十四年一月七日

捨次郎殿

論 吉

註 捨次郎と其頃兵庫縣知事をしてゐた林董の長女菊子との縁談に關する件。(編者)

八二七 福澤捨次郎宛

明治二十四年一月十四日付

本月十一日の御手紙致披見候投鐵道の危險何とも恐ろしき次第會社全體の幸不幸は姑く擱き貴様一身の仕合實に歡び申候思出せば先年靜岡縣令關口氏は丁度同様の土汽車にて大怪我數十日の苦痛を嘗めて遂に一命を失ひ候萬々一も貴様の身に右様の事もあらんには父母兄弟は如何可致哉昨夜より毎々申出しては歡び居候餘り歡びに堪へず今朝電信を以て祝意を申送候又金子の義は七拾圓入用のよし承知致候外に三拾圓は今度の歡びに付御祝儀として進上の積り即ち合せて百圓御請取可被成今度の危險こそ今と爲りては幸なれ何卒爾後を警めかりそめにも危きを冒さざるやう被致度吳々も祈る所に候

インフルエンザの始末拙者は先便申進候通り一月一日より全く無熱に相成候得共心身尙未だ常の如くならず家の外に出ることも出來ず日々一室内に閉居致し候乃母も同様解熱は致候得共耳が鳴るなど矢張ぐづ／＼致居候おふさも産の前後純乎たるインフルエンザにて特に心配するには及ばされ共食物も旨からず自然に肥立も遅く相成候併是れは一日昨日より少々快方に赴候おしゆんも同様の次第お瀧は平生の壯強ゆゑか二日斗り大熱にて直に全快致候一太郎も長く

なりしがいよ／＼全癒にて今日は試に外出と申居候都下の千門萬戸その流行の盛なるは名狀すべからず昨日印東氏見舞に參り呉れ同氏などは夜眠の暇なく食事さへろく／＼出來ず印東自身の宅にも病人七名隣家も然り裏も同様この様子にては東京市中の諸商賣も一時ストップ可致やう申居候

尾上菊五郎が歌舞伎座にて風船的一幕を催すとて色々問合に參り風船の事は秀さんが最初より掛合にて極々くろふとゆゑ夫れ是れと教へてやり其節拙者の考にて菊五郎にほんとの英語にて演説することスペインの如くしては如何との言に菊五郎も是非やつて見たしとて夫れより英語を作りミストルマツコレに直して貰ひ又之を日本語の口上に譯し別紙の通りの廣告にも記し六七日前より舞臺に試候處英語も相應に出來候よし即そのお師匠様は秀さんにて此方には時事新報廣告のインテレストあるゆゑ秀さんは毎日のやうに樂屋に入込み英語教授その外の指圖に忙しく致居候他新聞杯には思ひも寄らぬ工風坂田氏も盡力致し候但し風船に廣告はスペインサー井にボードウインの時に新報が恰も專賣致したるに付今度その眞似をする菊五郎もほんものに擬して時事新報の廣告を空中より撒き散らすと云ふ趣向なり右要用旁貴様の爲め家内一同の歡喜を表し候勿々不一

二十四年一月十四日

論 吉

捨次郎殿

尙以本文御祝儀の三拾圓は實に御祝儀ゆゑ勝手に消費致度此方より差圖は不致或はアクシデント同車中の人又は其節特に機轉きたる機關方へ酒をのませる杯も一法ならんかと存候實に昨日來家内一同の歡びは筆紙に盡し難く候又彼の七拾圓も必ずしも窮窟に考るに不及事實の入用ならば重て申送候様被致度事柄に由りては敢て金に

高なるにあらず唯プレゼンスヲフマインドを要するのみ

八二八 福澤捨次郎宛

明治二十四年一月二十一日付

來書拜見石野佐次郎の一條驚入候次第餘りの事にて少し信じ難き程に有之直に大阪時事新報の出張所木下立安の方へ内々探索の義申遣置候人心測る可らず右の事を疑へば或は石野佐次郎と申人が何か妙な事を貴様へ語りしにはあらずやとも被存候又石野の言が眞實にして詐偽者あるにもせよ拙者は之を寛大に看過して不問に附する積りなり一旦の詐偽は致し方なし唯これを止めさへすれば宜敷事に候右御返事申入尙石野より證據になるべき書類など手に入候はゞ早々一見致度存候御返詞まで如此候也不一

一月二十一日

論 吉

捨次郎殿

尙以拙者事今に回復不致毎日一室内に閉居し執筆労働都て不叶昨日始めて馬車に乗り市中を一里斗り運動致候得共是れには何の害を不覺今日も天氣次第にて再び試る積りなり何卒來月初旬までには全快神戸へ参度存居候以上

八二九 福澤捨次郎宛

明治二十四年一月二十四日付

石野左次郎卒業證書さし遣はされ一見致候成るほど之を見れば事實相違無之則塾へも見せ又大阪の木下立安氏の方

へも申送り兎に角に内々事實を取調居候併し此事が少々にても露見に及びたらば本塾より夫是申よりも其欺かれたる生徒の方にて忽ち議論を發することならん拙者の方は先日申進候通りこんな者を相手にして訴る杯の存念無之唯似せものが止みさへすれば夫れにて満足する積りなり

拙者事病後何分にも舊時の氣力に復せず實に困り入候來月十日までに神戸へ参候義出來可申哉と夫れのみ考へ居候留住宅の病人は第一拙者現に一太郎乃母次におしゆんお瀧にてお光も半日計り(是れにて濟みたるか?)夫れよりお里何れも先づ全快の義四日前より大四郎に及びおふさは産の前後に同様是れも已に解熱唯今日熱のあるものは大四郎のみ三八と愛作は今日迄無事なり下女も四五人順番に煩ひ一時は飯を炊く者なく下男が臺所を働くの始末家事紊れて麻の如し

九鬼隆義君も不幸又奥平の松齡院様も昨午後八時御逝去何れも流行症なり目下東京市中に百萬の病人ありと云ふ火葬場の繁忙はコレラの時より甚しきよし曾て時事新報にも居たる河野頼策も死し昨今は江口も將さに死せんとす岡崎郁二郎の母も死し植木屋の常の女房も死したり堀省三も死したり江口高邦の父も死したり思ふに今度の流行熱は平生申分ある弱き者を掠去るものならん先づ福澤の家には掠去らるゝものなく喜び居候

右申入度勿々不一

一月二十四日

論 吉

捨次郎殿

八三〇 福澤捨次郎宛

明治二十四年二月三日付

一月卅一日御手紙昨日相達し致披見候婚禮の當日客の事は中上川よりも申参り過日貴様への返電にも申進候通り西洋料理にても日本風にても不苦又その人員の如きも固より此方の差圖すべき限りにあらず唯々其地の都合に一任するのみ

金子不足に付尙五拾圓可差送旨承知致候今便爲替差出候

先月五日出生の男子は駒吉と名をつけ二月五日は宮参りに相成至極丈夫にて心配無之おふさも今は既にインフルエ
ンザも全快産後の肥立宜しく大抵平日の通りに相成候

石野左次郎の事は木下並に本山等にて詮索致し三一學校内云々は全く痕跡もなく石野の身に何か不都合ありしに付家郷の父母へ申譯の爲め慶應義塾卒業の名を作りたるよし白狀に及びたりと云ふ左れば斯る人物は決して近げざる様被致度左りとて此方は害を加へられたるにもあらざれば唯これを度外に置くべきのみ如何なる場合にもいらざる事に罵詈などして却て立腹せしむるは宜しからず人間世界は廣し此位の詐欺は毎度の事なり一笑に附し去るべきのみ
右用事のみ匆々如此候也不一

二月三日

論 吉

捨次郎殿

八三一 福澤一太郎宛

明治二十四年二月十二日付

兼て用意の通り婚禮の式も十日午後首尾能相濟翌十一日は里開きとして林の方へ参り夫れにて一切の事を終り候に付今朝捨次郎は夫婦同伴倉敷の方へ赴き拙者共三人は歸京の途に就き東西に分れ候

扱歸京に付一夜泊りと存候處神戸著の日杯は殊の外寒風早朝より汽車に乗ることは誠に難澁のみならず若し萬一も無理をいたして病後の身體に障り候ては以ての外義と存じ神戸出立京都に一泊翌日は濱松に泊り其翌日即十四日朝八時五十何分發にて品川へ午後五時三十分過ぎに著の積りに致候實は平生の身體にて氣候さへ宜敷候得ば一夜泊りにて十分に候得共何分にも東京出立以來非常の寒氣暖地と申神戸にても洗手鉢に厚氷を結びぬれ手拭は直に凝ると申程の事にて實に閉口致候

右の次第に付今朝神戸より電報も出し置候得共尙爲念一書を認候間十四日午後五時三十分までに品川へ馬車御遣し置可被下候い才は歸宅萬々御話可致候得共要用のみ如此候也不一

二月十二日午後四時 京都御幸町三條北へ入松屋吉兵衛方にて

論 吉

一 太郎殿

尙以留主中飯倉より出火の由油斷のならぬ事共に候併先づ宅の邊は無事にて目出度し

八三二 福澤捨次郎宛

明治二十四年四月二十三日付

おしゆん事次第に宜しき方にて座中の歩行入浴等も平日通なれども尿道の故障今に至らず誠に困り候但し昨日も印東氏來談憂るに足らず好き方に赴き居候に付不日さつぱり可致と申聞候

貞吉は酒匂へ参り誠に妙なり是れは必ず全快可致と醫師の見込何れ其中には神戸邊へ出掛候事も可有之存候

林氏御夫婦は一昨日著京昨日御來訪拙者は一昨日一寸酒匂へ参り壯吉を見て昨日歸宅候に付今朝宿へ御尋申て御目に掛り明後日は宅へ御案内致し宇部宮氏夫婦御相客にて一夕の懇會を催候積りなり

貴様も何れ東京住居に可相成様御話致候處母様は御満足の御様子お菊さんへも御話可被下候

三田の宅は普請に掛り本月廿七日より舊宅取崩し四五ヶ月は大混雜と存候

奥平様の御兄弟は昨日御歸京是れは御慕參の爲めにして御供は島津和田の基さん兩人なり小金井權三郎氏は小林雄七郎の跡の國會議員を争ふ爲め昨夜思立今日出立歸國致候積り随分人事繁多の世の中なり夫れ是れの爲めにも貴様は早く歸京して新聞の事を落付て取扱候やう致度壯年輩は此節都て浮足ウキアシと云ふも可なり右要用のみ匆々不具

四月二十三日

諭 吉

捨次郎殿

おしゆんの病氣に付ては實に大幸の至喜び限りなしと雖も老人夫婦は随分心身を勞し少々疲れたる有様なり何卒一日も早くほんとうに全快させて拙者共も少しは氣樂に遊び度夫れのみ祈り居候

八三三 福澤捨次郎宛

明治二十四年五月二十二日付

一昨廿日の御手紙致披見候當方皆々無事おしゆんも次第に宜敷昨日は芝居に連れて參候春來の心配中々物見遊山などの談にあらず候處先以て昨日の次第御安心可被下候

奥平様の御兄弟は先月中旬より御慕參として御出京の處一昨日御歸り相成候御供は島津萬次郎和田基太郎なり

家内一同本月一日より湯本へ参り夫より酒匂の松濤園へ下り十五日歸宅致し候中村貞吉も其前より酒匂へ参り居候處尙養生の爲め東海道を経てそろ／＼神戸の邊へ遊候積り唯今は須磨に居候よし何れ倉敷へも參候事と存候

今日は天子様御歸りにて市中は中々賑ひ申候塾の童子局の者も御迎に出掛候筈なり

明日は塾の運動會にて唯今その用意最中なり

宅もいよ／＼普請に取掛り舊の玄關より食堂の邊は都て取崩し唯今跡に地形最中今度は二階屋に致候積りなり

株式は昨日より俄に騰貴を催し此後如何可相成哉分らず候得共何れ鐵道の株は高く相成候事と存候

玉嶋までの工事も六月中には必ず出来可申其上にて歸京可致よし貴様の住居は芝公園内の地面可然と存じ已に舊宅食堂より奥の方を其まゝ引移し普請致候積にて大工へ申付近々取掛り可申候併し六月中に普請は出来不申候夫れまでは何れへなりとも暫時借家致し可然候又右の引移し普請とて必ずしも貴様夫婦の意に適するや否や知る可らず若しも氣に入らずば金を作り出して勝手次第に立派な普請可致候

右御返詞旁申入度匆々不

八三二—八三三 福澤捨次郎宛

五月二十二日午前

捨次郎殿

尙以此間林氏御出京中おきくさんのたんすなど御遣しにて土蔵の内に仕舞置候以上
舊屋敷の三間に臺所を新に足して廣尾の屋敷に移築是れは貞吉が病氣なれば之に貸し然らざれば子供の遊び場
并にコレラ杯流行病の節立退の用に供する積りにて昨今普請最中なり此家が早く出来候得ば暫時こゝに住居して
宜し但しおきくさんは淋しかろふ

註 捨次郎は此頃備中の倉敷に居たが、間もなく山陽鐵道を辭して東京に歸り、時事新報社に入った。(編者)

八三四 福澤捨次郎宛

明治二十七年六月二十九日付

今朝勿々大磯の松林館へ參候何時まで逗留と定まり候事は無之用事があれば直に歸り可申忙中態と養生致すことな
り
今朝出立の節金の事を失念致候昨日御目に掛らず遂に斯くの次第依て新聞社より可謂取金子有之候間其内より百圓
丈け捨次郎へ可相渡と申遣候間會計より百圓御請取可被成い才は歸京の上御話可致候
新聞上の事は毎日承度候間何事に寄らず直に報道致候やう御取斗可被下候或は毎日誰れか一人は當處へ參ることに
致すも可なり右要事のみ勿々不

六月二十九日午後 大磯松林館

捨次郎殿

明日はお光三八大^ト等も參るよしに付ては留主はおばさん斗りにて淋しかるべし都合次第にて今泉のおばさ
んにてもお泊りに參られては如何と御ばさんへ御話し可被下地震後に外出はおばさんの悦ばざる所なり宜敷
御話し可被下候

八三五 福澤捨次郎宛

明治三十年十一月九日付

福澤全集の豫約は十一月十日頃より廣告する筈に取極置候に付ては先づ第一に價を定ること必要なり拙者の所思に
ては定價金拾圓にして之を七掛に書林へ渡すは七圓也
右の如くにして豫約法は如何様に致候とも此方の手取の正味は屹と七圓を下らずと定ることなり
要のみ勿々不

三十年十一月九日

捨次郎様

尙以明朝早起徳山に參り直に引返し宮嶋へ一泊明後十一日岡山か神戸に泊り十二日大阪に歸り箕ノオの楓を見
て京都へ參り兩三日滯留歸京可致何れ二十日前には東京ならんと存候

註 家族と共に京阪より山陽道方面を旅行中、東京の捨次郎に寄せたるもの。(編者)

八三六 福見常白宛

明治十三年十一月二十日付

富岡行の工女一同無事一昨十八日著京弊邸中の一屋に止宿昨日は芳蓮院様え御目見小生も一寸御尋問御孫様えも御目に掛り尙又貴翰拜誦仕候一別二十餘年其後兩三度中津へ參候得共拜眉の機を不得又書を以て御尋も不申怠慢の罪御海客可被下候不相替御盛の趣何寄の御事奉恭賀候小生も本年既に四十七歳相成老人の仲間に入候今を去る殆ど三十年に近き歟留主居町井口の細工部屋にて毎度御目に掛り色々御約介相成候事に有之今より考れば茫として夢の如きのみ併其節様々の手細工を心得刀劍の小道具、金銀銅鐵の性質を知り自宅にては下駄の内職杯いたし家用桶の輪替雪駄の直しまで甲斐／＼しく働たるは生涯の一大所得に御座候唯今にても舊を忘れず運動の爲米をつき又は馬に騎し身體は屈強に御座候乍憚御安意可被下候右拜答旁早々如斯御座候頓首

十三年十一月二十日

福澤諭吉

福見常白様几下

尙以時下折角御自重専一奉存候今般工女の一行は乍不及此方にては御世話申候様友人共の申合に御座候御安心可被下候

鄙事多能少年日 立身自笑却壞身

浴餘閑坐肌全淨 曾是綿絲縫嫁人

舊作一首御笑種に供し候様はアカギレなり

都會の住居は便利の様なれ共身體のなまけるは大毒なり都鄙居家の利害未だ知るべからず

註 先生の發意で中津地方の蠶絲業獎勵のため、舊藩士の子女若干名を見習工女として上州富岡へ遣つたとき、先生はこれらの工女を三田の邸内に宿泊させ、奥平家の老夫婦に託せしむる等、親しく周旋の勞を取られたが、其工女の一行中に福見の孫娘もゐて、祖父から先生に宛てた手紙を持参したので、これに答へられた書翰である。福見は本名を常四郎といひ（隱居の後、常四郎の字を取つて常白と稱したものであらう）其家は先生の舊宅留主居町に近き弓町といふ所にあり、又先生の舊宅の西隣に落合といふ家があつて、井口といふ人が其處に同居して様々の細工をしてゐたといふことであるから、先生は其井口の細工場に毎度福見にも逢ひいろ／＼世話になつたことゝ見える。（編者）

八三七 福島作次郎宛

明治二十五年十月十六日付

昨十五日の御手紙致拜見候時下秋冷の節益御清安奉賀候老生事も幸に無異乍憚御放念可被下候陳は地方富豪處世の義云々被仰越候處老生も常に關心する所の問題にして時々人にも語り又は時事新報紙上にも記して公にしたる事もあり富豪衣食に不足なしと雖も人生は無爲にして居る可からずさればとて目下の政熱に熱して奔走するが如きは徒勞のみならず往々祖先傳來の産を空ふるものさへなきにあらず最も取らざる所なり就ては富豪第一の務は先づ家を治めて家族團欒のホームを成しホーム既に成る上は進んで其地方民を教ふるに在り其方法は種々様々にて何れ面晤ならでは盡すべからず又この外に宗教の事もあり仁惠の事もあり理財の事もあり若し御閑もあらば一度御出京相成度御目に掛り縷々御話可致書は意を盡すに足らず不取敢御返詞まで多用中匆々執筆如此御座候頓首

二十五年十月十六日

諭吉

追て一太郎捨次郎の義御尋被下難有奉存候兩人とも無事只今は新聞紙を事とし時事新報社に勤居候

八三八 福島作次郎宛 明治三十年二月十日付

一月十一日の華翰金澤氏より請取拜誦その後久々御起居を詳にせざりし處先以御清安珍重不斜奉存候地方の事に付種々御勉強のよし來書を見ても欣喜に不堪御家族團欒獨立の生計實に人間の至樂と存候御手製の木綿々絲御惠與に預り難有奉存候必ず老生の身の物に可致芳情不知所謝厚く御禮申上候

埼玉縣は近し折節は御出京相成度都下の風光も日々に進歩随分面白き事に候

右延引ながら御返詞に兼て御禮まで匆々如此御座候頓首

三十年二月十日

諭 吉

尙以時下折角御自重專一奉存候老妻よりも宜敷申上候様申聞候御出京の節は御立寄奉待候

こノ部

八三九 小泉信吉宛 日原昌造

明治十四年六月十七日付

御出發後一度も御尋問不申御海客可被下候御留住宅皆々様御機嫌克目出度御事其御地御著の上御氣分如何定て御健

康と奉察只管この一事御案じ申候

○本塾の維持の法誠に首尾能参り金は已に四萬餘圓の高に相成加之近來は入社多く本年五月は入社五十五人本塾開關以來壹ヶ月五十四名入社の事あり五十五名は本年を以て初とす現今内外の塾生一切合して四百八十名是も未曾有の事なり畢竟地方の富有より致す事と存候

○明治會堂も落成藤田其外演説は盛なる事に候

○生命保險會社は阿部物集女の擔任にて専ら進歩中に御座候

○正金銀行は居合宣布小野も大勉強と申事に候當六月の配分は或は年八朱に可相成と申事に御座候

○御出發前極内々御話申上候一條は未だ發表不致彌プリンシブルを見て後に著手可致覺悟小幡阿部矢野杯へ相談致居候何分大變革と申は容易に行はれ不中心配の様子併事の方に至ては少しも變動するにあらず御安意可被下候井上も甚不宜容體近來は只管養生のみに御座候

○地方處々の演説所謂ヘコロビ書生の連中其風俗甚だ不宜近來に至ては縣官を罵詈する等は通り過ぎ極々の極度に至れば○○○云々を發言する者あるよし實に演説も沙汰の限りにて甚あしき微候斯くては捨置難き事と少々づゝ内談いたし居候義に御座候條令を廢する歟然らざれば別に大に工夫不致ては不叶尙御考被成度候

○彦次郎は不相替外務出勤彼の條約改正も井上病氣にては迎も慕々敷參る間布百事先づ休息なり

○國會開設願望の沙汰は大に下た火に相成其趣は先づ人に愛相をつかされたる様子なり

○本月初旬朝鮮人數名日本の事情視察の爲渡來其中壯年二名本塾へ入社いたし二名共先づ拙宅にさし置やさしく誘

導致し遺居候誠に二十餘年前自分の事を思へば同情相憐むの念なきを得朝鮮人が外國留學の頭初本塾も亦外人を入るゝの發端實に奇遇と可申右を御縁として朝鮮人は貴賤となく毎度拙宅へ來訪其咄を聞けば他なし三十年前の日本なり何卒今後は良く附合開らける様に致度事に御座候

○本年入學生の様子を見るに何れも地方の富豪多し此様子にて今後を察するに例へば昔堅氣の鴻の池善右衛門の流まで子弟の教育に意を用る事に可相成哉に存候如何にも日本は文國にて教育を重んずる人民なり

○耶蘇の坊主を打拂せんとて近來本願寺を誘導し稍や著手の順序も可有之哉に存候既に三河の國に眞宗とニコライ宗と葛藤を生じ暗々の援兵として先日須田辰次郎津田興二矢田續の三名演説に出張いたし候
右の外申上度事も御座候得共唯今人を待たせてこの書を認め早々ながら略し置餘は次便に附候拜具

十四年六月十七日

福澤諭吉

小泉信吉様

日原昌造様

返々も海外の地寒温折角御自重專一の御事に御座候以上

註 横濱正金銀行の用でロンドンに行つてゐた兩人に贈られたもの。(編者)

八四〇 小泉信吉宛
日原昌造

明治十四年七月八日付

前便も一封さし出置候其後相替事も無之梅雨未放晴日々鬱陶敷御地は如何晴雨の時節も異なる事と存候

生命保險會社阿部氏の擔當にて出來本日は發起人明治會堂に集會明日より開業なり

正金銀行は明後十日惣會配當四圓と申事に承候

本塾の維持金申込は四萬四千七百餘圓現に集金七千七百餘圓生徒も多く教師も不怪居合宜敷候渡部久馬八歸國其代

りに大河内輝剛君を頼み是も誠に好都合に御座候

井上は眞實病氣にて旅行養生大隈は御巡幸の御供本月中に出發

草郷は全快中々元氣宜敷

本塾に練兵の運動可致哉にて相談中

過日明治會堂を東本願寺に貸し佛敎講談を催し大入り本願寺も近來は頻りに頼母子く思ふ様子にて既に數日前彼の大法主なる人が親子同道にて拙宅へ挨拶に參候位の勢なり

過日中村氏より縷々書面さし上候由右は實情相違も無之就ては本年中御歸朝も可然哉に存候兎に角正金銀行は美にして盛大なる者に不致ては不叶次第に御座候案するに全く政府の銀行にして人民の加入を許し政府主にして人民を客にするの趣向專一と存候

過日波多野高木高嶋の三名は京攝開須田津田興二矢田續の三名は三尾州邊へ演説に出掛け誠に盛なる大入にて高木喜一郎杯は大阪の演説にてヲトワヤと呼べられ候由又右の連中が伊勢の津へ參候節は在津酒井良明堀省三永田一茂の周旋にて演説を開き其前日の公告法は世話方の者壹名麻上下を著し前に立て拍子木をたゞき立是は此度東京交詢社の

大先生高木喜一郎様波多の承五郎様高嶋小金次様御揃にて御下向明何日何處に於て大演説會を開云々と聲高らかに唱
立れば跡より大鼓を打て津の市中残る隈なく觸廻したるとの事なり世の中は中々馬鹿らしく面白きものに御座候
右御尋問旁申上度餘は附次便候早々拜具

十四年七月八日

福澤諭吉

小泉信吉様

日原昌造様

八四一 小泉信吉宛

明治十六年六月二十九日付

過日一寸御話申上置候通り明三十日は午後四五時の頃より御光來相願度客は小幡甲斐其外森村等豚兒共出發の節非
常に世話相成候向にて草郷氏も同日は銀行の方少し退出遅く可相成候との事に候得共必ず参り吳候様約束いたし置候
義に御座候此段爲念重て申上候早々頓首

六月二十九日

八四二 小泉信吉宛

明治二十年十二月十三日付

本月十七日家内の者より御案内申上候に付てはミストロロイド夫婦並に女教師ハルロツトへも同斷案内致し度何卒
御序の節其旨御通達奉願候尤西洋流のヂンナ杯申譯に無之純然たる日本風の席に日本料理なれば衣服もふだんのまゝ

にて來る様致し度所謂小禮服杯は福澤の家に不向なり主客双方の面倒を免かれ度奉存候

右御用繁の處恐入候得共宜敷奉願候早々頓首

十二月十三日

諭吉

小泉様

註 以下數通は小泉が慶應義塾塾長をしてゐたとき贈られたもの。(編者)

八四三 小泉信吉宛

明治二十一年一月十九日付

此類の手紙折々到來いたしいつも没書に附し候得共以後は御手許まで差上置候固より妙案のあるべきにあらざれ共
亦以て地方人心の運動を察知するの一助にも可相成或は返詞のやられるものならば宜敷奉願候早々頓首

二十一年一月十九日

諭吉

小泉様

八四四 小泉信吉宛

明治二十一年二月二日付

先刻一寸他出唯今歸宅仕候處別紙到來致し居候是れは如何可致哉御考奉願候老生が即案には
今度の罹災人はさまざま難澁人にあらず故に若し之を救はんとならば眞實の有様を篤と取調べて後にするも不苦全體
家が焼けさへすれば急度金を貰ふと豫算して金を貰へば直に酒を飲む杯甚面白からざる事と存候

八四一—八四四 小泉信吉宛

六八九

又假令へ之を與ふるも區役所に出して何の何某が何程の金を投じたりと大道に張出さるゝも業わざさらしに似て老生は好まず

併しミスシヨネルが金を出すならば此方も敢て之を愛しむにあらず之と合して少々出金可致哉是れも一案なり何れにも御考奉願候早々頓首

二月二日

論 吉

小 泉 様

註 明治二十一年二月一日淺草に大火のあつたときの書翰であらう。(編者)

八四五 小泉信吉宛

明治二十二年頃? 一月九日付

別紙二通の中飯原の方は悴在塾の義に可有之何時にても一度は面會致し度候間宜敷御取斗可被下候又ケ様の手紙も毎度參候義に付是れに對して優しき返書を贈り度い來奉願候

今晚は拙宅へはなし家と呼ぶ筈に致し置候間塾の教員にても誰れにても不苦御誘導被下度尤夜は六時前即晚食後の會にて夜中お茶を差上候積に御座候

尊宅奥様御始め御嬢様も御同道奉願候屋敷中の婦人方へも御案内いたし置候誰彼れとなく御申合御出奉待候早々頓首

一月九日

論 吉

小 泉 様

八四六 小泉信吉宛

明治二十二年三月一日付

拜啓仕候陳ば別紙無名の書は今朝到來これを一見するに往々本人の聞達は有之様なれども畢竟本塾の卒業生が恰も故郷を思ふ情に出たるものに相違無之御一覽可被下候

右來書は別に於て本塾の仕組は如何可致哉ナツプも五月三日には出發の義其前には都て用意不致ては不相成事と存候即ち

今度新設の大學科の入學試験は如何致候哉

學期は三年とするか四年とするか

三百名と唱へ候得共實際正味不取敢幾名の見込なるや

月謝は何程にして毎月納めしむるか又は一年分を一時に取るか

本科教場は是非共英語のみを以て絶て日本語を用ひずとして今の本塾生が之に入るに其英語學の仕組は唯今までの通りにて宜敷哉

凡右等の件に尙其外にも御考置被下度老生は昨夜より又々風邪にて引籠居候略ながら書を以て申上候頓首

三月一日

八四七 小泉信吉宛

明治二十二年四月十二日付

今日ナツプ氏へ御出のよし然處一太郎より承候得ば教師の給料三人各二千四百圓合して七千貳百圓のやうに御申出相成候よし右は何等の行違に候哉老生は先日も御話申上候通りローとソシャルサイヤンスの教師兩名は各貳千四百圓 エングリスリテラチュールの教師は千八百圓合計六千六百圓の内約然かも此高は老生より最初三名にて六千圓と申出たるを先方にて六千六百圓とまでに上げたる高なり然るを今突然此方より七千二百圓とは實に驚入るの外なし實は斯く内約しても利に敏きヤンキー必ず何か申出すならん其時には六千六百圓を七千圓など、色々話の種に致候積り是れも其教師が渡來の人か又はナツプへ極内々申聞て可然の處此方がお心よしに七千二百と發言しては身もふたも無之當惑の次第に御座候

又給料の渡し方を米國を去りし其日より拂ふ杯の説も有之よし以ての外の次第此方は旅中の實費一人前を一教師に與へ家族杯は知らずと特に約し置候事に御座候

右の次第旁明早朝老生自からナツプへ參り詰談致候積り吳々も緩なき話しは御無用可被下候要用のみ唯今歸宅一太郎に承候まゝ即刻匆々申上候頓首

四月十一日

小泉様

論吉

八四八 小泉信吉宛

明治二十二年九月三日付

殘暑未退皆々様御揃益御清安奉拜賀候先頃は御地洪水のよし如何被成候哉家内共打寄毎々御噂致居候事に御座候御子様方さぞ御驚の事ならん實に大變の次第に御座候儲塾の秋期も週日の中に始まり又ナツプ氏よりも來狀彼の教師も大抵は來十月初旬か中旬には渡來可致旨申參隨分多事に御座候就ては今度は小幡始肥田其他諸氏と相談是非共大兄御歸京不相成候ては百事纏中間敷との要用より或は手紙を以て申上げんとしたれ共夫れにては事情貫徹致間敷とて益田英次氏を神戸まで頼み夫れより中上川をして貴地へ赴かしむる積りなり何卒此度は御奮發御歸京被下度既に塾の憲法も出來この時に塾長が不在にては甚だ不都合夫れも是れも一切の事情よりして是非共御歸り相成度奉存候右は公の事にて又一方より御身の有様を考へても和歌山果して攝生の良地なるべきや此義に付ても甚だ議論なきにあらず或は東京に居をトして隨意に御養生相成候はゞ却て好き事は有之間敷或是れは最も大切なる所と存じ委細は中上川より可申上御聞取被下決然御東下所祈に御座候右御尋問旁申上度匆々如此御座候頓首

二十二年九月三日

小泉様 几下

論吉

尙御令聞様御子様へ宜敷御致意奉願候家内子供一同より吳々も御傳聲申聞候就中愛作より兄弟へ宜敷と申出候中村にても二男出生壯吉と名を付け頗る丈夫に御座候乍序申上候

註 これは小泉の和歌山滞郷中に寄せられたもの。(編者)

八四九 小泉信吉宛

明治二十三年二月一日付

唯今交詢社へ參候處過刻電話にて老生の居處御尋被下候よし實は舊年來看病の勞を癒す爲めと存じ五六日間塔の澤へ入浴昨夕歸宅致候義に御座候扱右御尋被下候は或は先達内願仕置候志立の一條には有之間敷哉と推測仕候誠に俗事を以て清襟を煩し候次第恐入るの外なし大概の事情相分候はゞ御書中を以御一報奉願候

飛離れたる事にて爰に一案乍序御考相願度は本塾の維持如何にも不安心迎も永久の見込は無之候得共何か施行致度と存居候中入浴中不圖思付は諭吉著譯書の版權を擧げて塾へ附與し塾にて再版立派なる合本に製して塾員其外へ賣付け其利益を以て維持の一助に致すとは如何に可有之哉事柄におゐては甚だ美にして非難の點なければども是れが果して賣れるものか賣れぬものか其判断如何に可有之哉たゞさへ金を貰ふ塾なるゆゑ入用ならざるの書にても一揃ひ揃ふたものなればメモリーの爲め置物にしてもよいではないか無理にも買ふてくれいと申したらば或は首尾能く參るかも知れず昨日思付き今朝小幡氏へ參り話致候處是れは宜しからんと被申候得共眞實發案の唯今何も細目の事は未だ考ふる暇も無之何卒篤と御勘考奉願候

右取交へて要用のみ申上度勿々頓首

二月一日

小泉様

論 吉

尙以明日は老生事芝居へ參る積にて午前十時過より不在に相成候是れも爲念申上置候

八五〇 小泉信吉宛

明治二十四年十一月十六日付

秋色深く相成候處益御清安奉拜賀候陳ば來る十九日本塾舊學生にして國會議員たる人々を拙宅に招待致候に付ては恰も主人の思召を以て御同席被下度小幡君は主客兼帯たるが如し濱野門野益田三君へも案内致置候何卒御繰合同日午後五時までに御來會被成下候様奉願候右御案内まで勿々如此御座候頓首

二十四年十一月十六日

小泉様

論 吉

八五一 小泉信吉宛

明治二十六年十月三十一日付

秋晴御同慶奉存候益御清安奉拜賀候陳ば今度米國のボーストンヘラルド社主ハスキル外壹名渡來老生へ面會致度旨申參候に付ては弊宅にて態と一席を開き五六の友人を會し度承候得ば過日來少々御不快のよし若しも御氣分宜敷候はば御來會如何に可有之哉開席は十一月二日午後五時半に御座候斯く差掛り申上候は如何敷候得共右の人は一昨日廿九日横濱著來月三日頃は長崎へ向て出立するよしに付其出立の前日を擇び候義に御座候何卒御氣分御見繕御出の程奉願候右申上度勿々如此御座候頓首

二十六年十月三十一日

小泉様 梧下

論 吉

八四九—八五一 小泉信吉宛

六九五

八五二 小泉信吉宛

明治二十七年六月三日付

拜啓仕候陳ば明後五日本塾出身の議員弊宅へ集會の約束致候に付ては御閑暇に御座候はゞ同日午後五時頃より御來車相願度實は鎌田氏の周旋を以て一昨日來思立候義さし向申上恐縮に候得共何卒御繰合奉願候右御案内申上度勿々如此御座候頓首

二十七年六月三日

論 吉

小 泉 様

八五三 小泉信吉宛

年未詳四月八日付

春暖の時節益御清安奉拜賀候陳ば誠に俗なる事ながら内々奉伺度は正金銀行へ三萬圓か五萬圓の金を御預け申すときは一ヶ年の定期にて利子は何程に可有御座哉三井などにて承り候得ば年四分より少しも上下なしと云ふ四分とはあまり安きやう存候に付正金銀行の御様子を伺度態と一書を呈し候昨今少々私金あれども用法無之よりして遂に清襟を煩し候義あしからず御承引可被下候勿々頓首

四月八日

論 吉

小 泉 様 梧下

八五四 小泉信吉宛

年未詳十二月二十九日付

過日御話吉川氏より依頼の書は原文を一讀するに文を成さざる所多くして到底新に立案するの外なし左様致せば恰も一部の書を著はすに異ならず随分面倒なる次第なり歳末の用事内外涌くが如し閑を偷んで執筆致候義に付何れ兩三日は手間取り可申過日吉川氏に聞けば甚だ急ぐとの事に候得共要書は急いで却て誤るべしと存候間少々氣長にして兩三日猶豫する様御通達奉願候老生も決して怠り不申事實の許す限りは勉め居候右申上度早々頓首

十二月二十九日

論 吉

小 泉 様

八五五 小泉おちか宛
鈴木きくゑ宛

明治二十九年九月七日付

拜啓時下益御康寧奉恭賀陳ば夏中は炎暑に苦しめられて久しく御不沙汰仕候處昨今の清涼漸く人に可なり就ては本月十三日拙宅にて茶話を催しゆるく御目に掛り度同日午後一時前より御來駕被成下候やう奉願候その趣向は態と御察應の用意不致眞實文字の通り粗茶粗菓の點心を呈するのみなれども亦以て來賓の方々御談話の媒介にも相成候はゞ主人の本意不過之何卒共御含を以て御繰合物外の一席二三時間を費し候様吳々も御案内申上候頓首

明治二十九年九月七日

福 澤 論 吉

八五二―八五四 小泉信吉宛

八五五 小泉おちか―鈴木きくゑ宛

六九七

小泉 おちか様

鈴木 きくゑ様

尙以私方は例の如く無人殺風景ろくに御持成しは出来不申一切萬事來賓の御随意のみ其邊は幾重にも御海容被成下度申上候までもなく御召物などは御ふだん著のまゝ恰も主人相識らざるものゝ如くにして御銘々の御勝手次第に任せ偶座談笑遊戯の自在を願ふ計りに御座候

八五六 小出 收宛

明治二十九年八月十日付

残暑難凌益々御清安奉拜賀陳ば八月七日附を以て信州小池氏より通信同國産のりんご二箱到來遠方の處御心頭に掛けられ芳情不知所謝暑中の香味殊に難有奉存候何れ其中拜顔萬御禮可申上候得共不取敢御請まで如此御座候勿々頓首
二十九年八月十日

諭 吉

小出 賢 契 梧下

八五七 後藤 牧太宛

明治十七年三月六日付

さくじつはおんてがみくだされはいけんいたしそろいつさくやおんかへりのせつびやぼんならびにこがたなおんわすれみぎはいづれもおんあづかりもうしおきそろまたそのせつおんはなしもうしたるじゆくのことはそのゝちはまのうじへもそうだんいたしたくなにとぞとくとおんかんがへみちのためにごけつだんくだされたくついではこののちな

んにちごろおんいでくださるべきやこんどはまのうじもごどうせきたいしたきやうもうしおりそろみぎはおへんじにかねてごやうすうかゞひそろ

三々わつむいか

ゆ き ち

ごとうくん

なほくじゆくのはなしはことのみまるまでたにんへはおんはなしくだされずやうおんふくみおきねがひそろねんのためもうしあげおきそろ

註 後藤は「かなのかい」の熱心なる會員で常に假名文の手紙を書いてゐたので、これに贈るとき先生も假名を以て記されたのである。(編者)

八五八 後藤 牧太宛

明治十七年三月十二日付

みよふにちおんいでくだされそろよしあひなるべくばごとう四じすぎにいたしたくはまのうじへもあんないたしそろあひだそのおんふくみにておんいでねがひあげそろ

三々わつ十二にち

ゆ き ち

ごとうくん

八五九 後藤象二郎宛

明治二十六年三月二十九日付

此者は眞中直道に御座候内閣に居るとばかり存候處昨今は農商務省に居るよし御閑の節一度御逢奉願度委細本人の履歴又その志も自分より可申上乍面倒宜敷奉願候早々頓首

三月二十九日

諭 吉

後藤先生侍史

八六〇 後藤象二郎宛

年未詳九月十九日付

御手紙の趣拜承仕り候今午後二時前後必御待受仕り候拜答まで早々敬具

九月十九日

諭 吉

後藤先生御侍史

八六一 高力衛門宛

明治五年三月二十三日付

二月十八日の貴翰三月二十一日相達し拜誦仕候其後は久しく御左右不承御無音打過候處益御清安被成御座奉拜賀候隨て小生義無異罷在候條乍憚御放念可被下候兼て御話しの少年御召連れの義も遽に行はれ難きよし何方も同様の風人間萬事不如意のものに御座候

此度は御國産の品々御惠被成下芳情不知所謝殊に八尺蛸誠に珍物早速天井につるし家内の者は勿論同家敷の者までも見物に参候次第厚く御禮申上候

昨冬より舊里中津へ學校取建に付學問の大意を記し布告いたし候小冊子此度官許を受け出版いたし候に付十部拜呈仕候外に舊知事より布告の文此亦十部さし上候御知己の方々御配分も被下候はゞ大慶奉存候追々世の中もよき方に進候様有之候得共迎も横文を以て人を教へ全日本國內の人民をして悉皆原書家に爲さんとするは人力の及ぶ所にあらず右の次第にて當時中津へは小幡篤次郎出張に候得共原書教授傍専ら翻譯書を爲讀候趣向にて頻りに譯書の學を主張いたし居候

小生義も一昨年夏中大病相煩其後昨年も夏中は不快に有之候に付當年夏は避暑旁病の再發をも遁れんが爲四月上旬出立有馬の温泉え参り其儘中津へも罷越學校も一見いたし九月頃迄同處へ滞留秋冷を見て歸府の積に御座候
右貴答御禮申上度早々如此御座候頓首

三月二十三日

福澤諭吉

高力衛門様侍史

尙以時下折角御自重專一奉存候妻よりも宜敷申上吳候様申聞候先年御寄留の節は子供兩人の處此節は四人に相成惣領は十才二男は八才兩人共此節は築地外國人の處え参り戯にリードル杯稽古いたし居候

昨春私方も三田貳丁目へ轉移塾は何も相替義無之近日外國人を兩人斗り相雇候積にて唯今談判中に御座候尙其餘は二便可申上候

註 高力が佐渡に居たときに贈られたものであらう。(編者)

八六二 高力衛門宛

明治八九年頃?五月二日付

益御清寧奉賀候陳は兼て厚く御配慮に預り候長沼の一條當面武平に於ては實に畢生の一大事にて毎々相談有之候處此方にも毎々名案は無之唯運を天に任せて周旋奔走するの外有之間敷と申聞候事に御座候就ては甚恐入候に付一書を添吳よとの望に應じて前段申上候委細は本人より可申上御聞取の上尙可然御心添奉願候右要用のみ申上度早々如此御座候頓首

五月二日

論

吉

高力様 梧下

註 高力が千葉縣に居たとき長沼事件に付盡力を依頼せられたもの。(編者)

八六三 甲賀信郎宛

明治十七年一月二十二日付

其後は久々拜眉を不得益御清寧奉賀候陳は爰に一事質問の義は近來汽船の改良日に月に進み殆ど底止する所なき者の如し然るに老生見聞の狭き其ヒストリに至て頓と心得不申全體汽船の發明後凡そ何年頃より兵備商賣の實用を爲したるや又其後大に機關を改良して其形を小にして石炭の費用を減じたるは何年頃にして凡其改革の期限とも稱すべきは何年何國に始まりし事なるや又今より十年二十年前の機關は大抵何と名くるものを襲用したりしを今日は則ち何と

稱する何様のものを用るや右は誠に漠然たる質問にして説明にも御困りの義と存候得共此方は皆無イグノラントの事なれば極めてあらましの略解にて不苦乍御面倒ザツト御教示奉願候要事のみ早々如此御座候頓首

十七年一月二十二日

論

吉

甲賀様

註 甲賀信郎は、函館戦争のとき陸中宮古港に於て官軍の東艦を奪取らんとして奇襲を試み戦死した脱走艦回天丸の艦長甲賀源吾の甥で、義塾に學び、明治初年海軍に出仕し、此書翰の當時は共同運輸會社に勤めてゐた。(編者)

八六四 神津吉助宛

明治十二年四月二十一日付

未だ拜顔を得ず候得共一書拜呈時下春暄の好時節益御清安被成御座奉拜賀陳は令弟國助君并に茂木吉治君御事年來弊塾へ御寄宿格別の勉強今日に在ては塾中の上流誠に他生徒の手本とも可相成次第小生におゐても欣喜に不堪畢竟天稟の才とは乍申御幼少の時より御教訓被行届候實效と感服の至に候當四月の期は小生自から學業の試験いたし御兩人共卒業相成候扱卒業後の處置に付愚考するに御年齢も未だ二十に足らず此上は洋學の傍に日本普通の文書を學び候義必要の事と存候其執行の方法も乍不及御世話いたし候積り將又今後學費の義も卒業の後は少しく減少可致大凡壹ケ年壹人に付五六十圓も入用に可有之哉不相替御送り相成度今一年も過ぎ候得ば當塾教師の員に加り少々ながら自力にて金も手に入可申然る上は御宿許へ御送金は出來不申とも學費として御宿より毫も御送りに及不申其邊も小生心得居可然取計可申塾中生徒夥多有之候得共成學する者は甚だ少く假令或は成學す

八六二 高力衛門宛

八六三 甲賀信郎宛

八六四 神津吉助宛

七〇三

るも早く職業に就かんとして之が爲に生涯の方向を誤る者も少からず残念の次第なり何卒御兩人丈けは格別の俊秀二十五六歳迄は無餘念研究して眞實有用の人物にいたし度小生の志願此度の試験に付欣喜の餘り態と一書を呈し候
尙今後の事に付ては別段に御世話いたし候積には候得共思召の品も御座候はゞ無御伏臈被仰下度候右要用のみ申上
度早々頓首

四月二十一日

福澤諭吉

神津吉助様

尙以茂木恆太郎君えは別段書狀さし上不申乍憚可然御致聲奉願候い上

八六五 神津吉助宛

明治十四年十二月十二日付

過日は御來訪被下其節御話の一條早速丸家早矢仕氏申談候處同氏に於て異議無之都て小生の考案に違はざる事に候得共同氏は實際の所見も有之云く銀行よりも丸屋爲替店の方可然又事務を見ると申事に付ても其趣向も有之隨分面白き考の様被存候に付ては今日にても明日にても御都合次第第一應通三丁目丸善へ御出早矢仕氏へ御面談相成度或は不在ならば店の者へ御話し其行先きを御尋御直談奉願候右要用のみ申上度早々拜具

十二月十二日

諭吉

神津吉助様

八六六 神津國助宛

明治十五年六月七日付

過日は御手紙被下國太郎君御事も次第に御快方の義誠に目出度昨今は如何哉最早殆ど御全快ならんと乍蔭存居候扱右御病氣の一條包重方えは必ず爲御知相成度公の詞訟と私の家事は全く別の事なり其邊の區別なくしては百事に影響を及ぼし不都合との義は過日も懇々申上置候事なり包重は見舞に參候哉御様子相伺候
右御見舞旁要用のみ早々頓首

六月七日

諭吉

國助様机下

八六七 神津國助宛

明治十七年五月十九日付

本月十五日の華翰拜見時下薄暑の節益御清安奉恭賀候陳ば丸家銀行の一條誠に言語道斷の始末四月廿三四日の頃突然困難のよし申出し其外少しも様子を知らず既に老生杯四月十六日にも八百圓斗り預け十日内に入用のよしを申聞直に用候口約までいたし置候ものを其儘に取押へられ實以て名狀すべからざる有様なり頭取は近藤孝行と申者にて此者は昨今一片の辭表を差出し法律上にも先づいたし方なき次第併この銀行創立の本人は早矢仕有的中村道太の兩人にて即ち銀行の精神とも可申者に付株主より兩人へ談じ兩人も固より遁るゝの意なしとて近日は専ら維持の方案最中と申事なり銀行が困難と申せば何れ金の足らぬ事にて俗言所謂穴の明きたるに相違なし唯其穴の深淺廣狹如何に由りて維

八六五 神津吉助宛

八六六 八六七 神津國助宛

七〇五

持の難易もあることなれば尙此後も眞實の模様相分り次第爲御知可申老生杯は十五株位に止まらず中々不容易災難なれども今更腹を立てゝもいたし方もなし去迎甚だ面白からず唯事の成行を注意して其終局を待つのに御座候右拜報まで早々如此御座候頓首

五月十九日

論 吉

國 助 様 机下

八六八 神津國助宛

明治二十一年三月十三日付

本月三日の華翰拜見仕候如來論漸く春暄を催し候處益々御清安奉賀陳ば過日は近火にて大に驚候得共先以て無難一同欣喜の外無之早速御見舞に預り芳情奉謝候誠に好き時候に相成折々は御出京も可有之何卒御立寄被下度久しく地方の御様子も不承御目に掛り度事に御座候右拜答に兼て御禮まで早々如此御座候頓首

三月十三日

論 吉

神津國助様机下

尙以令兄始皆々様へ宜敷御致意奉願候

八六九 神津國助宛

明治二十一年十一月二十日付

過日は貴翰被下拜見仕候時下小春の好天氣益御清安奉拜賀候陳ば倅一太郎捨次郎義兼て米國留學の處本年六月彼地

出發歐洲へ渡り諸方巡回の末九月下旬マルセル出港本月四日無事歸宅仕候此方より御吹聴も申上げざる中に却て御尋に預り痛入候次第實は歸來後何か取込み御無沙汰の段御海容可被下候右御返詞旁申上度早々如此御座候頓首

十一月二十日

論 吉

神津國助様

尙以時候折角御自重專一奉存候乍憚皆様へ宜敷御傳聲奉願候

少々御閑暇も御座候はゞ御出京奉待候倅共も久々にて御目に掛度よし呉々も申居候

八七〇 神津國助宛

明治二十三年頃？五月十六日付

拜啓此生は小林梅四郎と申舊本塾生御同國の信州人なり卒業後時事新報に入り昨年より大阪の出張員と爲りて今度一寸出京其序に父母へ歸省致す途次御方角を通行すべきに付御逢被下度小林生は新報中にも文筆達者なる方にて人物は誠に慥なり何事を御話相成候てもさし支無之今後共御懇親被成度存候東京の近事京阪の風雨寛々御拜語可致又故郷の事情は却て小林の知らざるもの多からん御話可被下候右用事のみ才は本人より御聞取可被下候早々頓首

五月十六日

論 吉

神津國助様梧下

註 小林は鈴木梅四郎の舊姓である。(編者)

八七一 神津國助宛

明治二十四年七月二十五日付

過日は御手紙を辱し其節は兼て願置候バタ御遣し被下難有奉存候將又廣告の義は尋常一様廣告文に記すの外に凡そ此バタの産する土地の状況より牧場の由来等其大概を雜報に掲げたらば妙ならんと存候得ば其草稿の一通り短文にても御遣し被成度事に候

中村貞吉事春來少々病氣に付養生の爲め處々漫遊この度は信州の山を一見致し度とて方角も定めずふらりと出掛け候に付ては途次御宅を伺ふ事も可有之何卒御逢被下度又或は道路の都合次第にて牧場をも拜見致度やう申居候間是亦御含置奉願候貞吉と申は兼て御承知も可有之哉元とは本塾に居り其後工部大學に入り今は工手學校長遷信省の書記官拙者の長女おさとの婿なり御逢の節は當方の事情御聞取可被下候右用事のみ勿々頓首

二十四年七月二十五日

論 吉

國 助 様 机下

尙以寫真出來に付一枚拜呈致候御覽被下度候

八七二 神津國助宛

明治二十六年三月十四日付

本月十日の華翰拜見仕候時下漸く暖氣を催し候處益々御清適奉賀候陳は地所の義縷々被仰下難有奉存候右は必ず好きものに可有御座弊家も御承知の通り大勢の子供後年の謀も不致ては不叶次第或は地面なども可然哉に存候得共何分

にも遠方の義且老生も次第に老却して家計の事は成る丈け簡單に致し度旁折角御親切に被仰下候義には候得共進取の氣なく御斷申上候右御返詞まで勿々如此御座候頓首

二十六年三月十四日

論 吉

神 津 國 助 様 梧下

尙以時下折角御自重專一奉存候五六日前箱根へ遊び一寸山口仙之助方へ立寄候處神津バタの義頻りに賞賛致居候右は當に信州の産物のみならず實に日本第一流にして舶來品を壓倒するものなり何卒力を盡して盛大に至るやう奉祈候

バタに作りても其外にミルクの餘りて御困りの義は無之哉若しこれに困ることあらば爰にミルクを其まゝ保存して何日も何ヶ月も腐敗せざる新工風あり此法はバクテリア學士北里氏の傳授にて拙家杯は常に此法に由りミルクの腐敗を朝夕に心配することなし若し必要あらば傳授の御紹介可致候御考可被下候
バクテリア學は實に面白く老生は昨年より北里氏に親しみ色々世話致し老餘を楽しみ居候肺病も初期なれば屹と全快致し候其成跡を見れば實に唯驚くのみ日新の學問底止する所を知らざるなり

毎度バタ御遣し被下難有奉存候是まで代價を差上ることなし是れにては不相濟重て申上兼候次第なれば爾來は何卒代金御收納被下度尙此度も二ダース斗御送附奉願候實は之を外國人等へ贈り日本品の美を誇らんとするの好事なり従前幾多の外人も一度び神津バタを嘗めて感心せざる者なし實に愉快に不堪次第に御座候

八七三 神津國助宛

明治二十八年四月十四日付

好き時節に御座候益々御清安奉拜賀陳は過日岡本氏より揮毫の御約束いたし候よし例の悪筆認めて差上候御一笑可被下候昨年来頓と御出京もなし如何御消光被成候哉東京は毎日〳〵時事談にて賑に御座候少々御閑もあらば御來遊可然存候右要のみ申上度勿々頓首

二十八年四月十四日

論 吉

神津國助様

尙以毎度バタを難有存候老生事近來は頗るバタを好み毎日一度は是非共用しては不叶事に相成候處内外諸品の内唯神津バタの一種のみ口に適し他は一切役に立たず旅行杯の時此名品を携れば格別然らざれば旅中バタなしに不自由致候位の仕合に御座候乍憚邦太郎君へも宜敷御禮奉願候

八七四 神津國助宛

明治二十九年十一月十七日付

秋氣深く相成候處益々御清安奉拜賀候陳は過般漫遊中は不一方御世話に相成芳情萬々謝する所を知らず歸來直に御禮可申上の處留主中に色々雜用滞り殊に人の出入も不少夫是取紛御無音相成候段不惡御海客可被下候長野なり又野澤なり諸彦の御優待實に感謝に不堪一々御禮狀差出候譯にも不參乍憚御序の節宜敷御致意相願度何れ春に至れば御出京の事も可有之拜肩御禮可申上候得共不取敢一應の御挨拶まで勿々如此御座候頓首

二十九年十一月十七日

論 吉

神津國助様 梧下

尙以御令兄様始め邦太郎君其外皆々様へ御禮宜敷奉願候追々寒氣に向ひ御攝養專一奉存候老妻子女よりも吳々御禮申出候百事來春御出府の時を期するのみ

八七五 神津國助宛

明治三十年四月三日付

春風春水人に可なり皆々様御揃益々御清適奉拜賀候陳は爰に一事申上候義御聞取被下度年來御手製のバタは老生の爲め必要缺く可らざる品と相成候處是まで隨時御惠與に預り誠に難有畢竟芳情に出ることゝ存じて毎日〳〵いたゞき居候得共退て考れば元と是貴家の工業品なり之を知りながら唯漫然としていたゞくとは本來の御深切は難有候得共分にも心苦しく安んずるを得ず就ては今後これを尋常一様の商賣品として御取扱相願度已に商賣品となれば老生方の需要凡壹ヶ月二罐にて足るべし何卒毎月にも隔月にも御序の節御遣し相願度代金は唯命に従て納め可申存候此事は邦太郎君へと存候得共直接に申上候は餘り殺風景且失敬と存じて態と仁兄まで御相談致し候義に御座候貴家の芳情を空ふするは如何にも不相濟やうなれども老夫が氣の濟まぬと申處も御推察奉願候此段要用まで申上度勿々如此御座候頓首

三十年四月三日

論 吉

神津國助様 梧下

八七三—八七五 神津國助宛

尙以時下御自重專一奉存候追々暖氣にも相成何卒折々は御出京奉待候老妻始家内一同より宜敷申上候やう申聞候

八七六 神津國助宛

明治三十年四月六日付

今日は無餘儀用事にて外出の處留主中御來訪被下候よし失敬仕候久々にて御出京是非御目に掛り度若し御都合宜敷候はゞ明七日午後三時頃御來車被下間敷哉或は邦太郎君も御出ならば御同道願度明日は仙臺人の矢部某と申抜合の達人が參る筈に御座候是れも御見物被成て隨分面白からんと存候右不在失禮の御挨拶其序ながら御案内申上度餘は拜眉の時に附し候勿々頓首

三十年四月六日

論

吉

神津國助様 梧下

尙以本文に申抜合の先生は明日來らざれば明後日來る筈なり犬養の世話なり多分明日參る筈なれば何卒御出可被下候

八七七 神津邦太郎宛

明治二十八年十二月十五日付

寒氣彌増候處皆々様御揃益御清安奉拜賀隨て老生幸に無異乍憚御放念可被下候御手製のバタ毎々御送致被下誠に難有内外唯一品その右に出るものなし既に一週日前兼て大事に致し居り候品なくなり左りとは當惑に存じ東京にて龜屋

精養軒等へ人を遣し神津バタはなきやと頻りに詮索致し候得共有るものをなしと云ふか眞實品切れか兎に角に賣物なしとはねつけられ何とも致し方無之特に一書を認めて御無心中上げんと存居り候處へ偶然にも二罐御遣し被下恰も天與の賜早速いたゞき申候過般も申上候通り老生儀如何なる譯にやバタを嘗むる習慣を成して之を用ひされは腹工合不宜然るに他の品は一切口腹に適せず唯信州の神津バタあるのみ故に私宅の西洋料理を命じてもバタ丈は料理屋の品を謝絶致し候仕合今後此品あれば可なり無ければ則ち全く廢するの外無之候右の次第御世辭でも何でも無御座候御禮は筆に盡し難く候

過日老生が還暦の時には態々電報遠路の處御心頭に被掛芳情不知所謝御禮申上候
右は重ねの御禮迄申上度勿々如此に御座候頓首

二十八年十二月十五日

論

吉

神津邦太郎様 梧下

尙以尊嚴始國助君其外様へ宜敷御傳聲奉願候本年も餘日無之來陽にも相成候はゞ御出京奉待候
今日の信州は昔年の山國にあらず魚類も定めて御自由ならんと存候へ共何か鹽藏の海魚進呈致し候やう申付置候著の上厨下の御用にも相成候はゞ本懐の至り國助君へも宜敷御配分奉願候

八七八 神津邦太郎宛

明治二十九年三月十日付

餘寒漸く去る好き時節に相成候御全家皆々様益御清適奉拜賀毎々御心頭に掛けられ御手製のバタ誠に難有奉存候毎

八七六 神津國助宛

八七七 八七八 神津邦太郎宛

朝いたゞき御蔭を以て老骨を潤し候

此程朝鮮の知人より鶴の鹽もの贈り來り候固より口に適すべきにあらす候得共汽車便に差出候御笑留被下候はゞ幸甚に御座候別に北海産の品二樽是も到來に任せ試に拜呈仕り候召上りも出來間敷候得共御覽可被下候右御禮旁申上度乍末筆尊嚴初め國助君へ宜敷御致意奉願候勿々頓首

二十九年三月十日

論 吉

神津邦太郎様

尙以東京の春色亦可なり其中御來遊奉待候家人共よりも宜敷申上候やう申聞候

八七九 神津邦太郎宛

明治二十九年九月八日付

漸く秋冷を催し候處益御清安奉賀隨て老生事も幸に無異消光乍憚御放念可被下候今回も精品二到來今早野外散步唯今歸宅焼パンに附けていたゞき候處に御座候

好き時節に相成候折々は御出京可相成何卒御立寄奉待候
尊嚴並に國助君も御變りなき事と存候過日拙宅にて社友の茶話會を催して來客隨分多く近傍ならば御案内も可致事と存じ難堪思ひ候其節戯に

三田社友温平生 茶話乘閑來往輕
遮莫帝京塵萬丈 一堂談笑與秋清

御一笑可被下候

右御禮まで申上度勿々如此御座候頓首

二十九年九月八日

論 吉

神津邦太郎様 几下

尙以國助君は年尙若し折々は御出京舊友に逢ふて論談可然存候何卒御致意可被下候
會て朝鮮の金玉均に貰ひ候義和宮の書あり老生は既に見終りたるゆゑ轉贈致し度御笑留可被下候品物は小包便に差出候様申付置候

註 神津邦太郎は前記吉助の子である。又前掲國助は吉助の弟、即ち邦太郎の叔父に當る。(編者)

八八〇 木暮武太夫宛

明治三十年三月十八日付

昨日は華翰を辱うし拜見仕候陳は明十九日紅葉館におゐて貴衆兩院諸彦の同窓會老生へも出席可致やう難有奉存候過日同様御話の節にも申上候通り近來は兎角宴席を厭ふの有様にて殊に食物杯に付ても我儘千萬の事のみ多く人も困り自分も困る程の次第に付明日の會合にも老生は午後五時と云はず五時前より罷出夕刻になれば御暇可致積に御座候間左様思召可被下候右御禮拜答まで勿々如此御座候頓首

三十年三月十八日

論 吉

木暮様 其外様

八七九 神津邦太郎宛 八八〇 木暮武太夫宛

八八一 木暮武太夫宛

年未詳六月二十六日付

梅雨未晴益御清適奉賀陳は過日洋學教師の儀被仰遣其節さし向是れと申人物も無之候處昨今に至り井出徳太郎事地方より歸り目今閑散なり此生なれば原書は十分に出来可申尤其御地にも初て御著手の義給料等もさまで御心配には及申間布入湯旁遊行の序暫時逗留と申位にて可然哉に存候唯一書生の事ゆへ何も無之衣食とポケットモノと旅費文付あれば其後の相談出来可申存候御地の御都合如何哉相伺度態と一書を呈し候早々頓首

六月二十六日

論 吉

木暮篤太郎様 机下

註 篤太郎は武太夫の舊名。(編者)

八八二 木暮武太夫宛

年未詳八月六日付

益御清適奉賀陳は別紙壹封貴境滞在大隈氏へ御届方相願度誠に乍御面御取斗奉願此手紙に付必ず返書參候管に付重々の御手数ながら其返書をも仁兄の手に請取上封夫より老生へ宛御遣し奉願候右願用のみ申上度早々頓首

八月六日

論 吉

篤太郎様 几下

八八三 木暮武太夫宛

年未詳八月十二日付

七月廿五日の貴翰拜誦時下暑氣尙強益々御清寧奉賀近來は演說等の事御企有之由誠に御盛の義何事も最初は六ヶ敷ものなり難を凌て御勉強奉祈候夫に付ても地方のみに居ては都鄙の事情不通徒に勞して功なきの弊少要用の有無に不拘折々御出府相成度交詢社へ御入社可相成との事甚妙なり兎角世上は同志の朋友應援するに在り當地にても演説は日々盛波多楚高島其外の壯年の輩誠に活潑に事を爲し居候時々此輩へも御面會可然奉存候老生も浴泉の爲御地へ罷越度候得共此暑中には誠に閉口役人共と違ひ小生の休暇は自から賜はるものなれば秋涼の休暇と可致哉に存候右拜答のみ申速度早々如此候頓首

八月十二日

福 澤 論 吉

木暮篤太郎様 几下

八八四 小松屋新助宛

年未詳五月二十八日付

御不快のよしおこりなれば療治の致方も可有之せんやくなど何程飲み候とも決してやくにたち申間敷就ては三田の方へ早々御出被成度小幡の内にも又は小幡にて不都合なれば別に座敷も有之よき醫師も藥も不自由無之由直にかこにて御出可被成候ねつのさめたるきたればさし支有之間敷候右は唯今今泉の話しを承りあまり難堪に付申上候也

五月二十八日

福 澤

八八一—八八三 木暮武太夫宛 八八四 小松屋新助宛

小松屋様

註 小松屋は中津の商人である。(編者)

八八五 小寺泰藏宛

明治二十二年五月二十二日付

其後は打絶御無音仕候時下益御清安奉拜賀候御地の御動靜は毎度中上川其外より傳承致し次第に御盛況萬々欣喜に不堪唯此上は御健康を祈るのみに存候扱爰に一事申上度は兼て御承知も可有之存候慶應義塾を此度は一層の高きものに致し大學の地位に進め度社友申合募金の儀を企候處隨分之以應ずる有志の向も不少候へども何分とも所要の金は大金にて集まるものは細々埒明き不申何れも大有志大富豪に依頼するの外無之就ては其御地にて誰れと指を屈して先尊名を得たり誠に無法の次第に候へども今回は別段の事に被思召晉に直に御寄贈を願ふのみならず神阪地方に率先して他を御誘導被成下候様奉願候尙中上川等より御話も可仕候へども特に老生より一書を呈し候從來本塾に借財と申すものも無之地所は府下第一等の場所を占め建物も已に備り唯此上は毎年の出費二萬圓計りの出處を得れば則ち純然たる大學校となることなり何卒今度は民間の一大事業と被思召格別の御盡力奉願候右御無沙汰中唐突の至に候へども要用のみ申上候間幾重にも御勘考奉願候勿々頓首

二十二年五月二十二日

論

吉

小寺様侍史

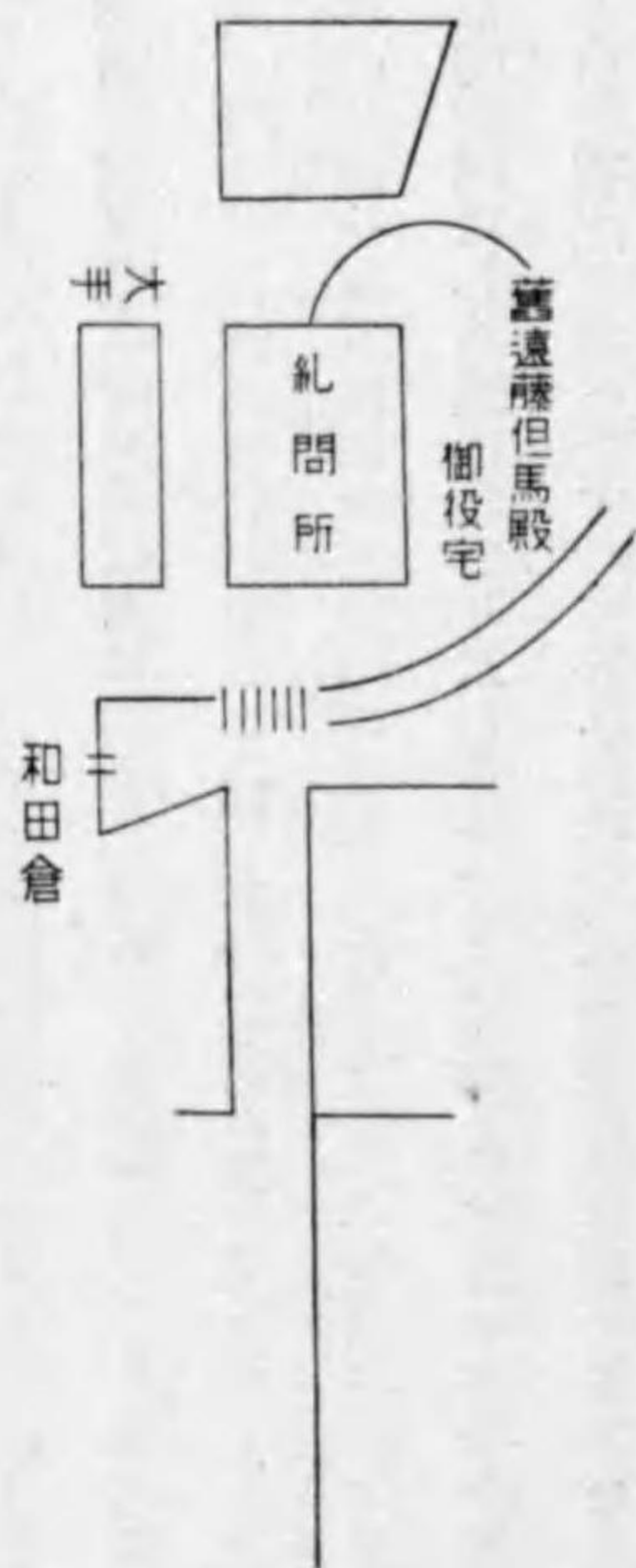
尙以三田様へも本文の義は相願候積是亦御含置宜敷御周旋奉願候

えノ部

八八六 江連堯則宛

明治二年九月二日付

八月十一日の尊書途中の行違にも可有之今日相達し忙手拜見仕候秋冷深相成候處益御清安被爲渡奉拜賀候陳ば榎本君の一條に付云々被仰越拜承仕候右の義に付ては私とて少し承及候義も有之既にアシロット乗組の者は當五月中より糺問處へ下り此内古川節藏小笠原賢藏等は兼て知己の者にも有之候間内々使の者さし遣し文通は出来不申候得共少しづつ食料衣服等は届方出来申候尙又當八月五日節藏同船の士官は大半御免諸大名え御預け相成候内名村一郎と申者は或る藩士の周旋にて其士の貰ひ預りと申者に相成弊宅近傍へ罷在候に付い才の事狀同人より承候處糺問所中も隨分苦しからざるに非ざるよし併し此方より内々さし送候ものは無相違相達し本人の手に入り候趣場所も狭く一時は疊一枚



八八五 小寺泰藏宛

八八六 江連堯則宛

に貳人當てと申事も有之一郎杯御免の後は如何相成候哉何分にも窮屈と申事に御座候先日同船乗組の者榊原の脱走藩士奥平へ御預け相成候に付私義は窃に其者え面會いたし此面々よりも同様の話し承り候其模様大略左の如し

一 糺問所と申す所は龍の口に御座候 (註 此處に前掲の圖が記されてある。(編者))

一 糺問所の長屋一棟五區に分ち此内に榎本大鳥荒井古川小笠原其外脱走連中幽閉

一 食事は御賄朝はしる晝はなまりぶし位一寸さいあり夕は香の物斗り飯は澤山

一 小使と申者有之此者へ託すれば好みの品買入候義出来定價よりあまり高からず好き風俗なり

一 幽閉中誠に退屈にて困り候よしに付先日私より内々ひざくり毛の書を一部さし遣し申候處牢内一同にて繰返し讀候よし

一金子も届候よし昨日始めて承知仕候に付明日はまめいり杯相調金子少しさし添遣候積り罷在候

右條々にて情實御察し可被下將又此罪人を殺す殺さぬの義に付ては千緒萬端に議論有之一時は餘程六ヶ敷有之候よ

しの處近日は持直しナンダカヨサソウダと申し兩三日の噂にては大丈夫と申す事に御座候専ら薩藩にて力を盡し候義

彌相違も無之様御座候内實は私も其薩藩有力の人え面會仕候義御座候必ず御氣遣は有之間敷奉存候

雄次郎君は始より糺問所へ下らず直に諸侯(其家を知らず探索の上可申上奉存候)え御預け相成候よし承候(名村

一郎の話なり)諸侯へ御預け相成候向は極て寛なり内實御免も同様なり奥平へ御預けの向は前般も申上候通り私目撃

いたし唯門外せざるのみ如何にも自由自在に御座候此御預けの類大抵其領分え連れ歸り候間雄君も何れえか大名の國

え御出の事に可有之よし名村申居候

一 榎本君其外の面々えは近日有志の仁は申合せ何か贈物いたし候よし承及候御不自由は固より申迄も無之候得共御兄弟共生命に別條無之其中何とか御處置有之事と奉存候尙承及候はゞ可申上候

右は早々亂筆御推覽被成下度乍憚榎本御母堂様へも可然御傳聲被成下候様奉願候今泉のおばさんも數日弊宅え逗留別紙壹封御届奉願返々も御母堂様には御案じ不被成方可然最初見込を立て事を起し力足らずして負けたり負たるに由て降りたり珍らしくもなき話に御座候彌以勝タネバナヌと申す約束にも有之間敷負ても降ても男子は男子なり天下の士人クヤシクモ初め脱走する位の膽力を具へたる者幾人ある哉勝敗を以て人物を評する勿れ

九月二日

福澤諭吉

江連様侍史

本書認候内或人來報す脱走の面々は生涯禁錮と可相定よし但し未だ被仰渡は無之候始めは先づ此邊の御沙汰にも可有之以上

註 江連は榎本釜次郎(武揚)の縁弟で舊幕時代には加賀守といひ外國奉行を勤めたことがある。「雄次郎君」と書かれたのは釜次郎の兄雄之助(後に武興)のこと、「アシロット」とは高雄艦の原名である。(編者)

八八七 江南哲夫宛

明治二十年八月二十二日付

其後は打絶え御無沙汰仕候時下殘暑強候處益御清安奉拜賀陳ば今度中村辰五郎事共御許へ罷出御約介に相成よし同人は尙年少なれ共性質至て伶俐の様相見え候行々は役に立つ者にも可相成何卒御教示の程奉願候東京相替義は無御座

八八七 江南哲夫宛

七二一

地方困窮の故か都下の人口の増すこと日に多く誠に賑々敷事に候本塾も依舊學生の数は近來非常に多し是れも永久すべきものか随分疑はしき事相なり

右は久々にて御尋問に兼ね中村生の事相願度早々如此に御座候頓首

二十年八月二十二日

論 吉

江 南 哲 夫 様

尙以暑さの時節御自重專一に奉存候老生義も本月初旬より箱根入湯兩三日前歸宅致し候國府津まで汽車の往來を開き箱根の山まで半日程に相成候

八八八 江口高寛宛

明治十三年六月十八日付

五月三十日の華翰拜誦先以海陸無御滯加世田へ御著の由欣喜此御事に御座候當地御親戚中何れも御替無御座拙宅にても皆々ぶじ乍憚御放念可被成下候地方の事情詳に御報知被下御書面を拜見いたしても想見るべし異風殊俗の人に接するも亦是一場の學問追々其實際の深く相成候に付ては必ず共に語るべき人物も増加いたし候儀に可有之兎に角に深切を盡して御辛抱專一の御事に御座候當地相替義無之塾の演說會は如舊又其外に波多野本多等數名政談演說を始め近日は藤田茂吉馬場辰猪等も其仲間に遣入との事に御座候
交詢社の阿部泰藏氏は先日出發中仙道より京攝に廻り歸京の積り途中信州松本杯にては其地交詢社員凡十里四方より集會賑々敷事なりしと云ふ

相模國九郡より國會開設の建白三萬人斗の連署本月初旬書面を奉呈いたし候其周旋は専ら松本福昌なり相州の建白者には最も富豪の者多し他に異なる所なり

其御地學校教授の傍には各方へ巡回講義杯は如何あまり六ヶ敷書を講ずるよりも當世の著書譯書を分る様に説明したらば子弟の教よりも却て父兄の心得と爲りて其功能の實は大なる事と被存候近來段々地方の者へ勧め或は著手の向も有之よしに御座候

右貴答旁申上度早々如此御座候頓首

六月十八日

福 澤 諭 吉

江 口 高 寛 様 梧 下

八八九 江口高邦宛

明治十三年? 四月十二日付

一昨日は御來訪被下失敬御海容可被下候其節御話の如く土持氏へ面會諸事談じ了り候就ては御令兄様御事何時にても彼の地へ御出發不苦哉尙御相談致度御都合次第一寸拙宅へ御出相願度土持氏の所言も御話いたし度存候右要用のみ申上度早々頓首

四月十二日

福 澤 諭 吉

江 口 高 邦 様

八八八 江口高寛宛

八八九 江口高邦宛

八九〇 江口高邦宛

年未詳三月八日付

今朝御話の金子は當節誠に困却の次第なれ共無理にさし上候三拾圓との御事なれ共右の内岡本氏へ拾圓御渡し可相成分有之由夫は岡本氏へ本月末まで延期の談可然に付貳拾圓御取替申候御落手可被下候是は本月末御返濟可相成との義夫れにて不苦其前度々に御用立候金も昨今小生の手許は實に非常の入費壹錢も猶豫無之何卒御返辨被下度實に當惑此事に御座候右御返詞旁申述度早々頓首

三月八日

論 吉

江口賢契机下

てノ部

八九一 寺田福壽宛

明治十五年十月一日付

益御清安奉拜賀過日は御來訪被下久々にて拜話大慶不過之併何も御構不申失敬御免可被下候扱本願寺中に金色良忍と申人有之善く朝鮮語に通じ近時は韓使一行の爲通辨致居候由然るに昨日或人より承はれば同氏は元と豊前の産老生郷里の近傍に成長いたし候人物との事なり同郷人とあれば面會致度何卒其御手筋より御紹介或は御都合次第にて拙宅へ御同伴御來訪被下候義は相叶間布哉御周旋奉願候尤御用多の義に付金色氏壹名にて突然参り吳候ても不苦如何様に

も御取計奉願候右要用のみ申上度早々如此御座候頓首

十月一日

論 吉

寺田上人坐下

尙以本文金色氏は實に豊前中津近傍の人か或は訛傳にて他國の人か兎も角も故郷の人と聞くからには一度面會致し度間違にても不苦何卒御周旋至急御報奉願候

八九二 寺田福壽宛

明治十六年十二月十三日付

月迫相成益御清安奉拜賀候陳ば過般御災禍の後早速御見舞可申上存居候處弊家にも長女婚儀の事にて非常の取込旁以て今日まで怠慢の段無申譯次第此品は差出候も如何敷候得共有合に任せ拜呈仕候御夜具の御用にも相成候はゞ難有奉存候右は延引ながら御見舞申上度未だ拜眉の機を不得候得共皆々様へ宜敷御致言奉願候早々頓首

十一月十三日

福 澤

成眞寺様

尙以過日は態々御來訪被下其節丁度出掛ろくに御話も不致失敬御免可被下候實は其日娘婚儀の披露にて他出候處に有之不惡御海恕可被下候御焼失後百事御不自由の御事奉察候尙其中近傍御序も候はゞ御立寄奉願候
註 寺田は此年駒込の眞淨寺住職となつた。宛名に「成眞寺」とあるは誤記せられたものである。(編者)

八九三 寺田福壽宛

明治十八年七月十一日付

不順の時候に御座候益御清安奉拜賀毎度御面倒の義申上恐縮に不堪候得共左の質問に付御教示奉願度實は米國の一友人より申参返答に當惑遂に清襟を煩はし候義何卒宜敷奉願候

日本ニテ火葬ノ起源如何夫ニ付テノ歴史其趣意佛説其取扱ノ實際

日本ニテ寺院ノ傍ニ必ス埋葬地アルハ如何ナル因縁ナルカ

僧侶ハ何宗門ニ限ラス悉皆火葬ニスルカ

天子ノ火葬ハ何レノ時代ニ始マリ又止ミタルカ

徳川ノ治世中又其前ニモ武家ニテ火葬シタルモノアルカ

本願寺ノ大谷ニ骨ヲ納ルトハ人民信者ノ自家ハ自家ニテ葬リ別ニ骨ヲ分テ大谷ヘ納ルモノカ或ハ大谷ニ納レバ自家ニハ葬式モセズ墓モナクシテ事済ムカ

高野山ニ骨ヲ納メテ所謂骨佛ヲ作ノ例アリト聞ク是レハ如何ナル事カ

大凡右の質問外國人の事に候得は日本人には分り切つたる事にも不審を抱くもの少なからず故にあまり深き詮索には及不申大略の義御取調奉願候

右願用のみ申上度早々如此御座候頓首

十八年七月十一日

諭

吉

眞 淨 寺 様

八九四 寺田福壽宛

明治十八年七月二十日付

昨日は華翰拜見仕候大暑の節とは申ながら不順の事に候益御清安奉賀陳は兼て相願置候質問の件々逐一御教示に預り難有奉存候白骨明骨の區別等従前夢にも知らざる所晉に米國の友人に益するのみならず老生自身におゐて新知見を開たり何れ拜顔萬々御禮申上尙御尋問申度事も有之候得共不取敢一應御請に兼て御禮申述候尙此邊に關して要用の件も御座候はゞ乍御手数數御垂教奉願度實は右米國人と申は老生多年來の知己極々の日本辭にて此節は日本の事に付著述致し居其材料に致度との所望に御座候何分御含置可然奉願候早々頓首

十八年七月二十日

諭

吉

眞 淨 寺 様 法 座 右

八九五 寺田福壽宛

明治十九年四月十日付

過日來毎度御催促を蒙り候得共序文の義は平に御免を願度一年三百六十日毎日他人の著書に序跋を記して終るは老生の堪へざる處御憐察被下度候就ては眞宗の事に付先年何歟序ながら一言致して拙著學問の勸中に掲載候もの有之候間この一節を序文の代りとは如何に可有之哉文の前後に朱引して差上候御勘考の上如何様とも御取捨可被下候早々頓首

八九三―八九五 寺田福壽宛

七二七

十九年四月十日

眞淨寺福壽上人机下

福澤論 吉

八九六 寺田福壽宛

明治十九年五月二日付

不順の時候に御座候益御清安奉拜賀陳は本月八日は亡母十三回忌相當にて親類の者共小集致し候に付ては若し御閑も御座候はゞ午後六時前御來杖一遍の御讀經相願度奉存候右願用のみ早々如此御座候頓首

五月二日

論 吉

眞淨寺様

尙以老生義は小幡濱野同道にて明朝出立水戸邊まで参り七日夕刻歸宅の積に御座候以上

八九七 寺田福壽宛

明治十九年六月十五日付

兎角不順の天氣に御座候益御清安奉拜賀陳は過日も態々御來杖佛前讀經被成下候よし難有奉存候實は五月八日佛事執行可致存居候處少々差支有之御讀經のみ相願候義に付御供養は本月十八日に延ばし同日午後五時半粗茶呈し度遠方恐入候得共御光來奉願候尤當日は御經を願候義には無之候間五時半と六時までの間に御出相願度奉存候
右御案内まで申上度勿々頓首

六月十五日

論 吉

眞淨寺様机下

八九八 寺田福壽宛

明治十九年十一月十四日付

今朝岡本氏より申上候よしノルマントン號死亡人の御供養いよ／＼本願寺におゐて御執行相成候はゞ必ず參詣の人は多かるべし他はイザ知らず私共の家族も今度は屹と參拜致し候事ならんと被存候何卒早々御著手被成度若し然らざるにおゐては耶蘇宣教師の方にて企て可申意味も内々承はり候止めば則止め行ふならば金と勞とを憚らず一日も速に御著手所祈候要用のみ早々頓首

十一月十四日

論 吉

眞淨寺様

八九九 寺田福壽宛

明治十九年十一月十五日付

今度ノルマントン不幸人の中相良敬三と申は豊前國下毛郡島村の農行年四十五歳久々在京過日其姪某が上京の時歸國を勧められ乗船したる者なり同人の親戚にて江藤直純と申者へは今日も面會候に付本願寺にて葬式或は追弔會の義申聞候處右敬三も淨土眞宗東派の者なれば淺草にて御供養とあれば願ても不叶次第誠に難有しと申居候左れば右一名の處は先づ慥に御請合出來申候尙追々聞込候はゞ御報可申上候要用のみ早々頓首

十一月十五日

論 吉

八九六―八九九 寺田福壽宛

眞 淨 寺 様

九〇〇 寺田福壽宛

明治二十年六月二日付

拜啓仕候陳は一事相同度義出来候其次第は諸方の寺々に毎度見受候釋迦涅槃の圖並に地獄の圖の掛物は何れに求め得べき哉又其品に上中下の品位も可有之又之は畫工の手を以て畫きたるものか版本に爲りたるもの歟之を買求むるに價は凡そ何程なるべき哉少しも方角相分り不申何卒御面倒ながら御教示奉願候實は老生懇意の外友え贈り遣し度米國まで態々送りて其品が如何はしきものにて不都合可相成は好き品に致し度存候

涅槃と地獄と兩様の中地獄の方に致し度或は其價が左まで六ヶしからぬものならば二つ贈りても不苦譯なり兎に角に生來目に見るのみにて手に執りし事もなき品物これを買はん杯は最も難き事なれ共幸の御懇意に任せ大略の様子のみ奉伺候早々頓首

二十年六月二日

眞 淨 寺 様

論 吉

九〇一 寺田福壽宛

明治二十三年二月十日付

不順の時候に御座候益御清安奉拜賀陳ば来る十三日拙宅へアルノルド氏(去冬來東京滯留英國テレグラフ新聞社員にて兼て佛法を悦ぶ人と云ふ)を招待致し候に付ては御閑暇も御座候はゞ同日午後四時の頃より御來車相願度右御案

内申上候御差支の有無乍憚御一報奉願候勿々頓首

二十三年二月十日

眞 淨 寺 様

論 吉

九〇二 寺田福壽宛

明治二十四年十一月三十日付

唯今交詢社へ參候處今泉秀太郎の中すに昨今托鉢御施行相成候に付ては明後日の頃三田へ御巡行の節拙宅にて中食の用意云々の御話し才拜承直に電話を以て宅へ都合の程を尋候處單に御飯と豆腐汁位の事なれば容易に出來の義命の如く四十人前の御膳用意可致様通話申參候に付明後日即十二月二日正午時三田の拙宅へ御立寄被下候様致度悦んで御待受いたし候尙又御人數の義も多少の増減は不苦明日にも被仰下候得ば如何様にも取斗可申候右要用のみ申上度勿々如此御座候頓首

二十四年十一月卅日

眞 淨 寺 様

論 吉

註 濃尾大震災救済金募集のため各宗僧侶が市内を托鉢巡行したとき。(編者)

九〇三 寺田福壽宛

明治二十六年十一月七日付

秋晴御同慶奉存候益御清安奉拜賀陳ば過日御話の一條朝吹へ談じ候處頗る賛成至極面白き趣向なれども最初は先づ

九〇〇―九〇三 寺田福壽宛

無責任にて試るやう致ては如何即ち其法は日本橋邊の共有に日本橋俱樂部とやら申建物のあるこそ幸なれ同邊の有志者有力者に語り暫くの間は之を借用して人氣の如何を試み果して聽聞者も多くして後來に見込ありと其實證を得たる上にてほんとうに金を掛けて新築も可然いよ／＼人氣に投じて繁盛の見込あれば金を集めることも甚だ易かるべし云々の説なり何卒御考被下尙御高案も御座候はゞ朝吹氏へ御相談被成度老生が口を出して宜敷事ならば其勞は憚り不申候兎に角に朝吹の申處は右の通に候間不取敢申上候勿々頓首

二十六年十一月七夜

論 吉

眞 淨 寺 上 人 几 下

九〇四 寺 田 福 壽 宛

明治二十六年十一月十九日付

一昨日の華翰拜誦日本橋俱樂部云々義堀越氏は旅行にあらず病氣にて宅に在り今日見舞旁尋問彼の話に及候處同人におゐては異論無之早速幹事の人え談じて可否の返答可致との事に御座候堀越氏にて斯くの次第なれば大抵は出來候義と豫想致候間左様御承知可被下候實は直様御返事致度存候得共何分にも老生が自から堀越氏へ話し不致ては不都合と存じ今日まで延引相成候義あしからず御承知奉願候

扱又明夕(二十日)は御説法の當日御待受致し其節前の話も申上度存候處無據用事出來明晩は御斷申上候明晩を過れば其上は何日にも不苦御都合次第御來席奉願候
右要用のみ申上度尙い才は拜眉萬々可申上候頓首

十一月十九日

論 吉

眞 淨 寺 様 梧 下

尙以本文堀越氏よりの返事は一兩日中に承候義に可有之其節は直に可申上又同氏の申すに俱樂部にて説法とあれば會員一同へ來聽の案内可然やう申居候以上

九〇五 寺 田 福 壽 宛

明治二十六年十一月二十一日付

拜啓仕候陳ば過日來御話の日本橋俱樂部の一條昨日堀越氏の來報に差支の義無之何日にも御使用可被成但し其使用の二日前に御報知有之やう致度との事に御座候昨日も御手紙被下候其方様にても既に右等の事情は御承知の義と存候得共前々よりの行掛りに任せ改めて申上候までに御座候勿々頓首

二十六年十一月廿一日

論 吉

眞 淨 寺 様 梧 下

九〇六 寺 田 福 壽 宛

明治二十七年四月十九日付

拜啓仕候過日は金氏の法名早速御認被下難有奉存候直に佛具やえ申付位牌も出來候に付ては來る二十四日は四七日相當に付弊宅の佛壇にて御讀經相願度時刻は午後五時よりと定め三宅氏と甲斐軍治和田延太郎の兩人參拜の筈に御座候又當日の佛事は何れ夜に入可申御病中夜風を犯して御歸りは掛念不少に付可相成は拙宅へ御一泊被成候やう致度併

九〇四―九〇六 寺 田 福 壽 宛

七三三

せて申上置候右要事のみ申上度勿々如此御座候頓首

二十七年四月十九日

眞 淨 寺 様

註「金氏の法名云々」とは金玉均のこと。(編者)

論 吉

九〇七 寺田福壽宛

年未詳四月九日付

鬱陶布天氣に御座候益御清適奉拜賀陳は本日少年共御案内被下難有大勢參上御約介相成候義恐縮に不堪就て相願度義は何れ時分に相成候はゞ御湯漬戴候事ならんれ共酒は御無用被下其外百事質朴なる御取扱相願度近來書生輩の風俗甚不宜痛嘆いたし居候次第何卒進歩の少年共は其不徳の門へ入らざる様いたし度事に存候本日も特に御断申上候義に御座候何れ拜眉萬御禮可申上候得共内要用のみ早々頓首

四月九日

石 龜 様 几下

論 吉

註 石龜は寺田の舊姓である。(編者)

九〇八 寺田福壽宛

年未詳六月二十七日付

今日は快晴の様に御座候益御清安奉拜賀昨朝は大法主御事拙宅へ御來訪被下候由の處折票敷老生は臨時用の爲め早

朝より交詢社へ參り不在中山妻にても御挨拶可致管なりしに是れも子供をつれて外出の支度丁度髪を揃へ居候折柄宅は普請の混雜一寸御休息の座敷も無之取次の者共に存外の失敬仕候よし昨宵歸宅之を承り恐縮に不堪奉存候遠方の處を態々御尋被下候處に右の仕合不相濟事共に候何卒御序の節宜敷御詫奉願候右要用のみ申上度勿々如此御座候頓首

六月二十七日

眞 淨 寺 様

論 吉

九〇九 寺田福壽宛

年未詳九月二十五日付

益御清安奉拜賀陳ば唐突ながら質問の義は御文章の抑當月ノ報恩講ハ開山聖人云々の條即合本にして開卷より凡三分二斗りの處に佛法ヲ棟梁シカタノ如ク坊主分ヲモチタラン人ノ身上ニ於テ聊モ相承モセサルシラヌエセ法門云々とある此エセの字は如何なる義に候哉御教示相願度乍御面倒御一報奉願候實は明後廿七日本塾演説の定日にて布教得失の義に付少々鄙見を述候積眞宗の假名本取調候處右エセの二字に當惑御垂教を煩はし候義に御座候何卒一書の御返詞奉願候早々頓首

九月二十五日

眞 成 寺 様

論 吉

九一〇 寺田福壽宛

年未詳十月一日付

過刻は御來訪被下其節相願候明日奥平葬式へ御來會被下候由難有奉存候就ては御壹名にて御弟子様も無之ては如何哉に奉存候間若し御心當も御座候はゞ御弟子又は御同門の衆にても御同伴被成下候ては如何に可有御座哉其邊誠に不案内の義に付何とも難申上候得共此方にては人數の多きを厭ひ不申可相成は賑に致度心中に御座候此段爲念申上候頓首

十月一日

論

吉

眞淨寺様

尙以明二日午後一時の出棺に付可相成は午後直に三田まで御越相願度何も拙宅にて御相談可仕候以上

九一一 寺田福壽宛

年未詳十月二十八日付

過日は御來訪被下久々にて寛話大慶奉存候陳ば其節御案内被下候本願寺御法談の義家内共へ申聞候處難有感佩致し兼て弊家宗旨の義にも有之御說法と申すものを生來初て伺候は好因縁且これを別にして唯御座敷拜見のみにても罷出度との事に御座候就ては妻と娘兩三人同道可致積り娘の方は西洋服にて靴をはき候義に付靴は御座敷に不都合ならん別に上靴(スリツバ)を持參可致や御都合奉伺候○三十一日午後一時よりとの御案内是れは掛直なき時刻か正味何時より始まりて何時に終るか相同度候○同日の拜參衆は貴族婦人のよしなれ共此貴の字は政府上の貴には有之間敷例へ

ば鹿嶋家の婦人等も貴婦人にして三條の細君岩倉の後室と同様なるべしと存候得共若し或は然らずして華族官員等の婦女が正賓にて他は其陪席杯申す如き本願寺流の俗會ならば拙家の妻兒も拜參御斷申度陽に陰に少しにても其意味ある事ならば無御伏臆爲御知被下度奉願候私方の妻兒は敢て人に對して威張りは不致常に慎しむ所に候得共他人の無禮は毫しも許し候義出來不申内々御含全體の事情被仰聞候様冀望に不堪候○此御法談は御布施にても持參致す譯けに候や其邊も相同度内々爲御奉願候

右要用の件伺度早々如此御座候頓首

十月二十八日

論

吉

眞淨寺様 法座右

娘共は洋服に候得共椅子に掛りて御座敷の體裁不都合ならば日本流に無理に坐しても不苦但し子供の分は或は坐して窮窟と申事も可有之候得共御法談中少々づゝ御座中の歩行にても許し給はれば夫れにて満足なり又妻は純然たる日本服也爲念申上候以上

九一二 寺田福壽宛

年未詳十一月一日付

拜啓仕候陳ば明二日午前新門跡御來訪可相成旨何も差支無御座御待申上候午後は十二時半より塾用出來候に付其御含奉願候別段申上るにも不及義なれども時刻の處萬一と存じ爲念此段申上候早々頓首

十一月一日

論

吉

九一〇—九一二 寺田福壽宛

眞淨寺様几下

九一三 寺崎常五郎宛

明治二十年一月二十五日付

伊藤祐太郎氏貴翰を携て來訪氏が渡米の義に付ては二月一日なれば同行人も有之至極の都合と存候得共支度間に合
ひ不申無據一便延期致候一便延期相成候ても何も案ずることは無之今便桑港へ交通致置候得ば先方にて待受可致且又
二月中旬までには丁度宜敷同伴も出來可申と存候仁兄には今回伊藤氏と御同行御六ヶ敷よし誠に可惜事なり何とか御
工風はなきや御考被成度存候拙家には兼て御承知も可有之岩崎桃介を養子にいたし今度米國に遣し候積りに存候方今
世事いよ／＼迫り學問など申す暇は無之桃介も唯商賣積古の目的にて渡米の事に候日本の舊財産家も次第に家を亡ぼ
すの時節誠に恐ろしき事に候右御返詞旁申上度伊藤助右衛門氏より文通候得共不日御出京のよしなれば其節御話可致
尙御序もあらば宜敷御致意奉願候早々頓首

二十年一月二十五日

論 吉

寺崎常五郎様

九一四 寺嶋宗則宛

明治十五年三月十四日付

益御清適奉拜賀候本日諸社の新聞紙御覽相成候事ならん其雜報中に在野の誰彼が立憲改進黨なるものを催して其首
領に大隈を云々と記したるあり此事に付ても復た小生の身に嫌疑を來たすも難斗と申は其誰彼の中矢野箕浦藤田犬養

尾崎と申は何れも當塾の舊生徒加之新聞屋が誤て妄に小幡篤次郎の姓名をも掲げたるは誠に迷惑至極矢野以下は兼て
覺悟の前にて政談に従事致す事なれ共小幡は斯る道樂者にあらず何れ新聞屋へ掛合正誤爲致候事ならんと存候得共訛
傳誤報世上にては何と申すかも知るべからず遂には小生一身の事までも評するに至らん誠に困り申候又これに加るに
昨日は大隈氏拙宅へ來訪丁度其翌日なる今日大隈が政黨の企など、申せば随分福澤を疑ふには都合宜布様にも有之復
た役人連が何等の夢想を作るやも難斗過日來も御話申候通昨年來この夢想には懲々いたし候論吉は依然たる舊論吉三
年前の論吉も三年後の論吉も同様なるべし何卒御含置奉願何れ不日拜趨萬御話可申上候得共此度は手廻し致し流言の
未だ流行せざる前に御辯護相願度と存じ不取敢此段申上候頓首

三月十四日

論 吉

寺嶋先生侍史

九一五 傳染病研究所宛

明治三十一年八月七日付

拜啓拙宅狂犬の一條に付ては不容易御手数を煩はし誠に恐入候殊に老僕萬藏咬附かれ候事誠に災難致方も無之唯至
當の御療治を願ふのみ此僕は十數年來拙宅に居て所謂忠僕なり何卒首尾能全快いたし候様吳々も奉願候將又本人へも
醫命の重きを申含め一切御差圖の通り服從可致様申付置候間思召次第の御處置奉願候右相願度勿々如此に御座候頓首

三十一年八月七日

論 吉

研究所國手 御中

九一三 寺崎常五郎宛

九一四 寺嶋宗則宛

九一五 傳染病研究所宛

七三九

あノ部

九一六 阿原左金吾宛

明治十九年七月三十一日付

本月二十五日附の來書拜見大暑の節益御清安奉賀候陳は今度御歸郷後は専ら御家政向に忙しく就中養蠶御勉強のよし欣喜に不堪或は重て御出京の思召もあるよしなれ共學問は單に書を読み字を知る爲めにあらず一度養蠶に従事したるこそ幸なれ何卒其事業をますく盛にして家を成す様致度方今天下の事は養蠶の外に有之間敷當に一家の利益のみならず國を立るも亦この一事業に依るのみ老生曾て云へる事あり

一縷千丈是國脈と

決して違はざる事と存候二念なく御勉強被成度萬卷の書を読むも千石のまゆを作るに若かず吳々も御勸申候右拜答迄申速度早々如此候頓首

七月三十一日

論 吉

阿原左金吾様

九一七 阿部泰藏宛
物集女清久宛

明治十五年九月二十八日付

爰に突然申上候義は日本銀行へ加入金壹萬の株金さし向貳千圓拂込に困却致候に付ては貴社にて兼て御買入相成候公債證書の代りに暫時右日本銀行の株券抵當にて貳千圓文御振替被下候義相叶間敷哉實は是も小生自から爲にするに非ず金子彌平氏株主相成候積りにて兼て其咄もありし事なれ共昨今は何方も金に窮して迎も貳千圓金を融通致吳候者無之不得止申上候次第尤其中此方に金策出來候上は直に請戻し可申唯一時公債證書の代りとして御引受置被下度奉願候い才は本人金子氏より可申上事情御聞取可被下候右要用のみ申上候早々頓首

九月二十八日

論 吉

阿部様

物集女様

註 阿部は明治生命保險會社の社長、物集女は同社の支配人であつた。(編者)

九一八 阿部泰藏宛

明治十七年二月七日付

昨日は難有奉存候以御蔭無滞相濟安心仕候家内共よりも宣布御禮申上候様申出候就て今後の一步昨日も申上候通り何れ老生夫妻にて本人召連れ小石川へ罷出候積りなれ共此方より行き又他日を卜して先方より來ると申すも随分繁忙なる譯け依て爰に略式の一案は一日双方の都合宣布時を見て私方より夫妻と娘と三人にて小石川へ参り其日に兩家の中央なる日本橋邊の茶屋を用意致し置私共は歸途其茶屋へ立寄り小石川よりは乍御苦勞御兩親并に定吉殿始其外思召次第の方々同茶屋まで御出張被下兩家族打寄幾久敷御懇親の印に御同食致候ては如何に可有之哉其上は即ち御親類相

九一六 阿原左金吾宛

九一七 阿部泰藏

物集女清久宛

九一八 阿部泰藏宛

七四一

互に随意に來往自在なり尤其席（即茶屋）には仁兄も御臨席相願度或は小幡兄は不在に付宇都宮氏へ案内可致哉に存候私家内より參る者は老生夫妻兩人と本人さごと或は祖母も可參哉是は未定是に阿部君宇都宮君の積りなり小石川よりは御兩親并に定吉殿其外御都合に任す

右は唯老生の即案にて決して斯くと限り候譯には無之如何様にも小石川の思召次第に任し候義に御座候兎に角に一應御相談申上候間何卒御問合せ奉願候

若し右の案にて御差支も無御座候はゞ本月十五日以内十日前後（但十一日を除く）何日にて御都合可然哉其日其席へ御出の方々は御幾名なるべきや相伺度又時は午後一時の頃より出宅私方三名小石川へ参り一應御挨拶御茶にても戴き直に引返して某茶屋へ参るには彼是三四時にも可相成食事は即晩食ならんと存候尤も御都合御取極被下候得ば茶屋の方は私家人え申付百事取計其前に場所可申上周旋方は擔任仕候積りに御座候

此段御相談まで申上候早々頓首

二月七日

論 吉

阿部様 机下

註 阿部の媒約で先生の長女さごとと中村貞吉との縁談調ひ、兩家族懇親の會食に付、打合せの件。（編者）

九一九 阿部泰藏宛

明治十七年二月十二日付

此程中より度々芳翰を辱し昨日來示の趣に従へば本月十七日私方より小石川へ趣き歸途某茶屋へ参り先方よりは清

行君御夫婦清一貞吉二氏と妹君と五名御參會可相成由日限に於て差支無之其都合に用意可仕此方よりは老生夫妻とさ々と三名に御座候尙其日は御迷惑恐入候得共仁兄にも御臨席奉願候宇都宮は御内意に従ひ見合可申素より先方へ會て通知致候事にも無之此度は廢案に決したり茶屋の方は最初より私方にて周旋の積其邊の事に付ても清行君に御意見も御座候由なれ共此義は拜眉の節御話可申上全體私方より見て先方と申せば貞吉氏なれ共氏には尙家あるにあらず何れ家の出來候上にて應酬も可然候得共此度は私方にて不取敢御亭主役相勸申度奉存候何は兎も角も十七日は差支無御座御近付の爲め一應御面會を期し候までに御座候右再答申上度早々頓首

二月十二日

論 吉

阿部様 梧下

九二〇 阿部泰藏宛

明治十七年二月十四日付

益御清適奉拜賀候陳は過日來毎度御面倒相願候本月十七日會合一條日本橋邊と存じ頻に詮索爲致候處何れも適當と可申もの無之尋常一様の割烹店にあらざれば洒落に藝妓でも呼で躁々と申す茶屋のみ百方奔走の末周旋方の申すには築地すみやの外は有之間布よし申出候築地とありては小石川より頗る遠方甚以御氣の毒の至存候得共御都合は如何可有御座哉一應御尋申上候若し御差支も御座候はゞ尙詮索可致候得共一應相伺候毎度御面倒恐入候得共小石川へ御一封を以て御聞合せ奉願候唯今周旋人歸來の事情に任せ早々申上候何分宜布奉願候右要用のみ頓首

二月十四日

論 吉

阿部様 梧下

九二一 阿部泰藏宛

明治十七年二月二十二日付

再三の雪近年の異事益々御清適奉拜賀陳は過日すみやの會同十七日を延ばして二十四日に致候は全く天氣に關して申上候義に御座候處實は其日に當て別に大に差支を生じたる事は小生義本月十六日の頃より少々風邪の様に覺へ十七日朝に至れば發熱煩悶念入の感冒にて遂には松山君に降伏服藥いたし候得共尋常の鼻風ならず十七日より今日まで殆一週間平臥昨朝より熱も全く解して無病なれ共數日の滋養を缺き少々衰弱この體にては明後二十四日も外出は出來申間布く哉に被存候實は毎々違約延期甚以て快からざるの至押てもと存候得共若しも誤て再感杯と又用心の覺悟に相成候次第何とも申上様もなき始末なれ共今一週間の延期三月三日に御頼談奉願候先方の思召如何實に恐縮に不堪候得共前條の事實不惡御通知被下度吳々も奉願候右要用のみ申上度早々如此御座候 頓首

二月二十二日

諭

吉

阿部様 梧下

尙以久々にて一週間の平臥新聞紙も不都合家事亦齟齬言語道斷なるの始末尙拜眉萬御話可申上候

九二二 阿部泰藏宛

明治十七年二月二十七日付

拜見仕候陳は壽美家の會三月三日御都合のよし私方も丁度差支無之彌同日と取極可申都ての手續は過日申上候通り

のプランに従ひ候義に付別に不申上候右拜答申上度早々頓首

二月二十七日

諭

吉

阿部様 梧下

尙以小生の風邪は存外の念入にて今日も尙未起立不申併日々少々づゝ快方に付一兩日中にはひげも剃り可申積三日の事は急度務候覺悟に御座候い上

九二三 阿部泰藏宛

明治十七年三月六日付

漸快晴相成御同慶奉存候益御清寧奉拜賀陳は過日來縁談の義に付ては厚く御配慮に預り以御蔭首尾能整ひ難有奉存候家内一同安心不過之右御禮の印鮮魚壹尾厨下に差出候外に粗布一是亦御笑留被成下候はゞ本懐の至奉存候何れ不日拜趨萬可申上候得共不取敢一應の御禮まで匆々如此御座候頓首

三月六日

諭

吉

阿部様 梧下

九二四 阿部泰藏宛

明治二十一年一月二十五日付

拜啓仕候陳は井上角五郎氏保險相願度の處同人義は本月二十八日出發の郵船にて渡米候に付體質検査の定日に逢ふを得ず就ては出格の譯を以て今日直に御約束被下候義相叶間敷哉無病健康は十目十指の請合ふ所なり何卒可然御取計

九二一—九二四 阿部泰藏宛

奉願候右申上度い才は本人より御聞取奉願候早々頓首

一月二十五日

論 吉

阿部様
其外様

九二五 阿部泰藏宛

明治二十四年一月十二日付

新年以来未だ御目に掛らず益御清安奉賀候陳ば此生は兼て御見知りも可有御座哉荒川新十郎と申者にて多年横濱の貿易商會に居り事を執候得共同商會も昨今孤城落日何れへか方向を轉じ度存居候處に今度火災保險會社の事を聞込若し人を要することならば力を盡し度との志願本人の性質技倆は小幡氏を始め朝吹其他にて知る者甚だ少なからず必ず間に合ふ者に御座候昨今の御都合をも不存唐突に申上候は如何敷候得共試に本人に附するに一書を以てしい才の義は御面倒ながら一寸御逢の上御聞取奉願候右要用のみ申上度勿々頓首

二十四年一月十二日

論 吉

阿部様 梧下

尙以本文の義はプライウエートの御話にて御直に申上度存候得共老生義今以て全快不致此筆を執るさへ疲勞を覺る位の次第不得止書を以て申上候餘は拜眉の時に附し候い上

九二六 阿部泰藏宛

明治二十五年三月十九日付

華翰拜見仕候不順の時候益御清安奉賀陳ば來二十三日午後同窓友人の集會御催しに付老生にも拜趨可仕様難有奉存候或は同日差支ならば翌日にも御不都合無之よし然處二十三日は拙宅に佛事を營候積にて約束致し置候に付ては可相成は二十四日に參上候やう仕度同日は午後御示命の時刻必ず可罷出奉存候何れ拜顔萬々御禮可申上候得共御請のみ勿々如此御座候頓首

二十五年三月十九日

論 吉

阿部様 梧下

九二七 阿部泰藏宛

明治二十六年十一月三十日付

歳暮忙中一夕の閑話も亦妙ならんと存候來月六日拙宅におゐて五六友人の小集を催し度何卒御繰合夕六時までにて御來車奉願候右御案内申上度勿々頓首

二十六年十一月三十日

論 吉

阿部様 梧下